

令和5年6月13日開会

令和5年6月22日閉会

令和5年第6回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和5年第6回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 6月13日(火)から6月22日(木)までの10日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6月13日	火	午前9時	本会議 1 開会 2 議事日程等の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 8 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	6月14日	水	午前9時	休 会(本会議) 議会全員協議会 午前9時～
第3日	6月15日	木	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第4日	6月16日	金		休 会
第5日	6月17日	土		休 会
第6日	6月18日	日		休 会
第7日	6月19日	月		休 会
第8日	6月20日	火	午前9時	本会議 1 開議 2 一般質問
第9日	6月21日	水	午前9時	本会議 1 開議 2 一般質問
第10日	6月22日	木	午前9時	本会議 1 開議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

令和5年第6回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	6月13日(火)	1
◎第 8 日	6月20日(火)	19
◎第 9 日	6月21日(水)	57
◎第10日	6月22日(木)	77

令和5年第6回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和5年6月13日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年6月13日 午前9時00分開会 午前11時13分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山野 英里 2番 山田 浩子 3番 我澤 隆司
5番 神崎 良一 6番 山本 稔 7番 居樹 豊
8番 万代 哲央 9番 山本 泰正 10番 広瀬 正男
11番 西中 純一 12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
欠席 4番 從野 勝
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太田 啓補 副町長 今田 好泰
教育長 徳永 昭伸 総務部長 永宗 宣之
危機管理室長 河野 憲一 財政課長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一 税務課長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明 住民課長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信行 健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 田村 正晃 産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司 都市建設課長 西本 幸司
総務事業課長 井上 輝昭 会計管理者 清水 洋右
教育次長 新田 憲一 学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	9 番 山本泰正 10 番 広瀬正男
日程第 2	会期の決定について	10 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	報告第 1 号 令和 4 年度和気町一般会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 2 号 令和 4 年度和気町駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 3 号 令和 4 年度和気町簡易水道事業会計予算繰越計算書について	説明
日程第 5	議案第 48 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	委員会付託
	議案第 49 号 和気町税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 50 号 和気町都市計画税条例を廃止する条例について	委員会付託
	議案第 51 号 和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について	委員会付託
	議案第 52 号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて	委員会付託
	議案第 53 号 和気町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 6	議案第 54 号 令和 5 年度和気町一般会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 55 号 令和 5 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
日程第 7	議案第 56 号 物品購入契約の締結について	委員会付託
日程第 8	請願第 1 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願	委員会付託
日程第 9	陳情第 1 号 大中山・清水地区の悪臭及び水質改善対策についての陳情書	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。欠席1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第6回和気町議会定例会を開会します。

また、山陽新聞社より撮影の申出があり、許可いたしておりますので、御了承を願います。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 山本泰正君及び10番 広瀬正男君を指名します。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る6月6日、議会運営委員会を開き、本定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る6月6日午前9時より本庁舎3階第2会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部・課長出席の下、令和5年第6回和気町議会定例会の会期、日程及び案件等を協議いたしました結果の報告をいたします。

会期は、本日6月13日から6月22日までの10日間に決定いたしました。

次に、日程につきましては、第1日目、本日、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行います。

また、本日、会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

第2日目、6月14日、本会議は休会とし、午前9時から議会全員協議会を予定しており、終了後に議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目、6月15日、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第4日目から第7日目までの4日間は、休会といたします。

第8日目、6月20日、午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第9日目、6月21日は、一般質問の予備日としております。

第10日目、6月22日午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。本会議終了後に議員人権啓発研修会を予定しております。

なお、今定例会に付議されます案件は、報告3件、条例改正6件、補正予算2件及び契約1件であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月22日までの10日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 本日ここに、令和5年第6回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、令和5年第5回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、町政懇談会についてでございますが、5月21日の日曜日、総合福祉センターの大ホールで、午前10時から和気小学校区、午後1時30分から本荘小学校区を対象に実施し、町民の皆様から貴重な御意見をいただきました。また、議員皆様におかれましては、2週にわたって町政懇談会にオブザーバーとして御出席をいただき、大変ありがとうございました。

次に、町内の小・中学校において、5月27日には3小学校で運動会が行われ、6月3日には両中学校で体育大会が開催されました。

次に、5月27日、和気町原地内の吉井川河川敷におきまして、中国5県の総合水防演習が開催され、出席をいたしました。国や県、自衛隊、警察、消防や流域の自治体、消防団など、約900人の参加により訓練が行われました。

次に、5月31日、一般社団法人日本特殊清掃隊と災害時や感染症流行時などにおける防疫業務協定の締結式を行いました。

次に、6月1日、カルチャーホテルにおいて、備前県民局管内の生き活きミーティングが管内正・副市長の出席により開催をされ、本年度の主要事業説明や意見交換等を行いました。

次に、6月3日、4日と、旧大國家住宅の一般公開を行い、約250人の方々が改修の進捗状況を見学に訪れました。

次に、6月8日、岡山芸術創造劇場ハレノワのプレオープン記念式典に出席をいたしました。老朽化した市民会館と市民文化ホールを移転統合した施設で、中国四国地域では唯一、大、中、小の3つの劇場を備えており、大劇場は1,753席を誇るすばらしい施設となっており、9月1日にはグランドオープンされる予定となっております。

次に、6月5日、岡山労働局と相互の連携体制強化、就労支援、人材確保対策などを目的に雇用対策協定の締結式を行いました。この協定は、県内町村はもとより、東備地域でも初めて締結されたもので、今後より強化された連携体制の下、町内の雇用の促進と労働環境の改善に向けた取組が進んでいくことに対して大いに期待をしているものでございます。

次に、6月10日、特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会の理事会に出席いたしました。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(当瀬万享君) 日程第4、報告第1号から報告第3号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、本日提案いたしております報告第1号から報告第3号までの3件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号は、令和4年度和気町一般会計繰越明許費の繰越計算書、報告第2号は、令和4年度和気町駐車場事業特別会計繰越明許費の繰越計算書でありまして、いずれも令和4年度から令和5年度へ繰り越して執行する事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号は、令和4年度和気町簡易水道事業会計の繰越計算書でありまして、令和4年度から令和5年度へ繰り越した事業について、地方公営企業法の規定により報告するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、報告第1号から報告第3号までの3件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 報告第1号説明した。

○議長(当瀬万享君) 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長(西本幸司君) 報告第2号説明した。

○議長(当瀬万享君) 産業建設部長 田村君。

○産業建設部長(田村正晃君) 報告第3号説明した。

○議長(当瀬万享君) 以上で報告第1号から報告第3号までの3件の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(当瀬万享君) 日程第5、議案第48号から議案第53号までの6件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、議案第48号から議案第53号までの6議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第48号の和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。旧大国家住宅の保存、修理後の活用方法を検討するための和気町旧大国家住宅保存修理活用検討委員会の設置に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第49号の和気町税条例の一部を改正する条例についてであります。固定資産税の前納報奨金制度について、制度の目的である町民への税制に対する理解と納税意欲の向上が達成されたことから、制度を廃止するため、和気町税条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号の和気町都市計画税条例を廃止する条例についてであります。都市計画税について、同一地区内で用途地域と用途地域外が混在している地区があり、居住している町民にとって不公平が生じていることから、和気町都市計画税条例を廃止するものであります。

次に、議案第51号の和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備されたこと、また家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号の和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備され、子ども・子育て支援法等の一部が改正されたこと、また特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号の和気町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備され、子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第48号から議案第53号までの6件、順次細部説明を求めます。

社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 議案第48号説明した。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 議案第49号・議案第50号説明した。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 議案第51号・議案第52号説明した。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 議案第53号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから、議案第48号から議案第53号までの6件の質疑を行います。

まず、議案第48号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 条例については賛成なんです。若干、大森町長からかかって、これだけ多額の費用を要して修理して、その間では財団法人ができて、町へ寄附したものを一旦、財団法人にまた返したり、いろいろ苦労されて、その当時の方が今、副町長になられてるわけですけど。今後、財団法人になった以上、この管理についてどうするか。一般的には、多分、財団法人独自である程度、そういう閲覧というんですか、見れるように段取りするんじゃないかなと思うんですけど、その点、いかがに考えられているのか、教えていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

管理運営面について、今後どうしていくかということで御質問をいただきましたけども、今、まさにそのことについて、今後の管理運営、特にその活用部分について、検討委員会を立ち上げて、その中で十分協議されて、方向性が出てくるものと思っております。そういう意味で、今回、検討委員会の立ち上げに関する費用弁償ということで、議題として上げさせていただいて、今後、十分、議員も言われましたようなことも含めて、和気町にとって有効的な活用ができるように検討させていただけたらと思っております。また、その検討会の中で出てきたことについては、随時、議会のほうにも御報告をさせていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 財団法人大國家、その建物です。これは中央公民館等も含めて和気駅前活性化とい

うか、それを考えて、いろいろ今後対策していくというような町長のお考えであったと思います。今後ともそういう点で、ぜひ言うように、町外の方にもその閲覧というんですか、あれができるようにやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。答弁は結構です。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第49号和気町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第50号和気町都市計画税条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第51号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第52号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第48号から議案第52号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第48号から議案第52号までの5件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号から議案第52号までの5件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第53号和気町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第53号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第53号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議案第54号及び議案第55号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第54号、議案第55号の2議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第54号の令和5年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は、既定の予算に3,414万6,000円を追加し、予算の総額を98億5,353万3,000円とするもので、主な内容は、歳入では、地域公共交通維持確保支援事業補助金、小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業委託金、電力供給契約違約金等の追加、歳出では、コミュニティ活動助成金、有機農業産地づくり推進緊急対策事業補助金、スポーツ振興監就任に伴う保健体育総務費等の追加をするものであります。

次に、議案第55号の令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は、資本的収入において2,300万円を追加し、予算の総額を2億4,864万8,000円にするものです。資本的支出において2,300万円を追加し、予算の総額を2億7,546万5,000円とするものです。内容は、森地内配水管更新工事及び加賀知田加圧ポンプ場の送水ポンプ取替え工事に伴う企業債及び工事請負費を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第54号及び議案第55号の2件、順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第54号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 田村君。

○産業建設部長（田村正晃君） 議案第55号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから、議案第54号及び議案第55号の2件の質疑を行います。

まず、議案第54号令和5年度和気町一般会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 41ページなんですけれども、小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業委託金ということで、先ほど新たな不登校を生まない取組というお話があったかと思うんですけれども、例えば具体的にどういった取組なのか、分かれば教えてください。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） では、小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業について御説明をいたします。

この事業ですが、具体的には、登校支援員と、それから別室支援員というものが配置されます。登校支援員のみ、また別室支援員のみ、あるいはその両方という、その支援員が必要な学校に配置をされます。この登校支援員というものは、不登校、または登校しづらい状況にある児童について、登校時の支援を行う、また別室支援員は、学校に来てからの支援を行うという役割を担っております。和気町のほうでは2校に2名の登校支援員が配置されておりますが、この登校支援員は町にもともと配置をしておりましたスクールサポーターと兼ねており、学校に来てからの支援というものも、登校時と併せて円滑に行うことができるようにしております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 登校支援員と別室支援員ということで、その取組でこの委託金を使用するというのですか。ほかにも何か取組がありますか。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

不登校対策のシステム化推進事業ということで、これ、県の事業でございまして、今年度、県のほうでは不登校を増やさないということで、内容を拡充しております。今回の県からの歳入は、先ほど学校教育課長が申し上げた登校支援員の人件費に充当してまして、これは県の要綱の中で人件費に充当しなさいという決まりがございますので、充当させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 実際、今、和気町のほうでこの支援が必要な生徒は何名ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 令和4年度の数値ですけれども、小学校で長期欠席者が21名、うち不登校児童が4名、中学校で長期欠席者が22名、うち不登校者が16名という、現在の集計状況です。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 小学校が長期欠席が21名、不登校4名ということで、不登校じゃなくても長期欠席というのは、体調不良であるとか、そういった理由、不登校とは言わない理由でしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

長期欠席と不登校というのが、長期欠席というのは30日以上欠席した場合が長期欠席に入ります。これは継続しての場合もあるし、病気入院等がかさむと、これ、30日を超えていきますので、そういう場合もこの長期欠席の中に入ります。先ほど課長が言わせていただきましたように、小学校の21名というのは長期欠席ですので、風邪を引いたのなんかで合計が30日を超えた場合もあるし、病気入院等で1回で30日を超えた子供たちもおります。いろいろなケースがあるんですけども、その中で、不登校、原因があまりはっきりしない、ただ学校に行き渋る、そういう子供たちが4名いるというような形になっております。なかなかこの定義自体が難しいんですけども、学校のほうで状況を見極めて、そういう報告を上げてきておると。とにかくこの事業を受けることによって、やっぱり一人でも、子供たちが学校に行きにくいと、そういう子供たちが何とか学校に来て、ほかの子供たちと一緒に学校生活ができるようにということで取り組んでおりまして、以前は本荘小学校のみ配置されておりました。ただ、先ほども説明をさせていただいたように、県が不登校について、大きな課題として捉えておりまして、何とかその不登校の数を減らしていかなければいけないということで、今回、その配置が拡充されました。そこで、すぐ和気町も他の学校にということで手を挙げまして、和気小学校にもこの事業を取り入れるということで採択をしていただきまして、和気小学校と本荘小学校に登校支援員を配置しておると。

本荘小学校が以前から取り組んでおりまして、その成果ですけれども、学校等でいろいろ聞く中で、完全不登校の子供たちが随分減ってきたというような成果も上がっておりますし、先ほど別室支援員の話も出たんですけども、これ、去年まで和気中学校に県の事業を受けて配置しておりまして、その成果ですけれども、別室へ通ってきた子供たちの高校進学も、子供たちが希望を持って進学できたというような方向で話を聞いております。いかに一人でも無支援がゼロになるように、いろんな形で学校とつながりを持てるような、いろんな事業がありますので、できるだけ手を挙げて、和気町のほうで活用させていただけたらということで、今回はそのような事業に挙げさせていただいております。また、状況等については、過去との推移というのが、コロナでしたので、コロナの場合にはなかなか欠席にならない、出席停止とかというような扱いがあって、それが本当に推移がどうなるとんかというのが、ここ3年が報告するわけにはいきませんので、今後、コロナが収まって、これからできるだけ不登校、長期欠席も含めて、そういう児童・生徒の減少に教育委員会としても頑張っていきたいと思っております。今後ともいろいろな点で御協力をお願いすることも多いと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 質疑は4回までですから、もう終わります。

ほかに質疑はありませんか。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 43ページです。18節負担金・補助及び交付金、コミュニティ活動の助成金の項目です。

これは宝くじ事業の助成金だとお聞きしたんですけど、答えも半分ぐらいはお聞きしてるんですが、この中身です。4地区への配分。配分地区とその内容です。

あと、この仕組みです。それを教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

コミュニティ助成事業の関係ですが、4地区の配分といいますのが、まず先に流れを説明させていただきたいと思います。毎年9月頃に、各区長に申請がありますかということで通知を出させていただいて、例えばコミュニティに関する事、それから防災に関する事等がありましたら申請を出していただいて、10月に取りまとめて、11月から、この事業が一般財団法人の自治総合センターが行っております。そこへ申請を出します。そこが採択したものが、今回、令和5年度の分が3月末ぐらいに決定いたしますので、それをもって、このタイミングで補正を上げさせていただいている。議案書の41ページの雑入のほうで歳入を入れさせていただいて、自治振興費のほうで歳出を計上させていただいてるものがございます。この流れの中で、実は10万円未満というのが切捨てにはなるんですが、ほぼ10分の10、助成していただけるもので、非常に人気がよくて、今現在でも10の各行政区の方に待機をいただいているような状態でございます。今回採択を受けました一般コミュニティの助成事業、福富区と宇生区でございますが、福富区は冷蔵庫やエアコン、それからスピーカーなどを整備されるようです。それから、宇生区につきましては、コミュニティのエアコンの整備というふうに伺っております。それから、地域防災組織の防災の面では、田土区と宮田区が採択を受けております。この内容につきましては、発電機とか投光器、タンカー、燃料タンクといったようなものがあります。また、自主防災組織もそれぞれ備えておりますので、LEDのライトでありますとか、そういったものを整備させていただくという内容になっております。

一応、流れとしましては、前年度の9月に区長に要望を出して、出てきたものを順番に申請を出し、3月末に決定をいただくというような流れになっております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 採択された区は分かったんですけども、自治総合センターっていうんですか、これ、総務省の組織ではないかと思いますが、和気町として52区あって、どれぐらいの地区から実際にそういう案件が上がってるのか。それを全部、その自治総合センターにそのまま送ってるのか、それとも和気町としていろいろ選定した後、送ってるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼します。

申請をいただいたもの全てというわけではなくて、この事業が、実は平成29年度から令和5年で7年目を迎えます。自治体を対象に行っておりますが、今まで、大体、年間で見ますと、申請をたくさん上げてきたこともあるんですが、採択を受けるのが1件から3件の間ということで、実際には、令和3年、4年、今回もそうなんですけども、申請3件に対して1件採択を受けたり2件採択をされたりということで、年によってまちまちでございます。もともと、申請を受けて、実は令和3年度分までは抽せんをしておりました。各区長に均等にということで抽せんをしておりましたが、令和4年度のときから、その申請をいただいている区長の間で話をしまして、申請をいただいている順番にこちらから審査を上げていくという形に変更をしております。令和4年、令和5

年と順番制にしておりまして、来年度以降も順番が一応決まっております。今現在、待機をしているのが、一般コミュニティで10の自治会、地域防災組織の育成事業として3の町内会が待機をしているような状態でございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 現状はよく分かりましたが。ということは、抽せんであるとか、事前に区長の中で調整であるとか、執行部としては全く関与してないというか、一番、和気町のことを分かってらっしゃるのは、当然、和気町の執行部だと思うんですけども、そのあたりの関与はもう一切なしで、丸投げって言ったら失礼なんですけど、そのままスルーして、その自治総合センターへ送ってるということですか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼します。

事務的なことをもちろんやってるんですけども、29年の当初には、どこもが一斉にということでしたので、抽せんを行って、それまでずっときておりましたら、長い間、いつまでたっても、早くから申請をいただいている自治会が該当にならない、申請も上げてもらえないというようなことになってまいりました。そのことも含めて、申請をいただいている区長を中心に話をして、そういうふうにしなにかということで取決めをさせていただいてやっております。いわゆる要望を出していただいたところが順番で申請を上げていくというような流れで、今実施しておりますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。最後。

○3番（我澤隆司君） 最後ですね。状況はよく分かりました。順番のほうも、もう複数年決まってるということで、私がこれ以上言うことも何もないかと思うんですけども、もうちょっと責任者である執行部のほうが、その辺の、いろいろ申請内容を精査されて、当然強弱というか、いろいろあると思うんですよ。そのあたりも踏まえてやったほうが、判断されたほうがいいんじゃないかというふうなことで思った次第です。もう決まったことなんで、私がこれ以上申し上げることはございませんが。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 御意見ありがとうございます。先ほどから説明があるように、なかなか抽せんになって当たらないというようなことがあったり、続けて2度当たるというようなことがあったりだとか、いろんなことでもございまして、申請をいただいている区長方、地域の方にお話をいただいて、そのようなことにしたということでございます。町の執行部が決めるとなかなか、これ、恣意的なことにもなったり、いろいろな御意見がございまして、一番平等などいいますか、地域の方々でそれについては決めていただくというようなことになりました。

あと、11月に区要望で上がってくるものにつきましては、いろいろな事業状況を見ながら、これは町のほうでもいろいろ判断をさせていただくというようなことにもなっているということでございますので、御理解よろしく願いします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありますか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 順番が前後するんですけど、1つ、先ほど言われた小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業委託金132万5,000円、システムを開発するのかなと思ったんですけど、登校支援員だとか別室支援員、かなり人的なこともやられるんだということで、ちょっと心配なことだけ、私、言わせていただきます。私の子供は、岡山市のほうから転校してきて、小学校4年から中学3年までほとんどもう、完全にもう不登校だったというふうな経験しておりました。今はもう大学も出て一般社会人としてやっておりますけれども。気になるっていうのは、要するに登校刺激をあまりやると、それが逆効果になるというふうなことが

あるので、その点は踏まえてやられるんだろうとは思って、その点を教えていただきたいというのと、いわゆる適応指導教室が和気町にはございません。赤磐市には幼稚園を利用してやってるというようなこともあるんですけど、その点についてはどのように考えているのか。要するに、原因は様々なんです、学校へ行かない子供の。だから、子供がエネルギーをためるまで待ってやらないといけないというのが、今の私たち、自分自身でそういう、親同士で勉強したりしたことがあったんで、それもこの和気町にはあまりないようなんですけど、思うんですよ。その点をよく踏まえてぜひやっていただきたいということで、質問をいたします。

それから、もう一つは有機農業です。41ページの農業振興費県補助金、有機農業産地づくり推進緊急対策事業補助金918万3,000円、補助がついて、それをそのまま歳出をされるわけなんですけど、よく聞くんです。農業やってる方、私自身、あまり、ぶどうはちょっとやってるんですけど、有機を使って、お米でもいろいろと付加価値の高いものを作って高いものを売らんだというようなことも言われるんですけど、今、ナスだとかネギだとか、それからいろいろとやってられるところもあるんですけど、その有機農業の産地づくりっていう点で、そういう何かもくろみというか、あるいは作物とか、そういうものが何かあるんでしょうか。その点について教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 先ほど御質問をいただいた長期欠席・不登校についての登校刺激についての御質問にお答えいたします。

長期欠席・不登校に対応するためには、子供たちの一人一人の状況を的確に見取る、これが何より大事です。そのために、現在、各校から毎月、不登校の状態にある子供たちがどういった状態にあるのかということの報告が上がってきます。その状態に合わせて、登校を促すことがよいのか、あるいは見守ることがよいのかというような対応を一人一人に合わせて考えているところです。

もう一点の適応指導教室についてですが、現在、適応指導教室はございませんが、このシステム化推進事業ですとか、そのほかに別室で支援をするような事業、こういった事業で支援をするようにしています。何より大事にしなければならないのが、学校や社会とのつながりを何らかの形で持ち続けることが大事だと思っておりますので、近年ではICTの活用などしながら、一人一人の子供が何らかの形で外部とつながれるような支援をしているところです。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

それでは、有機農業産地づくり推進緊急対策事業につきまして説明させていただきます。

まず、この事業の目的でございますが、和気町の農業振興につきましては、町政の骨幹ということでありまして、住民生活に直結する重要なものと認識しております。その中で、従来の農業に加えまして有機農業を取り組むことで、環境に配慮した農業の推進や農作物の付加価値を高めることなどにつながる農業の推進に重点を置き、有機農業の生産から消費までを一貫して、物流、販売促進等の取組と一体的な推進を進め、有機農業の普及、拡大、または定着へつなげていきたいというふうに考えております。

今現在、推進作物等の御質問でございますが、和気町内で7名の方が有機農業に取り組んでると、今現在、把握しております。その中では、半分の方が水稲、そのほかの方は野菜ということでございます。この事業に取り組むことによって、水稲、野菜のあたりから推進といいますか、広げていきたいと思っております。特に水稲についてをメインに行きたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 大体、不登校について分かりましたけども、もう一遍、あれするのは、要するに都市部ではフリースクールだとかいろいろあるんですよ。だけど、田舎だと、なかなかそういうことがない。それか

ら、フリースクールについても、文部科学省も出席扱いするとかというような動きにもなってるんで、ぜひ適応指導教室についても、単町では無理なのかもしれませんが、ひょっとしたら。何かそういうものも、校舎なんかはまだ跡地を利用してないところもあるんですから、その点もよく考えて、ぜひ御検討をいただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。自分の恥をさらすようであれなんですけど、うちの子供は、じいさん、ばあさんと農業をやる中で、何かやっぱし学校へ行かなきゃいけないかなっていうふうに気づいたというふうなことがあったんで、そういうことも含めて、やはり自分のエネルギーをためるまで待つてやるっていうことは、大変重要なことだと思います。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、有機農業ですけど、佐伯地区で結構そういう、有機というか、農業については契約栽培っていうことで一生懸命やられてる方がおられる。スーパーとか、いろいろと契約されてやってる方もおられる。ただ、そういう方は若干有機じゃないような感じもするんですけど、見てる感じでは。それはあれとして、ぜひ水稻、野菜、野菜についても3種類ぐらい、黄ニラも含めて、ナスとネギ、それから黄ニラですか、そういうものがあるようには思うんですけども、いろいろとこれから、うちの地区ではキラゲをやられてる方もおられるようなんですけど。ぜひ推進できるように頑張っていたきたいというふうに思います。これについてはもう答弁は結構です。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

先ほど来、出ております不登校対策についてですけども、議員からの御提言、御意見、本当にありがとうございました。我々、専門家として、やっぱり子供たちの見極めというのが本当に大切ではないかなと思っております。そのためにこのシステム化、出ております予算については、ただ登校支援員の配置だけではなくて、これを配置することによって、校内での長期欠席・不登校に対する対策というんですか、それをシステム化して対応しようということが、一緒に、この登校支援員配置と同時についてまいります。また、県におります専門家も随時学校訪問をしてくださって、校内の研修等にも参加をして、いろいろアドバイスもしていただくというものも総合的なパッケージとなってこのシステム化事業ですので、その部分については予算を伴わないから、今回、登校支援員のところで予算を上げておるといことで、そういう事業であるということをお理解をいただけたらと思っております。

また、適応指導教室についても、以前は適応指導教室を設置するという方向があったんですけども、現在、長期欠席・不登校に対応しての有効な対応として、別室指導教室を各学校に設置をして、教室に入れない子供たちのための居場所づくりということで県が進めております。それが非常に効果的であったと。他県でもそういうことに先行的に取り組んでおる実績が上がっておりまして、岡山県でも別室指導教室を積極的に設置していきという流れになっております。そういうことで、本町でも、和気中学校、並びに佐伯小学校と和気小学校に別室指導教室を設置しております。そういうことで、適応指導教室に代わるものということに取り組んでおると。以前から、和気町では適応指導教室がないということも何度か聞いておりました。ただそのための対応として、他の自治体にはないスクールサポーター事業ということで、町費でスクールサポーターをかなりの人数、17名ですか、各校に配置をしていただいております。これはだんだん他の自治体でも広まっていったんですけども、ただ人数的には非常に多い、いわゆる教育支援員を配置していただいとんじゃないかなと。学校現場の声を聞きすると、非常にそれが効果的であるというようなことも聞いております。また、その代わりと言ってはなんなんですけども、教育委員会が主宰でふれあい教室というのを月に1回実施をして、不登校にある子供たち、あるいはその保護者の方に集まっていたいて、お互いに子供たちは活動の中で、それから保護者にはいろいろ悩み相談を受けるとかというような活動もやっております。何とかつながりをつけるということが一番大切で、先ほどもしましたように、無支援ゼロにならないように、いろんな形でそういう不登校、長期欠席になつてる子供た

ち、あるいはその保護者の方と常につながりを持ちながら、できるだけ学校のほうに、それが無理であれば、他の居場所に、子供たちがどっかにつながりができるような形で支援をしていきたいと思っております。いろいろケース・バイ・ケースがあって、なかなか子供の状態を見極めながらというところ、難しいところがあるんですけども、そういうところの判断については、学校と十分協議しながら、今後の対応をしていきたいと思っております。今後とも、いろいろ御意見、御提言がありましたら言うていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 45ページのスポーツ振興監についてお尋ねします。

私、体育館のほうに職員の配置をされると聞いておまして。体育館へ、お目にかかりたいなと思って行くんですが、なかなか会うことができません。振興監の勤務時間、多分、高校の部活動の指導をされたりするのに、勤務時間外になるということで、時間をフレックスタイムみたいなんで遅らせて、5時以降にされとんかなと思うようなこともあります。これについて、勤務時間とか、それから契約です。1年契約ですか。そういうことをお聞きしたいんです。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

議員おっしゃられるように、緩やかな感じで週37、5時間ということで決めさせていただいてまして、御本人と話合いの結果、今のところ、月、木がお休みで、残りの日を勤務していただいているということになります。それとともに、これもおっしゃっていただいたように、和気閑谷高校のほうの野球部にも関与していただくということで言えば、夕方等々は和気閑谷高校に行くことも多い。なので、それ以外の平日の昼間ぐらいに体育館のほうに来ていただいて勤務していただくことが多いんですが、それも、割合、今、グラウンドとか河川敷のところとかも一緒に作業したりするんで、体育館そのものに、今おる時間っていうのはなかなか少ないかなというふうに感じております。勤務についてはそういうような形なんですけども、会計年度任用職員という形で対応しておりますので、1年契約ということになります。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 大体、勤務については分かりました。これ、和気閑谷高校の野球部のレベルアップということで採用されたと思いますので、1年ではなかなか成果が出ないと思います。これ、契約というのは1年契約なんですけど、何年かにわたって契約できるような方向でお願いしたいと思います。私、和気閑谷高校の野球部卒業じゃないんでよく分かりませんが、大体レベルが今どのくらいなのか分かりませんが、振興監に来ていただいて、そのレベルをどのくらいまで上げるのが目標なのか、そこら辺のこともお伺いしたいなと思うんです。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。現在、スポーツ振興監は、先ほど社会教育課長のほうからございましたように、佐伯のグラウンドだとか河川敷の整備なども行っていただいているということと、それから和気閑谷高校の指導と、あと現在は勧誘活動です。生徒を増やす、野球部員を増やすという、そういう勧誘の活動を、県外、県内とかかわらず動いていただいているということでございます。それで、現在は指導といっても直接的な指導ができない立場でございまして、アドバイス程度ということなんです。監督は別に教員がおられますので、監督、部長は教員がされてます。そのような状況です。いずれ、どのような形になるかは別にしましても、和気閑谷高校の野球部は強化をしていくということで、御本人が集められた生徒が直接的に選手として活躍する頃には、形が変わってきているのではないかと私も期待をしているところです。目標はと言われれば、大きく言

えば甲子園出場、21世紀枠を利用して春の甲子園出場、これが大きな目標ではございますけれども、なかなか実行に移すのは厳しいだろうということはあるわけですが、目標は大きく設定をするということで、私の中ではそのように思っています。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第54号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号を総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号を総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第55号令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 簡易水道のあれですよ。56ページで森地内の配水管更新工事というのが出ておるんですが、これは何メートルぐらい、これ、本管を更新するんだろうと思うんですけど、以前に佐伯地区でもあったように思うんですけど、何メートルするんですか。

それから、これはもう既にできているような水道ビジョンですか、それによつての、どんどんこれから事業を開始していくということを含んでの考え方なんですか。それだけお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 田村君。

○産業建設部長（田村正晃君） この今回の更新については水道ビジョンとは関係ありません。下水の工事をし、雨水の排水路をしておったときに、たまたま水路の真ん中から鑄鉄管の水道管が出てきたことが、もう発見しましたので、それで慌てて更新の工事が必要になったっていうことであります。

今回やる場所は、メートル区間としてはあまり長くは、30メートルほどしかありませんが、併せてその前後についても管理がしやすいように更新をしていこうというふうに思っています。お金をかければ、そこは森地内のセブンイレブンの交差点のところですから、推進工事をするようになれば、この金額じゃもちろんないわけなんです。今回はこの水路の真ん中から出てくる鑄鉄管、これに亀裂が生じていることから、その部分だけでも取りあえず更新をしてやっていこうというふうに思っております。

（11番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第55号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号を厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第56号物品購入契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求め

ます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第56号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第56号の物品購入契約の締結についてであります。令和5年度、和気町クリーンセンターの缶類収集用ダンプ車の購入について物品購入契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第56号の細部説明を求めます。

生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） 議案第56号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから、議案第56号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 細かい質問で申し訳ありません。この契約は分かりますけども、これ、現行の、下取りとかそういう形は、参考までに。現有車両といいますか、老朽ということとでされとんでしょうけども、その更新の経過を、概略でよろしい、お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） 現在のダンプはもう27万キロ以上走っておりますので、下取りは考えておりません。業者ともそのような話はしておりません。

（7番 居樹 豊君「結構です」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第56号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（当瀬万享君） 日程第8、請願第1号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願についてを議題とします。

これから請願第1号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 請願第1号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願、紹介議員になっておりまして、趣旨説明をいたします。

再審法という法律はないんで、刑事訴訟法なんですけど、その規定が幾つかあるんですけど、そのことです。それについて、非常に再審というのが難しいということで、今、この間、ごく最近ニュースになった6月5日の福岡高裁の宮崎支部、大崎事件というのが、4回目の再審請求ですけど、今のところ、これが裁判所のほうは駄目だというふうなので、特別抗告、また最高裁のほうに持っていくというふうなことを、昨日、弁護団が決定

したようでございます。袴田事件というのもありましたけれど、再審、1遍審理ができた、確定した裁判についての見直しを求める規定について、いろいろと問題点があると。特に今回言ってるのが、警察が持っている証拠、これをなかなか開示していかない。未開示の証拠を全て開示してくれと。それから、裁判所が再審開始を決定しても、現実には検察のほうに抗告ということで、その再審は不相当であると異議申立てをすると、それによってまた審理を閉じてしまうとか、そういうことがあるので、そういう点ができないように、検察の異議が申立てできないような制度に、そういう法律改正というか、そういうことをしてほしいと。これについて意見書を上げてほしいということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） これから、請願第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

請願第1号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

（日程第9）

○議長（当瀬万享君） 日程第9、今回、陳情2件が提出され、これを受理しております。陳情第1号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

なお、その他1件については、議員控室のファイルに整理いたしておりますので、御高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から議会全員協議会を開催いたしますので、御出席ください。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時13分 散会

令和5年第6回和気町議会会議録（第8日目）

1. 招集日時 令和5年6月20日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年6月20日 午前9時00分開議 午後2時11分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 永宗 宣之
危機管理室長 河野 憲一	財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信行	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 田村 正晃	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	都市建設課長 西本 幸司
総務事業課長 井上 輝昭	会 計 管 理 者 清水 洋右
教 育 次 長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 2番 山田浩子 2. 7番 居樹 豊 3. 1番 山野英里 4. 3番 我澤隆司 5. 10番 広瀬正男 6. 5番 神崎良一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして、2番 山田浩子君に質問を許可します。

2番 山田君。

○2番(山田浩子君) 議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問1、旧大國家住宅の修復と併せて、和気駅北エリアの整備をしてはどうかという質問です。

現在、令和9年の完成を目指して、旧大國家住宅の修復作業が進んでおります。皆様、御存じのとおり、旧大國家住宅の主翼は全国的にも珍しい屋根形式であり、平成16年には国の重要文化財に指定されました。先日、6月3日、4日には一般公開が行われ、県外の方も含め250名の方が見学に訪れております。私も見学に行かせていただきましたが、増改築があった形跡なども詳しく研究し、忠実に復元していく様子が見てとれ、この旧大國家住宅が完成した姿をぜひとも見たいと思いました。気が遠くなるような作業に携わっている方々の日々の御努力に、心から敬意を表したいと思えます。この旧大國家住宅の活用につきましては、先日もお話がありましたように、検討委員会が立ち上がり、これから議論を重ねていかれることと思えます。ぜひ和気町にとっても重要な文化財が多くの方に訪れていただけるような場所になるよう、検討していただきたいと思えます。

ただ、旧大國家住宅に車で訪れる方の駐車場についてどう考えているのか、また今回の修繕に入っていない隣接するエリアの整備について何か計画があるのかどうか、分かればお聞かせください。

その上で私が今回提案したいのは、旧大國家住宅の修復に併せての和気駅北エリアの整備です。町の中に国指定の重要文化財があるということをぜひチャンスと捉えて、この機会に、和気駅を下りたってから旧大國家住宅に向かう動線を整備するべきだと思います。特に中央公民館については、昭和45年に建設され、築53年を迎えております。雨漏りがしたり、かなり老朽化も進んでおり、耐震の基準も満たしておりません。駐車場の白線も消えかかっており、寂れた印象を与えていると思えます。この中央公民館をどうするおつもりでしょうか。また、図書館については、建物自体の耐震については大丈夫なようですが、町民の方からも、暗い、狭い、図書の本数が少ない、新しい図書もあまりない等の意見が出ております。図書館についても、もっと皆さんに活用し親しんでいただける施設になるよう、改善をしていく必要があると考えます。

そこで、提案したいのは、現在の中央公民館がある敷地に、公民館と図書館の機能を備えた複合施設を建設するということです。生涯学習のために活用できる公民館、明るく開放感もあり、なおかつ落ち着いた空間の図書館、そして中高生、子供たちが立ち寄って勉強したりおしゃべりをしたり、また地域の方が休憩したり交流したりできるようなスペース、駅前に誰でも気軽に立ち寄れるような場所があるのは、魅力的だと思います。また、駅前商店街の閉まっている店舗についても、活用できるような取組を考えたらどうかと思います。和気閑谷高校に通う生徒をはじめ、和気に訪れた方々、また町民の皆さんも、ちょっと立ち寄れるようなお店が増えると、駅

前のにぎわいも出てくるのではないのでしょうか。私は今回の議会で和気閑谷高校の寮を整備するという計画をお聞きし、和気閑谷高校を何としても存続していくんだとの和気町の強い決意を感じております。私も同様の思いです。私自身、和気町に魅力を感じて移住をしてみました。私は和気町にはたくさんの魅力があり、可能性があると思っております。それを一つ一つつなげていながら、町内外にどうアピールしていくかが重要ではないかと思っております。旧大國家住宅の修復、そして和気閑谷高校の魅力化に向けて取り組んでいる今、和気駅北エリアの整備をすることは、重要課題であると考えます。旧大國家住宅の完成は、予定では令和9年、あと4年後です。そこに焦点を合わせて、ぜひ産官学を含めた協議会を早急に立ち上げ、旧大國家住宅完成に併せたまちづくりを進めていただきたい。この機会を逃す手はないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼いたします。

旧大國家住宅の修復と併せて、和気駅北エリアの整備をしてはどうかということについて答弁いたします。

まず、国指定重要文化財の旧大國家住宅の保存修理の状況ですが、事業は平成30年度から10年計画で始まりました。現在5年目を迎え、折り返し地点に来ております。保存修理の後半において、耐震工事や防災設備の整備なども施す必要があることから、今年度、活用の方向性を決めるべく、各種団体や文化財保護委員などから構成される活用検討委員会を立ち上げる予定で準備を進めております。ただ、保存修理計画は、近年の物資の高騰などの要因により、期間が延びることも予想されております。今後も状況を注視しながら進めていくことにいたしております。

続きまして、老朽化した中央公民館と図書館の整備として、複合的な教育文化施設として整備してはどうかという点でございます。

中央公民館や図書館が抱えている課題については、把握しておるところでございます。中央公民館は昭和45年に建てられ、今年度で53年を経過しております。耐震基準を満たしておらず、建物をどのようにすべきか、今後の方向性を考える必要があります。

また、図書館は平成4年に開館され、こちらは耐震基準を満たしてはいるものの、デザインの観点からすれば古くなっていることも事実であり、町民の方からは、中が暗いなどの御意見も頂戴しているところでございます。このように、いずれの施設も今後の在り方を考える時期にあると認識しているところでございます。

併せて2点目として御提言いただいております、まちづくりのための産官学を含めた協議会を立ち上げるべきではないかということも含め、早めに研究してまいりたいと考えております。御提言ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） いろいろな課題があるということは認識されているということで、早急に研究したいと言われておりますが、中央公民館の問題とか、今までもほかの議員の方からお話はあったかと思っております。いつかやらないといけないことではあると認識されていると思っておりますので、ぜひこの機会に本気で取り組んでいただきたいと思っております。そのことについて、町長にお聞かせいただきたいと思っております。今回のこの私の質問に対して、町長の思いをお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） この機を捉えて、早めに進めたらどうかという御意見をいただきました。先ほど社会教育課長が答弁いたしましたように、中央公民館、それから図書館、これが古くなっていると。中央公民館は築53年ということ。図書館はまだ築31年ということ、まだ建物そのものは新しいのですけれども、議員御指摘のとおり、中が少し暗いのではないかというような御意見も伺っているところです。御提案いただきましたように、中央公民館、そして図書館を複合施設として整備してはどうかということでございますけれども、私も中央公民館はもう建て替えが必要な時期になってますので、早い段階で、この旧大國家住宅の検討委員会も

ここで立ち上げますので、その中で、直接ではないんですけども、先ほど議員おっしゃったように、複合施設、それから和気駅からの北地域です。北エリアを一体的に整備してはどうかということもございますので、その検討委員会の中でもいろいろと検討をしてみたいというふうに思っています。旧大國家住宅もあと5年ぐらいはかかるということもございますので、それに合わせるような形で検討を進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 旧大國家住宅の完成は5年後、ちょっと延びるかもしれないということではありますが、完成をしていくと思います。いろいろなものをつなげていくってということが、人の流れを生んだりすると思うんです。旧大國家住宅だけがぼんとできてではなくて、そこへ至るまでの間のそういうところの整備っていうことは、本当に大事ではないかなと思っております。町長、現在2年目でございます。今の任期中にこの事業について取り組む、そのような決意があるのかどうかお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長、駐車場の件を先に。答弁漏れがあったんで、先にやって。

社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

今の御質問の中で、中央公民館の駐車場のこと、おっしゃっていただきました。白線が消えかかっているということ、我々も十分認識しております。できれば、この駅前エリアの計画を考えている中で一緒に考えていきたいとは思っておりますが、状況に合わせて、白線については早めにやるということも考えているところでございます。御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 旧大國家住宅の駐車場は。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 中央公民館の駐車場のことは、先ほど課長が言いました。実は、それも私も把握はしているんですけども、中央公民館と図書館を整備するとき一緒にやったらどうかというようなことで、執行部の中では、今検討しています。

それから、旧大國家住宅の駐車場がないのではないかとということですけども、その周辺がどのようになるかということが、まだ絵が描けてません。あの近くに駐車場があるのがやっぱりいいだろうというふうに思ってますけれども、何分、道が狭いので、大きな大型車が入ってくることは旧大國家住宅の辺りでは困難でありますので、自家用車が止まる程度の駐車場は、数台、確保はできたらなということは考えています。

それから、この任期中に手をつけるのかということもございますけれども、現在はそのようには、直接的には考えていません。旧大國家住宅の検討委員会の中で、どのくらいのペースでできて、どのように活用するかということ、駅前のほうからどういう動線で来るかということも含めて検討をしながら、中央公民館と図書館を一体的に検討したいというふうに思っていますので、単独で中央公民館と図書館を整備するということは、今のところ考えていないということで、御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 中央公民館と図書館、単独ではまだ考えてないということでお答えをいただきましたが、旧大國家住宅の建設を待つまでもなく、やはり公民館、図書館の整備のことも同時進行で考えていけばいいと思います。協議会とか検討委員会を立ち上げて、すぐにできるものではないというふうに思っております。何年かかかると思います。なので、今回のこれを機会に、しっかりと協議会をまず立ち上げて、そういったあたりのことも含めての検討をぜひお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、引き続き2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

AED（自動体外式除細動器）についての質問です。

現在、公共施設、またコミュニティハウスでありますとか、様々なところにAEDが設置されていると思います。その点検状況と、また使用するための講習会などの実施について、お答えをお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

山田議員のAEDについての御質問にお答えをいたします。

まず、和気町のAEDの設置状況と、それから点検状況、講習会について御説明をさせていただきます。

和気町では、現在、町の施設や学校関係施設など、28施設に31台のAEDを設置いたしております。

点検の状況につきましては、消耗品であります電極パッドを2年に1度交換、それからAEDそのもののバッテリーを4年に1回の頻度で交換をいたしまして、緊急時にいつでも使えるように点検をいたしております。

講習会につきましては、学校関係、PTAとか、それから介護施設をはじめとする民間の企業、それから各種団体、消防団や行政区などで適宜計画をされまして、講習会を受講されておりましたり、また東備消防組合では、毎月第2日曜日に救急法の講習会を開催いたしております。御都合が合えば、各種団体等に派遣もしていただくことが可能でございます。個人、団体で受講されたい場合は、申込をされましたら受講ができるようになっておりますので、御活用いただきたいというふうに考えております。

それから、和気町職員におきましても、行事やイベントを開催することが結構ございます。東備消防組合から講師を派遣していただきまして、今回、全職員を対象に、6月に1回、それから7月に2回のAEDの使い方を含む救急法の研修会を実施する予定にしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 設置状況等、承知いたしました。また、職員の皆さんが6月、7月にそういった講習を受けられるということで、いざっていうときに、講習を受けていても、動転をして操作ができなかったり、ちゅうちょしたりってということもあると思いますので、日頃からそういった訓練をしていくということは大切なことであると思います。また、町民の皆様に関しても、そういった講習会のようなものがあればいいのではないかなというふうにも考えております。

今回、提案させていただきたいのが、胸部を覆う三角巾をAEDのボックス内においてはどうかということなんですけれども、AEDを使う場合に、倒れている方が女性の場合、ちゅうちょをしてしまう、ためらってしまうということが、現実にも起こっております。マラソン大会で倒れた女性の方が、女性ということでAEDがなかなか使われず、その後、命のほうは取り留めましたけれども、障害が少し残ってしまったという、実際の事故もございます。そういった女性への配慮ということで、AEDを使うときに、三角巾を上から覆ってプライバシーを守るといいですか、そういった配慮ができるようなものがあればいいのではないかなというふうに考えます。また、そういった三角巾を設置しているような行政もございます。なので、ぜひ和気町もそういったところを検討していただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

御提案ありがとうございます。AEDの中に三角巾を入れてはどうかということなんですけど、確かに女性の傷病者の方への配慮は必要であるというふうに思います。しかしながら、女性であろうが男性であろうが、AEDを使用するような有事の際に、議員おっしゃられた緊迫する状況の中で、このAEDの使用に誤りがあるってはないというふうなものでございます。AEDは、先ほど申しました電極パッドを直接体に貼り付けて使用いたします。間違えて三角巾を、布系のものを体に覆った後にその上からというふうな使用をしますと、全く意味をなさないものになってしまいます。大切な命をとどめるためには、誰もがAEDを正しく使えるようにならな

いといけませんし、誤った使用がされないように、今現在はAEDの箱の中に三角巾を入れることは考えておりません。リース業者から貸し出していただくものの中にも、当然、最初から入ってるわけではないので、そのように考えております。傷病者が、実際、倒れられて、その現場の状況の中でハンカチや上着などの活用をしていただいたり、人目につかない箇所での措置をお願いしたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃっていただきました、対応している自治体もあるということで、そういったところに、このような考えのところをどういうふうに対応しているのか、今現在、常備消防の東備消防では、これ、プロの方ですので、落ち着いて処理をされたり、知識も持たれておるということで、そういった配慮をされるようです。あと体を覆う以外に、場所を動かさない場合には、その場所全体を囲って配慮しているというふうにお伺いしておりますが、このAEDが、一般の方でも、実際、命を救おうと思ったら、講習を受けてない方でも、音声で言われますので使うことは可能です。その中で誤った使い方が起こらないように、今はそのようには考えておりませんので、また研究をしてみたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 実際に消防本部がそのように配備をして、公共以外の施設、民間の設置のAEDにも備えていきたいと言われている消防本部もあるようです。東備消防の方に、今回のこういったものの、三角巾の設置とかがってということについて、何か御意見をいただいたでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

確認をしましたら、東備消防は、先ほど言いました、うちはそういうふうな配慮をしているということで、されてるんだなというふうに感じたんですが、AEDの中に入れて、例えば三角巾のような布のものを設置した場合に、先ほど申しました、誤って使うことがあってはいけないというあたりは考えていただけたらということをおっしゃっていただきました。入れてはいけないとか、入れるべきだとかというふうな回答はいただいてないですが、そのような御教示はいただいております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 今現在は考えておられないということで、承知をいたしました。ぜひほかの行政の取組も検討していただきたいと思います。三角巾、ただ覆うだけではなく、また止血でありますとか、動かせれない、固定をしないといけない場合がありますとか、そういったことにも使用できます。ですので、ぜひいろんな行政の取組も検討して、また考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） 質問者の方が総務部長が答弁者と書いてるんですけど、答えない場合は、局長と相談して早めに名前を消してください。よろしく願います。

これで山田浩子君の一般質問を終わります。

次に、7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をお願いしたいと思います。

まず、今回、3問ということですが、まず最初には、町営バスの利便性の向上についてということでございます。

このバスにつきましては、皆さん、御承知のように、地域公共交通の柱として、高齢者等の方々の日常生活におけます移動手段として、一定の成果を上げておるということでございます。そういう状況の中で、利用者の方の生の声を聞きますと、やはりいろんなことで、ありがたいんだけど、さらにもう少し利便性をということの声、今回私も町内を回って見たときに、いろんな項目がございまして、町政懇談会なんかでもありますけ

ども、実際に全体の集合した場所じゃなしに個々に聞きますと、そういう個々の切実なニーズというんか要望というんか、そういうのがございます。そういう意味で、この件につきましても、皆さん、御承知のように、アンケート調査もやって、先般、どうも公共交通会議、和気町の会議のほうで、5月末ですか、やられたということ聞いておりますけども、それらを踏まえながら、会議の内容はあえて、時間的にもありませんのでよろしいですけども、そういう会議をせっかく、外部の識者を入れた会議をやりますんで、その中身を踏まえながら、まず具体的には現状の課題とデマンドタクシーの併用について、それから料金体系の見直し、それからアンケート調査の結果の具体的にどう生かすようなことを考えているのか、それを4点ぐらいを簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の町営バスの利便性の向上についてお答えをさせていただきます。

まず、現行の町営バスの運行に当たって、課題をどのように認識しているかということですが、平成31年4月からこの町営バスをスタートいたしました。令和3年5月には集約化の改善を行いまして、現在、運行をいたしております。御利用いただいている方の中には、運行の便数や時間帯が合わないという方、それから自宅から最寄りのバス停まで距離が遠いなどの御意見をいただいておりますが、この町営バスは、スクールバスの空き時間を活用した定時定路線のバスでございます。町営バスの運行をいろんな面から総合的に考える中で、全てのニーズにお応えすることができないというのが課題ではないかと考えております。今年度、次期地域公共交通計画を策定する年にしております。地域公共交通会議で協議を重ねて、その課題解決に向けて、よりよい手法を模索していきたいというふうに思っております。

次に、デマンドタクシーの併用についてですが、2月に実施いたしましたアンケート調査におきましても、デマンド運行やタクシー利用を求めるといった利用者の声も聞かせていただいております。これも公共交通計画の策定に当たり、会議を複数回、開催させていただきまして、タクシー事業者をはじめ、委員の皆様の御意見を伺いながら、今後の運行形態について協議をさせていただき予定にしております。乗車人数の少ない路線等もありますので、今後、様々な取組の考え方があると思いますが、議員の御質問にありますとおり、デマンドタクシーの併用というのも、一つの手法ではないかなというふうに考えております。

次に、料金体系の見直しを検討してはどうかということの御質問でございますが、現在の料金体系は1回200円いただいておりますが、まちなか線への乗り継ぎや佐伯庁舎での乗り継ぎにつきましては、乗り継ぎ券を発行し、追加料金が発生しないような仕組みになっております。それから、和気鶴飼谷温泉を御利用いただいた方へは、運賃が無料となるようにして運行をいたしております。そのほか、お得に御利用いただくために、定期券及び回数券の発行も行っております。定期券につきましては、大変有利なものとなっておりますので、町民の方へ推奨させていただいております。

料金体系の見直しにつきましては、タクシー事業者との兼ね合いもありまして、現状、議員がおっしゃられる1日200円での、例えば乗り放題とか、そういった実現は、協議をしないと非常に難しいものと考えております。しかしながら、この料金を見直すという、議員がおっしゃっていただいている提案というのは、多くの方に利用をいただけるということが容易に想像ができますので、次の公共交通計画を策定する中で、料金体系についても協議をしてみたいというふうに思います。

最後に、アンケート調査の結果をどのように反映していくかという御質問でございますが、町民の方へアンケート調査を2月に実施いたしました。回収数につきましては4,268部となっております。利用形態等について御意見をお伺いしております。それから、公共交通に求めるサービスにつきましても調査をしておりまして、デマンドタクシーやタクシー利用を補助するチケットなどの意見を多くいただいております。それらの御意

見を基に計画素案を策定して、会議に諮って、次の公共交通計画を策定していきたいというふうに考えております。もちろん町民全ての方のニーズに見合う計画を策定することは非常に困難であると考えておりますが、可能な限り、町民の方に寄り添った計画を策定したいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、お答え、一通りいただきました。まず最初に、13路線の見直しまでは考えてないけども、課題ということですけども、この課題の答えというのは、利用者の皆さんの、みんなの要求に応えられん、これは当たり前のことです。具体的に13路線の現状の課題の捉え方が、私のスタンスとは違います。13路線の中の、例えば最高最低の答えの中に、1日最高が何人、最低何人、そういう路線ごとの分析もあると思いますけども、そういうことを踏まえてどうすべきかということも、少し掘り下げてということが私の趣意でございます。皆さん全体の要求に応えられん、それはもう当たり前のことです。こういうものは全ての人に満足はできませんということが一つ。

それから、デマンドタクシーの併用については、今後、検討ということで、これはぜひとも、アンケートでも出たと思いますけども、これは従来のデマンドタクシー、いろいろあったかも分かりませんが、私の感じたところでは、従来300件出でなかったけども、この一、二年前の話ですけども、居樹さん、500円でもデマンドはありがたいと。そりゃあそうですわね。それはあくまでもタクシー会社との関係ですけども、交通会議でタクシー会社の社長、それぞれいらっしゃる。利害関係をどう抑えるかということが一番問題でございます。私の案を言わせてもらえば、デマンドタクシーが復活をしていただけるなら、地元業者の、和気タクシー、佐伯タクシー、一社一社をうまく活用ということで、利害ということは、これはもう考え方、いろんな議論の細かい議論じゃございません。地域業者の利害調整、これらを踏まえていけば、あとはこれはもうトップ判断というぐらいに私は捉えております。そして、和気町の場合は、通学バスを利用した、せっかくいいのがあるんで、これをうまく、県下の中でも、岡山県和気町は公共交通、いわゆる高齢者、交通弱者、これ、むちゃくちゃ優しいぞというぐらいのことを、現状が中途半端とは思いません。よりよくするためには、ぜひともその辺まで、手の届くところ、ただそこでもネックは、今言うた利用料金にしても、業者と交通会議でいつももめるようなことも聞いておりますけども、地元業者の関係も確かにこれは無視できません。その辺は十分、執行部のほうで検討していただいて、お願いしたいと思っております。

それから、3つ目の料金体系、今、説明がございました。皆さん、もう御承知かと思えますけれども、今、利用券っていうのが2つ、まちなか線と、それから佐伯線ですか。私はこの提案は、何でもか言うと、料金の業者との関係はともかく、利用者の利便性、それから運転手の乗り継ぎ券を渡すような手間というんか、もっともっと運転業務に専念するというので、役所が考えるような考え方ですけども、例えば、あるとき、佐伯の田土の人に言われたんですけど、田土の人が乗ったときに券をもらえば、もう病院で下りた、下りてもその券を持っとけば、病院が終わった、また200円出して買うんじゃないに、例えば病院で乗って、200円を持って、ずっとまたその便の帰り便に佐伯の下りたところで200円を渡す。これ、乗り回し券、1日券っていうのは、普通、民間交通でももう当たり前にとることで、別に新しい発想でもないんだけど、そういう簡素化。それと、費用と利便性というか、経費的なことを言うと、今の公共交通で約七千数百万円かかってますけど、今、利用料金、200円乗り継ぎしたところで300枚いきません。これは費用対効果という観点ではないんです。あくまでも公共交通としての役割分担という、その観点できちきちやらないと、料金を見直したから、業者どうかということ、ちょっと私にしたら話がずれてます。それやったら、もっと大きなところで、私が提案するように、利用タクシーを1台ずつでもデマンドで、もっともっと町の隅々まで、ドア・ツー・ドアでと、そのぐらいのこ

とを検討していただきたいというのが趣旨でございます。

それから、アンケート調査は、アンケートをやることは私はやぶさかではないんですけども、2月にされたらしいんですけども、はっきり言って目新しい提案があったかどうかというのは答えがなかったもんで、再質問させてもらいますけども、もうこの程度のことであれば、先ほど言いました、もう相当走っとなで、このぐらいのことは、行政として、運行者として、問題というのは十分把握しとかんと、アンケートしてからこれでやりますということではなかなかねえ。本来、そういうことは、日常の中できちっと問題点、把握するのが本来の業務でございます。そういうことを含めて、若干、私の言う回答が少し不満足といいますか、不十分というのがありますので、室長、お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

アンケートの結果については、議員のおっしゃられるような意見をたくさんいただいておりますが、一番気になりましたのは、免許の保持者が非常に多い。返すつもりがないと言われてる方が非常に多かったのが事実でございますが、ただ買物に出るときに、いろんな形で、どうにか車に、人に乗せてもらったりすることができるかとか、それからバスに乗ってというか、休みには誰かに頼めるか、近所の人に頼めるか、家族に頼めるかということが、何もできないとおっしゃる方がおられました。この方たちのために、やっぱり公共交通ってというのは何かを考えていかなきゃいけないというふうにも思っておりますので、このアンケートの結果を、この間、5月末に開催いたしました公共交通会議の委員の皆様にご報告をさせていただいて、新たな計画策定の素案をつくるというふうにしております。そのためにどういったことができるか、バスが、例えば利用されてるんだけど、非常に1日当たりの利用人数が少ない場所へどのような配慮ができて、議員がおっしゃられたデマンドタクシーのような形でその路線を賄うようにするのがいいのか、それから例えばタクシーチケットの補助事業をやって、そういうものでそこを賄うことによって、そのルートのバスが空く、さらに充実をしたい場所にそのバスを回すというようなことができるかどうかとも検討していかないといいけませんので、そのあたりを含めて、今後、公共交通会議で話を協議しながらやっていこうと思います。とにかくこの公共交通のバスというものは、朝、和気町中心部へ、夕方に各地域へというような大きな基本の走りを持っています。その中には、JR和気駅を含めて、和気駅の周辺の商業施設の反映といいますか、そういったところにつなげていくという目的もございまして、実はタクシー事業者も和気町内にないといけませんし、それを全く考えないというわけにはいかないと思いますので、同じ会議のメンバーでありますタクシー事業者とも協議をしながら、今後、その計画の策定、それから新たな改善のほうへ向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それじゃあ、最後にこれ、町長の判断といいますか、それを簡単にお聞きして、次に入りたいと思います。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 2月にアンケートを取らせていただきました。議員がおっしゃるように、料金等の問題も含めて、現行の路線に対する住民の皆さんの意見や、デマンドタクシーだとかタクシーのチケット券だとかというようなことも、要望も様々ございました。先ほど担当課長が申しましたとおり、今年度は地域公共交通計画の策定をする年となっておりますので、公共交通会議も年間4回ほど、1回しましたけれども、あと3回ほどは計画をして、その中で協議をさせていただきたいと考えています。

公共交通の利便性の向上はもちろんでもありますけれども、JR和気駅へ向けて朝は出てくるというような形、午後からはまた家のほうに向けてというような形で、現在、走らせています。また、まちなか線ということで、乗り継ぎをしていただいているというようなこともありますけれども、生活の質の向上を支えるように、そう

ということにつながるように、交通体系を今後また検討をしてみたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 時間の関係がございますので、次に入りますけども、一つだけ、私の言い忘れといいますが、特にある吉田地区のほうの方ですけども、利用する方ですけども、今、路線が和気駅止まりということは、駅の北口。当然、その利用者の方というのは、ほとんどが、通勤、通学は別にして、駅の南のほうに用事があって行くということで、北から南に、それはしゃくし定規に言えば地下道を通っていきゃあよろしいがと言うけども、そりゃあ本当の意味の答えになってないんで、その方に言わせれば、これ、私もそう思いましたけども、そういう年配の方の立場になったら、北から南のほうへ、南口を最終停留所にすれば、もうこれ、問題解決するんですわ。だから、それは事務的にはいろいろありますけども、そういうことを言うんじゃなしに、本当の意味の利便性というのは、朝、電車に乗る以外はもうほとんど用事は南口なんですな。現状、もうその程度は把握しておいてもらわんといけんのじゃけども、それを1つ、最後に言っときます。ぜひとも、個々の停留所はよろしい。大きくは和気駅の終点ということになっとなんで、その辺をよろしくお願したいと思います。

それでは2つ目に入ります。

次に、リバーサイド和気周辺についての環境整備ということではしておりますけども、皆さん、御承知のように、あそこのリバーサイド和気は和気町吉井川河川公園休憩所条例というのがあるようでございます。これができまして、町民の皆さんの憩いの場として、平成元年に整備されたということでございます。ただしかし、あそこのトイレに象徴するように、もう相当老朽化しとるということで、二、三年前も前町長等と一緒に行ったこともありますけども、その辺がありますんで、和気の公共公園としてはちょっといかなもんかなということでございます。日常的にあそこは、町内と言いながら町内外、結構あそこはああいうロケーションなので、いろんな方が使っております。そういう意味で、質問要旨としては、まず国土交通省の占用契約の問題です。それから、維持管理上の現状、もう現状を言うたら長くなりますので、管理上、何か問題があれば教えてください。

それから、施設改修の考え方、これは先ほどの公共トイレ。公共トイレは、リバーサイド和気のとこと、それからグラウンドゴルフをやっとる教育委員会の所管の倉庫とトイレがあります。これは併せて、それについては中身は夏場の、避難所なんかを含めた休憩所がないんで、過去にはそういう話があったことはあったらしいですけども、現場で、グラウンドゴルフの責任者に聞きますと、あそこを向こうに移動しましたんで、トイレもなかなか、お年寄りの方から言わせれば、割合遠いということで、建築をもしやるとすれば、もう少し向こうに移動した形、そういうことも広く検討していただきたいというのが、改修の考え方の中身でございます。

それから、グラウンドゴルフ場の芝生のポット苗もできたし、それからグラウンドゴルフ場も拡張して、今、もうワンコースぐらいありますけども、それを今後、もう一つ、今3コース、もう少し広くするような考えがあるかどうか、その辺を含めて、考え方で伺いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

居樹議員のリバーサイド和気周辺の環境整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の国土交通省との河川占用許可期間はどうなっているかの御質問でございますが、リバーサイド和気につきましても、平成元年に町民の憩いの場として整備されました。多目的グラウンドやグラウンドゴルフ場も整備されており、町民をはじめ、たくさんの方に御利用いただいております。

御質問でございますが、これらの施設の河川占用許可期間でございますが、休憩所などの建物やさくら堤がある土手の上のエリアにつきましては、令和6年3月31日までの許可期間となっております。そのほか、多目的グラウンドやグラウンドゴルフ場などがある土手の下の河川敷エリアにつきましては、令和12年3月31日ま

でとなっております。

なお、許可の期限が近づきましたら、随時、許可期間の更新の申請を行ってまいります。

次に、2点目の施設の維持管理上の現状と問題点は何かについてでございますが、休憩所及び公衆トイレを含む周辺の清掃につきましては、公募による選定を経て、リバーサイド和気で飲食店を運営しております社会福祉法人にお願いをしております。また、グラウンドゴルフ場付近のトイレにつきましては、シルバー人材センターに清掃をお願いしており、飲食店を除くトイレ、多目的グラウンドなどの施設の修繕等につきましては、町の担当課にて対応しております。現時点では、維持管理上における特別な問題点はございませんが、老朽化による建物などの外観の劣化が目立つようになっていることや、瓶や食器類などの不法投棄が年に数回確認されることがあります。

次に、3点目のトイレをはじめ施設の改修についての考えはについてでございますが、リバーサイド和気の中では、特にトイレの劣化が目立っております。清掃は実施しておりますが、老朽化によって、暗い、汚いという印象を受けるのが正直なところだと思われまます。このトイレは、町内外のたくさんの方が御利用されており、このままでは公衆トイレの印象が、町、または施設としてのイメージにもつながりかねませんので、今後、グラウンドゴルフ場付近のトイレも併せて、建物の外観を含めたトイレのリフォームについて検討していきたいと考えております。

また、その他施設につきましても、魅力向上のため、様々な方々の御意見をお聞きしながら、改修等も含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目の観光振興のための新たな活用策を検討してはどうかについてでございますが、リバーサイド和気周辺の観光におけます環境としましては、近くに鶴飼谷温泉やヤクルト工場の工場見学などの観光資源があるだけでなく、令和3年度には、国と連携してグラウンドゴルフ場の北側に多目的広場や観光バスの回転場などが整備されております。町としましては、こうした環境を生かし、当施設を地域活性化のためにうまく活用することが必要であると考えており、河川管理者であります国土交通省とも協議しながら、具体的な活用策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、項目ごとに説明がございました。特に現状、問題ないという把握ですけども、これは見方の問題で、私、ほとんど毎日と言うたらおかしいけども、あの辺は通るところですけども、現場を、毎日見るわけにいきませんけども、見ると、今現在、あの環境をということで、そりゃあ、考え方の違いですからあえて言いませんけども、現状、問題ないということはないということで、これは議論の食い違いです。よろしい。

それから、具体的に公募の関係も、今、社会福祉法人ということで、この辺の指定管理の在り方、指定管理じゃないけど、あそこは、無償で使っとんじゃけども、その辺の管理者の考え方。

それから、トイレのリフォームについては、これは検討する。この前、ちょっと要らんことを言いましたけども、この検討は来年度に向けて予算化を含めてやっていただけるように理解させていただきました。あのままじゃ、和気町の顔、恥ずかしいです。ぜひともよろしく願いいたします。

それから、最後に観光のほうですけども、言われるように、確かにあの一体は、特に私が気がつくのは、今、下でグラウンドゴルフの方が結構、しょっちゅう使われてます。それに皆さん、もう御承知じゃけども、これ、健康福祉と一緒に、必ずしも内部的でなしで、屋外での健康増進、大事だと思うんです。その辺、どっちかという、ちょっと失礼な言い方じゃけども、自主管理という名目の下にそのままというのがありますけども、これは担当外かも分かりませんが、健康福祉というような観点から、そういうイベントなんかでも、町としてそういう団体に対しては支援というようなことも少し検討の中に加えてもいいのかなと。健康福祉関係は、和気町

の場合はいろいろと幅広くやっけていただいております。ただ、アウトドアといいますか、あそこは特徴的な場所ですので、ぜひともその辺を今後の検討課題ということで聞いていただければと思います。この件につきましては、最後に副町長のほうから総括答弁をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 吉井川河川公園内は、かわまちづくりで親水公園、また多目的広場等整備されまして、また芝生についても、昨年、グラウンドも芝生化されまして、今後、イベント、スポーツ大会等が増えてくると予想しております。

先ほど課長が申しましたけども、公衆トイレをはじめ、本町のイメージアップにつながる施設の改修、修繕につきましては、前向きに取り組んでいくということで、来年の当初予算のほうにも計上を考えております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、3点目に入ります。

最後に、ひとり親家庭などへの学童保育、保護者への負担金が、現状、町内では3か所という言い方がいいのか4か所かは別にして、3クラブ、4クラブ、クラブで放課後児童クラブという形でされてます。これ、働く保護者の方から見れば、ありがたい制度だと思っております。私がここで言いたいのは、その中で、せめて少子化対策と同様に、今、国でも中央においても、子育て家庭の生活支援、そういう観点から、ぜひこの問題につきましては、ひとり親という、あくまでも経済支援ということで、御承知のように、今、利用料は基本的に月5,000円ということで、放課後2時間程度やられとるとということで、細かい中身は把握しておりませんが、外形的にはそういうことをやってるとということで、これは制度としては、町としても結構な補助金をしながら運営されとるとということで、それは特にこれからも引き続きやっていただきたいんですけども、せめて、今、この御時世の中で、ひとり親の方の5,000円の負担、これ、おやつ込みとかおやつ別とかあるんですけども、基本的に5,000円とおやつ代1,000円とかという形なんですけども、その辺を、無償化ということは考えておりません。私は、具体的には5,000円を2,500円というぐらいの形で検討されたらどうかということ、これは、この会については保護者が中心になってやられとんで、保護者、もしくはNPOということですので、教育委員会は補助金はひとり親で出してますよね。しかしながら、あまり口は出さないというようなことのようにも思いますが、少しその辺は、今度は中身に注文じゃなしに、町としてそういう全体の生活福祉という中で、そういう対象の方につきましては、町としてこの御時世を鑑みて、少し経済的援助の本当に一助と、全てではございません、本当に一助ですけども、そのぐらいのことを検討して実行に移したら、お母さんとお父さんがひとり親という方で、中にはそりゃあ収入が多いからというような人もおるや分かりませんが、基本はもう細かい所得水準とかじゃなしに、一律でよろしいから、そういう方については申請を求めて、町のほうとして半額の2,500円を援助するぐらいの検討は、特にされてないと思いますけど、今後、その辺も含めて検討していただけたらというふうに考えておるところであります。それについての考え方を簡単をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

居樹議員のひとり親家庭等の放課後児童クラブの保護者負担金の減免についてという御質問にお答えをいたします。

就労しているなどの理由で、放課後を保護者と一緒に過ごすことができない児童に対しまして、放課後児童クラブが子供の居場所となっております。本町では、3つのクラブが保護者主体で運営をしております、155人の児童が登録をしております。利用料は、おやつ代を含め1人当たり月5,000円から7,000円となっております。

議員御提言のひとり親家庭等への減免措置の創設についてであります。低所得者世帯等への利用料の支援について、周辺市町の状況を調べましたところ、クラブごとに支援措置を行っているところもあるということでした。本町におきましても、ほかの施策、それから子育て支援制度との整合性を図り、支援できる制度の創設について研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹議員。

○7番（居樹 豊君） 今の3番目の件につきましては、いろんな、よその状況もございましょうけども、和気町も町費を学童保育料、約1,900万円、細こうはね、令和3年度の決算でいくと1,880万円、これ、各クラブにしてるということですので、少し中身的に町が関与できる範囲で、できる範囲と言いますと、やっぱり保護者に負担をかけずに、町として何とか、それはトータルの支援の中でできないかなというのが趣意でございます。その辺は前向きな検討をしていただいたらいいんかなということで、細かい質問になってあれですけども。お母さん方からしてみれば、ささいなことじゃけども、これ、ささいなことじゃないんで、その辺の立場の違いで、そういう立場の人になったときに、親身に考えていただければということをお願いしたいと思います。

もう時間もあれですけども、総括的に、今回、時間的なことも思いながら、3点お願いしたわけですけども、特に町営バスについては、中身でも言いましたけども、ぜひとも、町民の移動手段、生活の福祉といえますか、そういう観点で、もうこれでいいんじゃないしに、今以上に、和気町は交通手段が町内すごいよというぐらいの成果が出るように、少し工夫、当然予算が伴います。しかし、これは物の捉え方であって、トップの判断で、この町民の高齢者の足については、これはもうやらにゃあいいんということであれば、実行に移していただきたいということでございます。

それから、併用についても、これも交通会議のほうでいつも議論になるんでしょうけども、その辺もこれからの検討課題ということになるかと思えます。

それから、200円については、これはもう、さっき言いましたように、7,000万円以上、町費がかかってます。利用料金300万円入ってないです。二百七、八十万円。だから、料金のことはあまり、これは度外視してもいいぐらいのことですけども、ただ、今言う、役所が考えるように、細かい、200円、乗り継ぎとか、そんなことをせずに、もう1日ぐるぐる乗っても和気に余分なことに乗ることはありませんので、その辺は少し、もうちょっと本気で突っ込んで考えていただければというように考えております。

それから、リバーサイド和気のほうは、3つの建物がありますけども、せめてあのトイレだけは何とかしていただきたい。そういう答えもありましたんで、来年度の予算化に向けて、ぜひともお願いしたいと思います。あと周辺整備についてはまたありますけども、これは一般質問じゃなしに、間でまた個別に細かいことをまた申し上げますけども、よろしくをお願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時30分まで暫時休憩とします。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 山野英里君に質問を許可します。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目、町内における子育て支援についてです。

益原にあります子どもひろばについてお聞きします。

町政懇談会でも話が出ていましたが、現在は小学生から利用ができない状況となっております。そのため、上の子が小学生であり、下の子が未就学児であった場合、利用もできず、困っている家族がいるのが現状でございます。

そこで、質問をさせていただきます。

和気町の子どもひろばの設置理由、利用対象者などを尋ねます。

また、利用者として、乳幼児等のその家族、また付添人として小学生は利用できないのかということ。

そして、設置数や利用対象者の拡充など、今後の展望はあるか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山野議員からの子どもひろばに対する町の考えについてお答えいたします。

まず、和気町子どもひろばの設置理由、利用対象者についてでございますが、設置理由につきましては、乳幼児期における子供の安全な遊び場と町内外の子育て世代の交流の場の提供、シルバー人材センターの人材を活用することによる世代間交流を図り、和気町の子育て支援、交流人口の増加を目指し、若者の定住促進、出生率の低下を食い止めることを目的とした施設でございます。

次に、利用者でございますが、就学前のお子さんまでを対象としております。これは、町内に乳幼児のみを対象とした施設がないこと、小学生の高学年と未就学の子供では遊び方も違いますので、小さいお子さんを安心・安全に遊ばせるためには、年齢制限を設けるべきだとの判断に至ったものでございます。町内外の方に大変好評で、先月、5月の利用者数は1,371人と、年間では1万人以上の方に御利用をいただいているところでございます。

次に、利用者は乳幼児等とその家族、または付添人とし、小学生は利用できないかとの御質問についてでございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、利用者は未就学児とその付添いの方のみとなっております、小学生の方は御利用できません。

3点目の設置数や利用対象者の拡充など、今後の展望はあるかについてでございますが、子どもひろばとしては、現時点では新たに増やす予定はございません。ただ、施設内の遊具等につきましては、できるだけ利用者の声を反映させ、一人でも多くの方に御利用いただけるよう努力してまいります。

利用対象者の拡充についてでございますが、これは、未就学のお子さんが安全に時間を過ごすためには利用者の制限を設ける必要があることから、現在の小学生以上の利用制限については継続する予定でございます。

なお、小学生のお子さんが利用できるスペース等については、今後、公園全体を管理している産業振興課と調整してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 御答弁ありがとうございます。現段階では、子どもひろばで小学生が利用するのは難しいということをお聞きしました。今後は、小学生が公園など利用しやすいように、産業振興課とも協議していくと。ありがとうございます。和気町ではそういうことで今回聞いてますが、ただ実際には、この決まりがあるために、わざわざ町外から来られている方が、和気町で楽しむのを楽しみに来られていらっしゃる、上のお子さんが小学生であった場合が実際にありまして、その子は実際、子どもひろばの前で泣いておりました。そういう姿も実際見ておりますので、今後の検討材料として、また検討してほしいと思います。

そして、子供たち、小っちゃい子が対象ということで、安全第一ということはよく分かるんですけど、創意工

夫をしてもらって、小学生も利用できる方法も考えていってほしいと思います。実際、近隣市町村の話になるんですけど、吉備中央町のキッズパークでは、同じように子どもひろばがございます。そこでは、一応未就学児までの利用対象となっておりますが、小学生も一応入園できるようになっております。ただ、決まりはきちんと設けられておまして、遊具などでは遊ばず、絵本を読んで過ごしてもらうという決まりを決めておられました。多くの小学生が、実際そこを利用しておられましたが、特に問題もなく利用できると聞いております。そういう現状も踏まえまして、今後、和気町でも検討していただけるととてもうれしく思います。

2つ目として、子育て支援として一時預かり制度について質問をさせていただきます。

移住者の方は大体核家族で移住することがとても多いです。急用や困ったときなどに子供たちを預ける場所がない、また仕事を探したいけれど、子供たちがいるから活動できなくて困っているなどの意見を聞いたこともあります。最近では、おじいさんやおばあさんも仕事をされてる方が多いので、これは移住者に限ったことではないとは思っています。

そこで、質問をさせていただきます。

町内におけます一時預かり制度の内容についてをお聞かせください。

そして、産前産後、そして日曜日・祝日などの対応を今はどうされているのか。

また、ファミリー・サポート・センターやアプリの導入などの対応策があるか、以上お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、先ほど御質問いただきました一時預かり制度の内容についてお答えいたします。

現在の和気町内では、一時預かりの制度が2つございます。1つ目は、乳幼児一時預かり事業ということで、生後6か月からの乳幼児を対象に、一定の条件を満たした住民が登録サポーターとなって乳幼児を一時的に預かる事業でございます。事業を利用したい方と登録サポーターの間で利用日時や内容の調整ができた場合に、1時間700円の利用料金で実施するものでございます。現状としましては、登録サポーターが不足していることや利用希望者と登録サポーターのマッチングが困難なことのほか、窓口である佐伯子育て支援センターの役割が変わってきたことなどの理由で、事実上、事業活動は止まっている状況にあります。

2つ目でございますが、こちらは一時保育事業でございます。

にこにこ園を利用していない生後6か月以降の乳幼児が対象で、保護者の様々な理由により一時的に保育が必要となるときに、和気にこにこ園で担当保育教諭が一時的に保育を行う事業でございます。利用は予約制で、日曜日から土曜日までの午前8時30分から午後4時半までとなっております、利用料金は1人1回1,800円で、定員は3名までとなっております。

産前産後や日曜日・祝日などの困難なときの対応はどうしているのかということでございますが、現在、町としましては、そういった方への対応ができる体制はございません。恐らくそういったケースでは、御両親や御親戚、友人や民間の施設等を頼って対応されているのではないかと考えております。

最後に、ファミリーサポート等の対応策についてでございますが、現在、県内には15の市町にファミリー・サポート・センターが設置しており、施設のある市町の在住の方や勤務をされている方が利用できるとなっております。多くのセンターの場合が、NPO法人により運営を委託し実施しております。ファミリー・サポート・センターでは、保護者の方が急用や病気、残業や休日出勤などでお子さんの面倒を見られないときに、子供の預かりなどの援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、育児について助け合う会員組織ですが、こちらもなかなかマッチングがうまく調整できないケースが想定されることから、NPO法人が運営を行っている場合が多くございます。本町においては、現在、ファミリー・サポート・センターはございませんが、今後、ファミリー・サポート・センターの設立に向け、NPO法人等と協力しながら、取組を進めてまいりたいと考えてお

ります。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 2番目について、産前産後、日曜日・祝日などの対応が、現在はしておられないということで、両親や友人に頼っておられると思われるっていうふうな御答弁だったと思うんですけど、実際、移住者の方で、核家族なので御両親は県外の方が多くて、関東や関西方面から移住の方がとても多いです。なので、御両親は当然いっしょにいないことが多い。そして、御友人に対しても、子供がおられる御友人の方が多いと思うので、実質的には預けたいけど頼みにくいっていう現状がございます。民間のアプリサイトとかでは、AsMaMaというものなどがございまして、そのアプリなどでは、地域の助け合いを通じて、大人も子供も楽しみながら成長できる子育てシェアとしまして、例えば地域で知り合いのお母さんがそのアプリを登録していれば、そのアプリを通じて子育て、送迎を頼んだりですとか、一時保育を頼んだりとかっていうのもできるシステムもございます。そういうアプリも、アプリというかそういう仕組みが、今後この和気町も必要になってくるのではないかと感じております。

また、質問をさせてもらいたいんですけど、和気町では1日1、800円、そして実施する場所も和気にここにこ園ということでお聞きしたんですけど、実際、ほかの市町村では、利用施設が結構選択肢が多かったりですとか、また利用時間も1時間何百円からとかという感じ、時間単位で利用できる場所も結構多いんですけど、和気町では、現在、こういう仕組みになっているのは何か理由があるのか、設備的な問題なのか、お聞かせ願いたいです。

また、意見でよくあるのは、一時保育をしたくても、ホームページなどを見てもなかなかそこにたどり着かないという意見もありますので、多分、母子手帳アプリも、今、導入されてて、子育て施策をそこで、子どもひろばとかの行事はそこで発信されてると思うんですけど、一時保育とかに関しては、すごいアプリを使って見にくいという意見もちらほら聞いております。なので、実際、和気町では子育て支援の内容の周知などを、今、いつ、どのようにしてお伝えしてるのかななどを教えてください。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

一時保育事業につきましての御質問について御答弁をさせていただきたいと思っております。この事業につきましては、教育委員会が管轄しておりますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

議員から御指摘がありましたように、この事業、和気にここにこ園で実施しております。対象児童1人について1、800円を負担をしていただくものであります。令和4年度の実績を見ると、40名の方が利用されておられるというような状況でございます。ただ、このことについても、時間的な利用料金の変更とか、そういうものが規定をされておられません。ただ、これ、平成18年から要項を定めて実施しておりますので、それ以降、子育て支援についてのニーズも大きく変化をしてきております。そういうことも含めて、今後、教育委員会としても考えていかなければいけない課題と捉えております。この変更につきましては、条例の変更、並びに要項の変更等も必要になってまいりますので、保護者の方にとって、どういったメニューにしていけば非常に有効なのか、少し研究をさせていただけたらと思っております。これもある程度の期限を定めて、また議会の皆様にも、条例変更を伴いますので、御審議していただかなければいけないことになると思っております。要は子育てしやすい町の一つの施策として有効に働く、そういう制度になるよう、研究をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

御質問、御提案のありました一時預かりのアプリの利用でございますが、こちらについては、民間のほうでそ

ういったアプリを運用している事業者もあるようでございますが、今のところ、町としましては、前面に押し出すつもりはございません。あくまで個人の責任において利用していただければということで、町としましては、まずその前に、ファミリー・サポート・センターのようなものをきちっと設置ができないかというように考えております。

それから、現在運用しております子育て支援アプリ、母子モでございまして、こちらにつきまして、子育て支援の情報につきましては、基本的にはこどもまんなか支援室のほうで運用をしております。子育てについては、こどもまんなか支援室と、それからあと教育委員会部門とがございまして。どうしてもなかなかうまく連携が取れない部分があって、教育委員会関係の情報が薄くなっているというような御指摘もございまして、今後しっかり連携しながら、アプリのほうでしっかり御利用いただいている方に周知をしていけるような形を取ればというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野議員。

○1番（山野英里君） 親だけで子育てをするのはとても難しくなってきたので、子育て支援、町でできるだけ利用しやすくしてあげて、子育て支援を充実させていただきたいと思っております。

和気町では、この4月よりこどもまんなか支援室もできました。今回、子育て支援について大きく2つを取り上げましたが、町として、ほかにも多くの支援をされてることは、町民の方も理解されていると思っております。決してほかの市町村と同じ支援をしてほしいわけではなくて、和気町らしい形で子育て支援を考えていってほしいと思っております。妊娠、出産、育児と切れ目ない支援を推進していく中で、実際は多くの切れ目があるということ、まずは理解していただきたいと思っております。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、町の子育て支援についての思い、また現状を踏まえて、今後のビジョンなどあれば、ぜひお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） こんな言葉が適切かどうか分かりませんが、母親ならではの感覚でいろいろ御提言をいただきましてありがとうございます。こどもまんなか支援室を4月から設置いたしまして、子育て支援を充実させていくという思いで、今回、そのように、機構改革を含めてさせていただきました。類似をする近隣の町村をいろいろ参考にしながら、そこのいいところは学びながら、また町独自で特色を持った子育て施策を考えてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 今回、質問させていただいた子どもひろばであります。また、一時預かりなどを含めた子育て支援について、いま一度、内容など見直していただき、少しでも利用しやすい形へと改善していただくことを要望いたします。

次の質問をさせていただきます。

いじめ問題についてです。

近年では、SNSの普及や子供たちへ1人1台端末の配布により、大人が気づきにくい場所でのいじめも存在しています。文部科学省では、2021年度、いじめ認知件数は61万5,351件、厚生労働省より、2022年、児童・生徒の自殺者数は514人と発表されています。

そこで、いじめの動向と対策について質問をさせていただきます。

町内の各学校のいじめの件数、また動向を教えてください。

いじめに対しての町の考え、そして現在の対応を教えてください。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 山野議員のいじめ問題についての御質問にお答えします。

まず、町内の各学校のいじめ件数、動向についてですが、各校からは、毎月、教育委員会へいじめの実態の報告があります。いじめ件数は各校の認知によるものであるため、以前から具体的な件数の公表は控えておりますが、全校でいじめの積極的な認知と100%の解消に努めております。文部科学省も、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると、積極的な認知を極めて肯定的に評価していることから、いじめの件数に着目する際には、例えば少ない認知件数に対して早期発見のための方法が適切かなど、いじめ見逃しゼロに向けた確認を各校と繰り返しております。

なお、いじめの対応については、悪口、無視、物隠し、たたかれるなど、多岐にわたり、特にインターネット上のいじめは顕在化しにくいという課題が依然としてあります。

次に、いじめに対しての町教育委員会の考えですが、和気町いじめ防止基本方針にのっとり、いじめを受けた児童・生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であること、大人一人一人が自他の人権を尊重する意識を持ち、学校、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめの未然防止等に連携して取り組むことなどを基本的な考え方としています。各校でもいじめ防止基本方針を策定し、組織的な対応の体制を整えるとともに、いじめの未然防止、早期発見のために、情報モラル指導、定期的なアンケート調査や教育相談、保護者への啓発などに取り組んできました。町教育委員会としても、先ほども説明いたしました毎月の報告により、いじめが解消されるまで継続して個別の状況を把握し、協議や研修の場を設けるとともに、日常的な見守りと人権教育や道徳教育、情報教育のより一層の充実に努めております。

また、令和4年度からは、年2回、学級全体や一人一人の状況を多様な観点から分析する総合質問紙を導入し、児童・生徒が互いに認め合い、心が通じ合う、温かい人間関係づくりの一助としています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 和気町の数は正確には分かりませんが、ただ全国でいじめ件数は過去最多を更新しております。実際はそれ以上の数え切れない数のいじめが存在することも、恐らく推測はつきます。でも、実際に注意や指導がしにくいなど、また定義が曖昧であることも多いことも想像できます。

そこで、質問したいんですけど、今後について、いじめを実際見つけたら対応するのではなく、また予防が大切だと思います。そこで、いじめ予防プログラムのTRIPLE-CHANGEの採用や、ICTを活用して、気分や体調の入力などができるシステムができないのかということでございます。

ここで、TRIPLE-CHANGEについて少し説明をさせてください。いじめが起きにくい学校をつくるために、3つの変化を起こしていこうとするものでございます。1つ目が、間違った考えや思い込みを正しい知識に変えること、2つ目が、いじめに直面したときにどういう対応をしたらよいのかを考え実行する、3つ目、全ての人にとって居心地のよい集団をつくる。要約しますと、考え方を变えること、行動を变えること、そして集団自体を变えることになってきます。実際に大阪府の吹田市では、2020年度から全ての公立の小・中学校54校で導入されて使用されておられます。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） いじめ予防対策についての御提言をいただき、ありがとうございます。

まず、いじめ認知件数ですけれども、数として、傾向として上げられますのが、例えば国からの発表によりま

すと、令和2年度には一旦件数が減少しました。そして、3年度に増加したという実態があります。これは、コロナ禍が大きく影響し、例えば接触や活動が減ったことによって認知が減ってきた。そして、3年度には、また活動や接触が戻り、そして認知できるようになったということがあります。このことから、社会の情勢に合わせていじめを認知していく、またその認知のために、先ほどおっしゃったように、正しい知識を得るですとか、考え、実行する力をつけるですとか、ももとの集団を居心地のよいものにするというのは、大変有意義なことであると考えております。国内で取組を紹介していただきましたが、その取組についても承知をしております。現在の町内の学校における取組ですが、いじめを予防する、正しい知識を得る、また正しい対応行動を身につけるなどのために、各校が年間の教育活動の中で、児童・生徒の主体的な活動によって、正しい行動は何なのか考えていったり、いじめについて考える習慣を取り入れて、全校でどのような集団をつくっていけばいいのかというようなことを考える、そういった取組を行っています。そしてまた、児童・生徒がノーと言える力、SOSを発信する力の育成や、傍観者にならないといった風土づくりも、教職員が力を入れているところです。

TRIPLE-CHANGEについての御提言をいただきましたが、町内でのそういった取組と併せながら、効果を繰り返し検証し、今後もよりよい方策について研究を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） すぐにすぐ、多分、TRIPLE-CHANGEを導入するのは難しいと思うんですけど、そういう同じ視点というか、考え方は一緒だと思いますので、ぜひ和気町でも進めていってほしいなと思います。

今後、TRIPLE-CHANGEも含めてですけど、そういういじめ対策について、教員の方がよく研修とかされると思うんですけど、町民の方とか、子供たちに何かしたいと思われる方が結構、実は多くて、そういう方たちの研修も今後考えていってほしいと思うんですけど、そのあたり、町としていかがでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

町民の方向けの研修等についての御提言をいただきました。まだそこまで教育委員会としては考えておりませんでした。いろいろな有効な手段、どういったことが一番有効なのか。要は大切なのは、子供たちにとって、いじめから子供たちを守る、あるいはいじめをしない、防止する、そういうための手だてについては、教育委員会としても、今後研究していく必要があるかなと思っております。我々とすれば、学校との連携を密にしながら、このいじめ対策については進めていかなければいけないと。いじめは決して許されるものではない、いじめを見逃さない、あるいは学校とすれば、積極的に認知をする、いじめを見つける努力を継続する、もしいじめがあった場合には、100%解決するように取り組む、そういったあたりのことが、和気町いじめ防止基本方針というのをここにも持ってきとんでですけど、我々もつくって、各校にも配布をしておりますし、各学校においては、この和気町いじめ防止基本方針を踏まえて、各学校のいじめ防止基本方針をつくっていただいております。いじめがあった場合には、その各校の防止基本方針の下に、それぞれの学校で取組をしていただくとというような状況であります。今後もそういったあたりについて、より一層力を入れた指導の推進をしてまいりたいと考えております。

また、議員から御提言があった、ICTを活用したいじめ対策についてでもありますけども、我々もいろいろ研究をしております、以前、高等学校でよく行われておりましたSTOP itと言われるアプリを使ってのいじめ相談、あるいはいじめ発見、今はそれも改善されて、STANDBYというような形でやられとるんですけども、そういったあたりについても研究していきたいと。ただ、高等学校ではこれが導入が早かったんですけども、小・中学校では自分のスマホを持っている子供たちが非常に少ないということもありまして、導入がなか

なかできておりません。ただ、今、1人1台タブレットもありますし、そういうものも活用してできないか、そういうあたりも県下の状況をお聞きしながら考えていきたいと。議員から御提言があったいじめ防止プログラムであるTRIPLE-CHANGEについても、もう少し研究をして、有効なものについては積極的に導入して、子供たちがそれぞれの夢に向かって学校生活を毎日元気で送れるよう、そういったあたりについて、我々、教育委員会としても支援をしてまいりたいと思っております。

町民の方への研修については、少し研究をさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願います。

以上で御答弁を終わります。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 事態が重大な問題になる前に、一人一人ができることをしていくことが重要だと思います。そして、いじめの影響は一生続いていくとも言われています。中にはいじめにより命に関わるような結果をもたらすこともあります。地域の方々も、子供たちのためにできることなら協力したいという方がとても多い和気町でございますので、先生だけではなく、研修なども御考慮いただけると幸いです。

そして、コミュニティ・スクールを導入してる学校もございますので、地域の方々とは協力しながら、ぜひ導入、検討などをよろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで山野英里君の一般質問を終わります。

次に、3番 我澤隆司君に質問を許可します。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私、12月まで民間企業へ勤めておりました、民間の地方のテレビ局に37年余り、その前も地方の新聞に2年余り、東京の雑誌社にも2年ぐらい勤務しておりました、常にメディアからこの社会を見てまいりました。そこで、自分の目で確かめるといふか、現場主義です。徹底したフィールドワーク、百聞は一見にしかずということをもットーにして、いろいろ取り組んで、今回も議員になりました、取り組んでおります。今回も3つのテーマで、現場主義、町内外を見て回りました。その上で質問させていただきます。

最初の質問は、2017年に閉校になった3つの小学校の跡地問題。

I P Uと20年契約をしている和気小学校については、後ほど質問させていただきますが、まず閉校になって6年と3か月余りです。利活用につきまして、町として明確なビジョンはあるのかどうか。

それから、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトという、登録制度がありますが、あと定期的なプロポーザルを、なぜこのあたりを実施しないのか。

それから、3番目として、近隣自治体の成功例とか失敗例、このあたりの視察を行ってるかどうか。

それから、4番目として、地元企業への働きかけや、金融機関、相談は実施してるのかどうか。このあたりにつきましてお答えいただければと思います。よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、我澤議員からいただきました小学校跡地の利活用についての御質問についてお答えいたします。

まず、和気町の保育園、幼稚園、小・中学校は、和気町立学校・園統廃合整備基本計画に基づき、平成29年4月に統廃合をいたしました。このときに廃校、廃園となった施設のうち、現在、日笠小学校跡地及び山田小学校跡地が利活用できてない状況にあります。

1点目の町のビジョンについてです。

1つ目には、地域の活性化と発展に貢献でき、地域に愛され、受け入れられる事業であること。2つ目には、イニシャルコスト、ランニングコストともに町が過大な財政負担を負わない事業であることといった大きなビジョンは持っております。ただ、各学校跡地について、何かを誘致したい、何かを活用したいといった具体的なビジョンまでは、今のところ持ち合わせておりません。幅広く活用方法を募集するため、具体的なビジョンを示さず、民間事業者からの提案を随時受け付けている状況でございます。以前にも一般質問においてお答えいたしましたが、用途を具体化しないことで、思いがけない提案に出会えるといったメリットがあるというふうに考えているからでございます。

2点目、文部科学省への登録や定期的なプロポーザルの募集についてでございますが、「みんなの廃校」プロジェクトは、平成22年度に文部科学省が立ち上げ、全国の廃校の活用を推進するために、廃校施設の情報集約、発信に取り組んでいるものでございます。ポータルサイトには、掲載希望のあった全国の廃校一覧や利活用の事例について、掲載されております。現在、このポータルサイトに日笠小学校及び山田小学校の跡地は掲載していませんが、今後、登録することも視野に考えてまいります。

また、プロポーザルの募集については、募集期間、募集期限などを定めず、随時、提案を受け入れられる体制を整えておりますので、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

3点目、近隣自治体の成功例、失敗例の視察についてお答えいたします。

近隣自治体への視察は行っておりませんが、情報収集の手段としては、新聞、インターネットの記事を中心としたメディアの情報を収集することで対応いたしております。

最後に、4点目、地元企業や金融機関などとの相談についてですが、過去に地元金融機関などから、廃校の利活用について、地方創生の観点から御相談があり、何度か現地案内等を行ってりましたが、その後、特に話が進展する結果には至っておりません。地元企業や金融機関などに相談することは、企業誘致の分野になります。今後も広く意見を聞き取るスタンスであり、将来、企業誘致のための施設として位置づけるようなことがあれば、関係部署とも連携し、地元企業や金融機関にも相談していきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） これから閉校になるんならそれでいいんですけど、もう既に6年3か月たってるわけです。だから、もっと何か、現地視察にしても、実際の現場、空いた小学校を見るとか、プロポーザルもそうですけども、随時オープンしてるんじゃないしに、明確なビジョンを示して、町としてはこう考えるんで何かないかみたいな、そういう呼びかけも必要でしょう。だから、そういうことをやっていただきたいということです。だから、積極的に近隣自治体の成功例、失敗例は見してほしい。私も、近隣で言うと、和気町と条件が似てる上郡町であるとか佐用町であるとか、他県になりますけども、智頭町であるとか八頭町であるとか、いろいろ見て回りました。いろいろ利活用が進んでます。佐用町なんかは、12保育園、小・中学校あったんですけども、いろいろプロポーザルも年に2回やられたり、「みんなの廃校」プロジェクトに掲載したりして、全施設埋まってます。ああいう山間部でもそういう状況ですので、6年3か月空いてるっていうの、異常な事態なんで、そのあたりはもうちょっと町としてしっかり取り組んでいただけたらなと思います。

あと、旧和気小学校はIPUと20年契約しているようですけども、私は3校全部、全教室を見ましたけども、IPUの剣道部が使ってるとかっていう話は聞いてますが、実際見ると、教室なんかは、一部倉庫に使われてますけども、全く利用されているような感じではないです。当初の契約どおりに履行されているかどうか、そのあたり教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 近隣自治体の成功例、失敗例について、現地視察までは行っておりませんが、先ほ

ども申し上げましたが、いろいろと新聞記事、ネットの記事等で成功例等も把握しておりまして、ただ一方で、廃校になった施設について、財政的な面から、数億円かけて、その後の収入が幾らになっているかといったところで、イニシャルコスト、ランニングコスト含めて、果たしてそれが成功例なのかどうかというところも、担当課としては検討しているような状況でございます。

2点目の和気小学校への貸出しについて、当初、幾つかの教室の利用というところで、契約条件もあったであろうかと思いますが、現状として、体育館を剣道部の利用、あるいはそれに伴いましてシャワー室の設置等も行っておりまして、IPUとしても、できる限りの利用はしたいと、その当時考え、今に至っておりますが、なかなか生徒の活動、あるいは講義の活動を通じて、具体的なところで実施できてないところもあろうかと思いますが、その辺については、今後、協議なり、我々も働きかけていかないといけないかなというふうには思っております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） この件に関しまして、ちょっと明確なビジョンがないというふうな答弁だったんですけども、そのあたり、本当に町として、財政課長としてはそれで仕方がないかと思うんですけども、町として、この和気小学校跡地についてどのようにお考えですか。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 学校跡地の利用計画についてでございますけれども、これはもう貴重な地域の財産であるという認識をしています。地域活性化の拠点として、再び活用をしていけるよう、地元住民の皆さんからの意見も踏まえながら、検討していくことが重要であるというふうに考えています。一方で、今後の財政負担を最小限にとどめていきながら、民間資本の活用なども視野に入れながら、持続可能な形で利活用を図っていきたいと考えているところです。

このような観点から、私の考える学校跡地のビジョンというものは、先ほど財政課長も申し上げましたけれども、地域の活性化の観点からいえば、若者の創業支援、ベンチャー企業の誘致であるとか、そうした創業支援の拠点となるような事業を考えたいなというふうには常々思っているんですけども、町の財政負担を考えますと、やはりもう民間が主体となって、民間のノウハウを生かせるような活用の仕方が好ましいと考えています。

いずれにしても、我澤議員が御指摘のとおり、もう6年以上経過をして、何も手がついていないというふうな状況になっているわけですけども、もうこの学校跡地は、最初にも申しましたように、地域の貴重な財産ということでもございますし、地域の方々の思い出の場所ということもありますので、今なおこの地域のシンボルとしてそこに残っているものでございますから、慎重に、何を優先しながら考えていけばいいのかということも踏まえて、今後、検討を進めてまいりたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 方向性は何となく分かったんですけども、まずこの現場を見てほしいです。実際、日笠小学校の3階の教室から見た景色とか、そのあたりを見たり、そうするといろんな想像も湧いてくるかと思うんですけど。現地視察、それから他町の視察、そのあたりの成功例、町長言われた創業支援、コワーキング、これなんかも、私が見た範囲では鳥取県八頭町の隼Lab.であるとか、そういうところを見れば大体分かるんですけども、そういうなんもぜひ執行部として視察を行っていただきたい。そうすれば見えてくるのではないかなと思います。金融機関なんかでも、中国銀行に昨年、地方創生SDGs推進部なんかできました。このあたりが7月に廃校跡地利用のセミナーなんかもあったりしますんで、そのあたりも、私も勉強会に行きますけども、ぜひ活用して。必ず、何かできれば、その施設が、コワーキングじゃなくても、単純な高齢者施設であろうが何だろうが、人が集まればやっぱり雇用も生まれるし、やっぱり活性化につながるんで、ぜひ何かに使ってほしい。いろいろ、イニシャルコストの点は、財政課長の観点からは分かりますが、ぜひ何か始めていただきたいという思

いです。

続きまして、町営バスと地域交通システムについてです。

これについては、私はアンケートには懐疑的なのというか、まずは主体となる町として、職員の皆さん、執行部の皆さんが町営バスに乗っていただいて、その利便性であるとか問題点であるとか、ぜひ見ていただきたい。町営バスに乗ることはできないかと。その上でアンケート、順番としてはそうだろうと私は考えていました。

それから、2番目の質問は、先ほどと同じようなんですけども、近隣の自治体、取組、どこも町営バス、それからそれをサポートするデマンドであるとかタクシーの補助ですとかやっていますんで、そのあたりをぜひ見て、やってるかどうか。それから、これも同じなんですけど、町としてどういうビジョンがあるからこういうアンケートしたかっていうのが欠けてると思うんで、そのあたりのビジョンはあるのかなのか。なければいけないで結構ですけど。

それから、あと4番目として、かつてデマンドタクシー、ここで、言い方はともかくとして、壮大な実証実験もやって、いろいろ失敗もあったと思うんですけども、この結果をどのように認識されてるか、この4点について質問いたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

答弁者のところ、町長、総務部長というふうにも書いてありますが、私のほうから答弁をさせていただきます。

我澤議員の町営バス、地域公共システムについてという中で、まず町の職員が実際に町営バスに乗ってみて、いい点、問題点を洗い出すべきではないかと、実際に通勤に使ってみてはどうかという最初の質問でございます。

実際に通勤に使ってみてはどうかということなんですけど、実際、議員がおっしゃるとおり、乗ってみて見えてくるよい点、改善すべき点は、もう当然あると思っております。現に職員の中でも、町営バスを利用したことがある職員もおります。実際に通勤に使ってみるのは、役場の始業時間の関係もございまして、通勤に利用できないのが現状ではございますが、実際に御利用いただいている方の御意見等につきましては、運転手を通じてお伺いをしましたり、直接お電話でお伺いすることで、問題点を洗い出している状況でございます。

次に、近隣の自治体の取組や視察をどこまでやっているかとの御質問でございますが、現時点では、先進地視察などは行っておりませんが、他の自治体へのヒアリング等を行ったり、先進地の事例を調べたりしながら情報収集をしております。次期の和気町地域公共交通計画を策定するに当たりましては、今回のアンケートをはじめ、町民の方からの御意見などから、町営バスのよりよい運行を考える上で、同様の取組を行っている自治体、和気町が考えるそういうものに合致している先進的な自治体へも視察にお伺いしたいというふうに考えております。

次に、町として考え方の方向性、ビジョンがあるかという御質問でございますが、今後の方向性、いわゆる将来像、ビジョンにつきましては、地域公共交通会議で委員の方々の御意見をいただきながら定めてまいりたいと思っておりますが、町といたしましては、現在の定時定路線バスをより利用しやすいものにしていくことを前提と考えて、加えてどのようなサービスを提供すればさらなる利便性向上につながっていくかを考えていきたいと思っております。そのような利便性の向上と町営バスを運行することにより、和気駅周辺を中心拠点へ集客をして、商業施設等の活性化へつなげることを柱として、またそれを検証していく、維持していくということ、公共交通による町の活性化を図っていくこと、このポイントにつきましては、今後も引き続き基本的な方針として捉えて、地域交通を構築してまいりたいと考えております。

次に、デマンドタクシーを走らせ、壮大な実証実験をやったが、結果をどのように考えているかという御質問

でございます。

議員のおっしゃられるデマンドタクシー事業は、平成19年から平成30年まで、実証実験ではなく本格運行を行ってまいりました。平成29年度の地域公共交通網形成計画策定に伴い、町民へのアンケートの実施や関係部署へのヒアリング調査も行い、利用客の減少、それから利用客の固定化、まちなかでの移動、利便性と信頼性、高齢化への対応が取り組むべき課題として浮き彫りになってまいりました。その課題を解決するために、人、まち、暮らしの輝きを支えるという理念を掲げ、信頼性の高い公共交通で健やかな暮らしを支える、利用者の健康の増進ということ、それからJR和気駅周辺を中心拠点へ人を集め、まちづくりとの連携により生活の質の向上を支えるという点、それから公共交通の維持存続のための仕組みづくりに取り組んでいくという、この3つを基本方針として、この交通網形成計画を策定をいたしました。運行してまいりましたデマンドタクシーにつきましても、予約するのが面倒であると、それから乗り合いであるために時間が不安定であり、予約状況によっては利用ができず断られてしまう、それから家から目的地までは行けるがその後の行動が制限されるなどから、利用者が固定化をして、1人当たりの運行経費が2,500円を超えるということで、高額となっております。ちょうどそのタイミングで、学校の統廃合により導入したスクールバスを有効に活用できないかということから、定時定路線バスへの変更案が浮上をいたしました。平成31年1月から3月までの3か月間、実証実験を行いまして、同年の4月から本格運行を開始し、現在の運行形態となっております。次の地域公共交通計画策定において、過去のデマンドタクシー事業や現在の運行形態に伴うニーズも参考にしながら、地域公共交通会議で協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） いろいろありがとうございます。ヒアリングとかアンケートとか会議とか、これは当然必要なんですけども、当事者である執行部が、まずもうちょっと真剣に向き合ってほしいというか、乗ったこともない人が結構いらっしゃる、これはもう大問題というか、例えが悪いんですけど、例えばレストランを経営して、食べたことないけどみんなにアンケートを取るみたいな、それはないでしょうと。まず乗っていただいて、いろいろ議論ありますよ、通勤に使うと間に合わないとか。そんなことは分かって質問してるんですけど、それも職務だと思います。多分、佐伯の一番端っこから出てこられると、1時間近く遅れると思うんです。それはそれでいいと思うんですけど、乗ることが大事じゃないかなと。

あと近隣の市町村、視察は行ってないというふうに言われますけども、車で走ればもう1時間もかからないところにたくさん事例があります。上郡もあれば美咲町もあるし、佐用町だって1時間もかからないでしょう。ぜひ現場を見て判断していただきたいというふうに考えます。

続きまして、最後の質問ですけども、和気町のPRです。和気町には、残念ながら広報課、広報担当者がいないというふうな表記になってるんですけど、普通はどの市町村でもあるんです。そのあたりの統括責任者、指示役は誰なのか、このあたりを教えてください。

それから、役場とか町営施設であるとか町営バス、学校施設、和気駅など、全てが和気町のメディアだというふうには私は考えていますが、これらの一体活用をしないと、町内へも町外へもアピールできないんじゃないかなというふうには考えてます。

それから、3番目は、具体、社名出してますけども、山陽新聞社をはじめとしたメディアへの向き合いです。担当レベルはもうもちろんなんですけど、組織としてきちっと向き合う必要があると、そういう考えはあるかどうか、教えてください。

4番目として、実はこの4番目が一番、私、申し上げたいところで、職員の名刺、町のプロモーションカードというふうには私は考えておりますが、ぜひ統一したデザインで、公費で制作できないだろうかという提案です。こ

れについてどう思われるか、よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただきました町のプロモーションについてという、その御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の広報課がないが責任セクションはどこか。プロデュース役は誰かと、そういった項目でございますが、プロモーションにつきましても、例えばふるさと納税であればまち経営課、移住推進であれば、これは移住推進室、観光とかであれば産業振興課といったところで、それぞれの分野を担当するセクションが今はそれぞれに実施している現状でありまして、プロモーションを総括する責任セクションがあるといったような状況ではございません。町のホームページの管理や広報誌、そういったものにつきましては、今、財政課が所管となっておりますが、そちらにつきましても、そこに上げてくる情報というのは各課から上がってくるものでございます。そういう観点でいきますと、やはり町のプロモーションを行っている部署ではないというふうに考えております。

2つ目の、役場とか町営の施設、バス、和気駅、学校施設など、全てが和気町のメディアと考えるが、一体として活用できないかという項目でございますが、町内の各施設につきましては、施設としての機能のほか、議員がおっしゃられるように、訪れられる方への情報発信、PRの場として活用できるものであるというふうに認識いたしております。その活用につきましては、1つ目の項目と同様、町として統一された方針に基づくものではなくて、各担当課がそれぞれの対応となっておりますことから、場所によってポスター等の掲示物やパンフレット、チラシといった配布物の配備に差異が生じている状況でございます。町で取り扱う掲示物、配布物というのは、非常に多種多様でありますので、それらの全てをとというわけにはまいりませんが、施設情報やイベント情報、観光情報、そういった町内外の方に広く周知したいものにつきましては、くまなく配備する必要があると考えておりますので、各施設の所管課と調整してまいりたいというふうに考えております。

次に、3つ目の山陽新聞社をはじめメディアとの向き合いはどうかという項目につきましては、町といたしましては、新聞やテレビ等のメディアに町の情報を取り上げていただけるよう、随時、情報提供を行っているところであります。今年度から取り組んでおります、こちらの移住推進室を所管としておりますが、漫画を活用した地域活性化事業では、新聞、テレビはもとより、ラジオ、ユーチューブといったメディアにも取り上げていただいております。これまで以上に幅広い方とのつながりができておりますので、今後さまざまな和気町の情報を取り上げていただけるよう、関係構築には積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4つ目の項目の職員の名刺は統一したデザインで公費により制作できないかということにつきましては、町のPRという観点で言えば、町のイメージアップにつながるような統一デザインの名刺を作成することは有効な手段であるというふうに考えております。デザインにつきましては、現在はPRしたいものを個別に名刺のデザインにして、各担当ごととかセクションごとに作っているという状況でございます。公費で制作するという点につきましても、現時点では費用面のボリュームとかが想定できておりませんので、あと公費対応等の適、不適についても検討する必要があると考えております。

以上、我澤議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） おっしゃるとおり、よく分かりましたけども、和気町は1万3,000人ほどの小さな町なんで、広報担当もいないっていう、そんなばらばらな対応では駄目でしょうと。そのあたりは、どんな町でも村でも、ホームページを調べれば広報担当って出てくるんです。和気町だけ出てこない。このあたりは是正してほしいなというふうに考えます。

それから、私が一番言いたい職員の名刺です。これについては、私も40年間ぐらい公務員と付き合ってますけども、本当に名刺をくれない人が多いんです。今持っていないとか、持っても出してくれないとか、非常にビジネスマナーとしてもいただけないですし、プロモーションとしてももったいないというふうに考えております。これについては、何かその昔、自治省の通達があって、そういうことになってるらしいんですけども、今は違う、総務省はそんなことは言ってないです。名刺の公費負担、やっているとあります。例えば三重県、北川正恭元知事、一番になってやられました。川崎市も議員の提案でやっていると、いろいろあります。ぜひそういうなのも、今後、取り組んでいただけたらと思います。

私が3つの質問、どれも町にとって重要な課題だと思いますので、引き続きぜひよろしくお願いいたします。
以上で終わります。

○議長（当瀬万享君） これで我澤隆司君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番 広瀬正男君に質問を許可します。

10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、2点について質問したいと思います。

まず、1点目ですが、こども食堂についてであります。

夏休みを利用して、地域、地区公民館、またコミュニティハウス等でお昼御飯の提供はできないかなという質問でございます。岡山県内でも、こども食堂というのは六十数件あると言われております。民間ボランティアも含めてだと思いますが、和気町としては、行政の力をお借りし、夏休みの子供たちのお昼御飯を何とか提供していただき、楽しい夏休みの思い出づくりにもつながっていくような施策はできないかと考えています。まず、この質問に対して、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、広瀬議員からのこども食堂についての御質問にお答えいたします。

こども食堂の取組は全国各地で広がっており、その数は、現在7,000か所以上になっていると言われております。その多くは主に都市部で実施されており、そのほとんどがNPO法人などの民間団体が実施しております。こども食堂の実施方法や内容については多種多様であり、月1回、食事を提供しているところもあれば、毎日3食を提供しているところもあり、またその目的も様々であり、生活に困窮している親子の支援を目的としているところや栄養バランスの取れた食事の提供、子供の孤食の解消、共食の機会の確保、地域コミュニティにおける年代を超えたつながり創出など、地域によってそれぞれ必要とされる目的で実施されております。民間団体が実施している全国調査の結果では、岡山県内にはこども食堂が62か所あり、近隣では備前市に4か所、赤磐市に3か所、美作市に2か所となっております。和気町内においても、藤野地区で1か所、こども食堂が運営されております。個人の運営で、昨年の夏休みから不定期の実施で、昨年の夏休みには週1回、冬休み、春休み期間中に1回実施し、直近ですと5月20日に実施され、今年の夏休みも週1回の実施を予定していると聞いております。

議員からの御質問にありました、夏休み中の子供たちの食を支援する「こども食堂」について、地域・地区公民館、コミュニティハウスなどで開催できないかの御質問でございますが、町内でも民間で実施されている中

で、町が主体となって実施する場合、対象児童の公平性や民間の飲食店への影響、アレルギー問題など、様々な面から、実施すべきかどうかを慎重に考える必要があるかと思えます。今後、和気町の子育て支援の方策検討に当たっては、子ども・子育て会議をはじめ、子育て世帯へのアンケート調査などを実施し、ニーズ調査を進める予定でございます。その中で、食の支援に関しても、子育て世帯の御意見を十分にお聞きしながら、どのような形で進めていくのがよいか、考えてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） いろいろな決まり事とかあるみたいなんです、私がいろんな人からお話を聞いた限りでは、給食がない夏休みは、取りあえず40日ぐらいの夏休みですが、その夏休みが済んで学校へ来た場合、何人かの子供は体重が3キロか4キロ落ちて出てくるんだと。いろんな理由があるとは思いますが、まず家庭問題として、両親が働きに出ると、これでお昼御飯を食べなさいと言うてお金を預ける。それを子供が、御飯を食べに行くんじゃないにほかのことで使って、昼御飯は食べない。もしくは、子供1人で御飯を食べるのがおっくうな部分があり、食べないでおくというようなこともあるのかなと。そういうことを解消したり、このこども食堂が開催できるのであれば、2時間ぐらい早め、10時頃から子供に集まっていたら、夏休みの宿題をしたり、また高齢者の方の御協力が得られるのであれば、昔話、また物づくり等、勉強したり、そういう有意義な夏休みの時間が過ぎるのではないかと。また地区館なんかでそういう開催ができれば、おうちで暑い思いをしておる子供たちも、クーラーの効いたところに出てきて、何人かの友達と一緒に楽しく遊べたり、そうやって宿題も一緒にしようかというような感じのこともできるのではないかなと。そういうことからお願いをしているわけなんです、これも民間だけではなかなか進まない。そういうことから、町にリーダーシップを取っていただいて、お話を進めていただき、町内の農業の人に野菜、お米等、提供をお願いしたり、またこの岡山でやっておられるこども食堂なんかの例を言いますと、大型スーパーなんかは何件かお話をしてお話をしてお話を集めたりと、こういうこともあるみたいなんです。和気町でも、今まで、それこそ夏休みにそういうことをした前例がないのかも分かりません。ですから、やるとなると、それぞれの日にちも要ったり、皆、手がかかるんでしょう。今年の夏休みと言いますと、もう一月余りしかないもので、あちこちで開くというのは無理かも知れないんですが、1か所か2か所でも、こういうこども食堂というものが開けるのであれば、やってみていただきたいなと。これはもちろん強制ではないんで、子供も、遊びに来たい人が出てくる、また勉強したい人が出てくる、お昼御飯を食べたい人が出てくる、いろんな意味でみんなが集まってくればいいと思うんで。あとそういうことで、学校の先生に夏休みの前に、こういうこども食堂というような部分の開催があるみたいですよということをしっかり報告していただいて、大体何人ぐらいの方が行きたいなっていうて来てくださるとか、そういう部分を把握し、人員とか、してくださるほうのお手伝いですが、もう栄養推進とか老人クラブ、この前、佐伯で老人クラブの会長会がありました。その席にも私、出席させていただいたんですが、老人クラブとしても、地域のことにいろいろと貢献するため、協力していきたいんだというようなお話もされてたんで、個人的にお願いに行くよりは、町でこういう仕事をしようと思うんだがどうだろうかというような相談をしていただくと、お力を貸していただける部分があるのではないかと。それから、私、教育委員会のほうにも名前を上げてますけど、これもこれが開催できるのであれば、先生方、交代で1人でも2人でもいいですけど、出てきていただけるような方法も取れないかなというような部分で、そういうように上げています。何とか子供たちを守っていくということでは、今、和気閑谷高校のこともそうですけど、町としても力を入れているわけですから、本当にお昼御飯が食べれないんだという、おなかがすいて大変だというような子供がおられるんかも知れない。ですが、そういう人を対象にするよりは、全体的に言うて、その人たちも出てこれるような方法、そういうことができたかなと思えます。これもお昼御飯ですから、そう手の込んだもんをするのではなく、例えばおにぎりとかそうめんとか、またカレーとか、

いろんな分をちょっとしてあげたら、子供たちも喜んでみんなとわいわい言い合って食べれたら、楽しい時間が持てるのではないかと。また、施設によっては、お昼御飯、パンでいいんだったら協力しますよと言うてくれるところも、私も聞いとんですが、そういうことから、町として、何とか1か所でもやってみようかという気持ちを持ってできないかなというふうに思っているんですが、課長、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 御提言ありがとうございます。先ほども言いましたように、町が主体となってやるということであれば、民間事業者のこともございますので、なかなか難しいとは思いますが。民間の方の活力を利用するというのであれば、県のほうでも補助金のメニューがございます。ただ条件がやや厳しくて、定期的な運営をするというような条件等もございます。補助金を受けるためには、町が窓口になっておりますので、もしそういった条件等、クリアできる、やってみようという方がいらっしゃれば、ぜひ和気町の健康福祉課のほうにお越しただければ、県への取次ぎであったり、補助金の交付の条件等については御相談には乗らせていただこうかと思っております。

それから、もう一点の各種団体への依頼ということでございますが、こちらについては、先ほどお話しいただきましたように、老人クラブであったり栄養改善推進委員、愛育委員等、地域に根差した各種団体等がございますので、一声かけて、こういった協力をしてもらえないかというようなことで相談はさせていただこうかと思っております。ただ、夏休みといふとかなり期間ももう短いということで、この夏休み中に間に合うかどうかということもございますし、果たしてそういった形で、こういったこども食堂的なものができるかどうかということも可能かどうかということもございますので、もう少しお時間をいただければというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） それでは、失礼します。

教育委員会としても、こども食堂については直接お答えをすることはできないんですけども、広瀬議員からも御指摘があった長期休業後の子供たちの体調の変化については、これは大きな課題であると私自身も考えております。そのことについては、各学校では、子供たちの成長の様子を把握するために、学校によっては、回数の違いはあるんですけども、年に複数回、身長や体重の測定を行っておりまして、子供たちの発達状況の把握に努めております。議員がおっしゃられたような課題については、町内の学校では今のところ教育委員会には上がってきておりません。ただ、ニュース等でも私も聞いております。全国的にも、また養護の先生とも話をして、養護の先生の今まで勤めた経験上、そういったことがあったということもお聞きしております。特に体調の変化については、これは重要なことですので、そういう変化が見られた場合には、保護者にも連絡をし、その原因の究明に今後も努めていきたいと思っております。

また、子供たちには、教育計画の中で食育教育というのをやっております。と同時に、給食指導という指導の時間もあります。そういった中で、担任をはじめ、養護教諭、栄養教諭、中学校では家庭科担当、あるいは保健体育科の担当教諭等が中心になりまして、食の大切さ、あるいは体に必要な栄養素などについて、計画的に指導はしております。今のお話を聞かせていただきながら、これは子供だけではなくて保護者に対しても、そういった情報発信というのは必要かなと思っておりますので、今後の課題として、これも私自身、重く受け止めております。今後もこの食育指導をより一層充実することによって、子供たちの心身のバランスが取れた健全な発育につながる、そのための食の大切さについての指導を進めてまいりたいと思っております。特に議員から御指摘があった件については、特にこの夏休み明けには子供たちの様子に注意するよう、各学校にも指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。今後ともいろいろな点で御指摘、御指導していただけたらと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ありがとうございます。教育長も今おっしゃられました。上がってきてないということですが、私もいろいろ聞いてみますと、いろんな地区の方からちょこちょこそういうお話をいただきましたんで、幾らか私はあるのかなとは思っていたんですが、上がってきてないということは幸いなことかなとも思います。

町長にお聞きしたいんですが、町長、これを、この夏休みだけじゃなしに、来年の夏休みからでもこういうことをやってみようという気持ちはどうでしょう。というのが、子供たちもいろんな遊び、家の用事、いろいろあるうちは思うんですけど、夏休み中、一人で勉強したり、一人で昼御飯食べたりするような部分を解消したり、また高齢者の方々からいろんなお話を聞く機会とか、そういう場所、そういうあれができれば、夏休みの思い出づくりとか勉強も、今までとちょっと違ってくるし、子供たちもだんだん人数が減ってきて、大きな事業ではないと私は思うのは思っとなんですが、やるということに対して、我々が動くだけでなしに、町のほうから少し働きかけていただいて、これが少しでも前に進むような感じでできたらと思ってるんですが、そこらあたり、町長としてやってみようか、みんな、ちょっと声かけてみというぐらいの前向きなお話にはならないでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） こども食堂ということに関して、まず答弁をさせていただきたいと思うんですが、先ほど課長のほうも申しましたように、なかなか行政でと、食堂をとということになりますと、回数だとかいろんなことがありますけれども、民間の事業者の方もおられますので、そのことについては総合的に判断をしなければいけないというふうに思ってます。

それから、夏休み期間中は、御両親が働きに行かれてる方は、基本的にはお弁当を持って児童クラブに行かれてるという方が多いのではないかなというふうに思っています。そういうことも含めて、どのくらいの方が食事などに困っておられるのかということも含めて、そうしたニーズ調査なども行いながら、総合的に判断をしてみたいと考えています。

それと、また昨今では、いわゆる保護者の育児放棄の問題が取り沙汰されておりまして、ネグレクトというのは、食事を与えないだけではなくて、様々な問題が包摂されているのではないかなというふうに思っています。そういう意味からしましても、先ほど広瀬議員のほうがおっしゃったように、地域の方との、老人会だとか、そうした方々との交流の場というのは、これ非常に重要だろうというふうに思っています。そういうことも含めて、ニーズ調査などをしながら、できるところから始めてまいりたいというふうに思ってますので、よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ありがとうございます。何とか、こういう機会もあっていいのかなと。今、だんだんと高齢者と子供の話し合いの場所が少なくなったり、家庭でもなかなか話す機会がなかったりというような部分がありますんで、子供たちもいろんなお話を聞いたり、いろいろ教えていただくこともいいのかなと思います。また、高齢者の方も、なかなか時間潰しに困るというような方もおられて、こういうことされると、高齢者の方も、ああ、行ってみたいと言われる方もおられると思うんで、働きかけるということが大事ですんで、この夏休み、どうでもしてくれじゃなしに、もう間に合わない、来年からというんであればそれでもよろしいから、そういう働きかけをぜひしてみてください。

それでは、2点目に行きます。

2点目でございますが、和気町が管理しているトイレについてでございます。

この和気町が管理する公衆トイレ等ですが、私もバスに乗っていた時分がありましたが、その当時、お客さんから、和気町のトイレは本当にどこを使ってもきれいだと、本当に気持ちがいいというような褒めの言葉をたくさんいただきました。そういうことから、和気町、今、担当の方が一生懸命、掃除してくれていますからとい

うようなお話でおったんですが、ここに来て、高齢者の方が、欲を言いますと、広瀬さん、というようなことから、男性トイレの汚物入れ、サニタリーボックスと言われるんですか。こういうものを設置していただくわけにはいきませんかでしょうかという話がかちこちこ聞こえていました。そこで、今日、そういうことで質問をさせていただくんですが、岡山県内では、岡山県をはじめ岡山市、また総社市、真庭市、新見市等で、この3月ぐらいだったですか、もう設置を決めて、随時設置をしていくというようなことを新聞記事で読んだように思います。そうしたことで、和気町にも男性用トイレにこの汚物入れを設置していただけたら、病気等で男性用パットを使われとる方も気持ちよく使っていただけるようになるんじゃないかということです。これはどうなんでしょうか、私もまだ勉強不足なんですが、この庁舎とか、普通の建物の中とかには、もうそういう男性トイレにこの汚物入れという、サニタリーボックス、これを設置しているんでしょうか。そこらも聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

それでは、広瀬議員から町有施設のトイレのサニタリーボックスの設置状況についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員から御紹介がありましたように、県内の市町村において、公共施設、男性トイレへのサニタリーボックス設置が進められているとの新聞やテレビ報道を、最近、目にする機会がしばしばございます。これは、前立腺がんなどの病気や加齢に伴って尿漏れパットやおむつを使用されている方にも、安心して外出をしていただけるようにと、各自自治体が男性用トイレへのボックス設置に取り組まれているものと考えます。和気町におきましては、男性向けサニタリーボックスにつきましては、令和4年、昨年9月に主要施設の男性トイレへのボックス設置を行っておりまして、具体的には、本庁舎、佐伯庁舎、中央公民館、サエスタ、体育館のほか、和気駅前、駅南、図書館前公衆用トイレなどに設置を行っております。今回の議員からの質問通告を機に、ほかの施設についても設置状況を確認をさせていただきました。そういった中で、まだ設置ができていない施設もございましたので、そういった施設には早急に設置するようというところで、御質問を機に指示もいたしたところでございます。和気町におけますサニタリーボックスの設置状況につきましては以上となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ありがとうございます。お聞きしましたら、取りあえずこの庁舎等、重要な施設、また駅前、駅南のトイレにはそういう設置ができていますということですので、私も、ああ、和気町、やっぱりすごいなというふうに、今、感じているところでございます。そういうことから、いろんなところの公衆トイレ、藤公園の駐車場とか、今日の同僚議員の質問にもありましたリバーサイド和気のトイレとか、いろいろな部分があるろうかと思うんですが、極力設置をしていっていただきたいなど。

それで、欲を言いますと、トイレですが、まだ和式の部分もあるんですかね、たまに聞くんですが。そういうところも、高齢化してきますと、立ったり座ったりがなかなか不便なんだと。洋式に替えていただけないかなというお話もお聞きします。そういう部分もできましたら進めていただけると、ああ、和気町はやっぱりちゃんとしてくれとるなっていう部分で、町外から来る方も、やっぱりトイレ等がきれいだと気持ちがいいんで、喜んでいただけるのかなと思います。そういう部分でも、もう少し力を入れていただいて、和気町に来ていただく方が気持ちよくトイレを利用できるように、前向きにやっていただきたいと思います。町長。その点についてもひとつよろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） このサニタリーボックスの設置は、私が町長になって早い段階で手がけたものでござい

ますけれども、私もちょっとつかつたんですが、地域の方々をお願いをして掃除、清掃をしていただいているトイレなどが、また漏れていたようです。今回、広瀬議員の質問を機に、そういうことも調べさせていただきました。またそういうところにつきましても、先ほど、総務部長が申しましたように、早い段階で設置をしてまいりたいと考えています。

それから、公衆トイレ、洋式になってないところも確かにございますけれども、1つしかないようなところは洋式化をしていくと、2つあれば、そのうちの1つは洋式化をしていくというような形で、順次進めていってまでするので、そのようなことで進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） いろいろと前向きな答弁いただきました。ありがとうございます。また、和気町も、今、町長がおっしゃったように、早い時期から男性用トイレにもそういう汚物入れ等を設置しているということで、私も、ああ、やっぱり和気町、本当にいいなというふうに感じています。高齢者の人は、病気等でそういう尿パット等、外出のときはしておられる方、結構おられるんで、そこらあたりが充実してきますと、町外から来られた方もトイレ利用した場合、ああ、ここ、こんなん置いてくれとんじゃというような感じで、気持ちよく使用し帰っていく、また帰って、和気町、こうだったよというようなお話もしていただけると思うんで、トイレは本当に大事な部分だと思いますんで、これからもよろしく願いいたします。

また、子ども食堂のほうも、ちょっと前向きに本当に考えていただいて、今年が駄目なら来年の夏休み、何らかの方法でそういう場所をしてみようかと思っていただけたら幸いかと思いますんで、これからもよろしく願いいたします。ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで広瀬正男君の一般質問を終わります。

次に、5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、させていただきます。

太田町政が1年を経過し、太田町長は、常日頃から町民の声をしっかり聞いて町政を運営していきたいということで、町政懇談会等、それから意見箱とか目安箱とか、そういうのも多数設置をしていただいて、いろんなお声は耳に届いておられると思いますが、その中で特に私のほうにもいろんなお話が来ます。身近なところで今日は3点、告知放送システム、そして2番目が鶴飼谷温泉のカラオケの再開についてと、3点目が災害ごみについてということで、まず1点目、この新告知放送システムにつきましては、半年前の12月の議会で、私はその事業の概要についてはお聞きしました。それから半年がたって、いよいよ来年がそれを実施していく時期に来て、いろんな話が聞かれます。区長様方にはある程度の御説明はされたようには聞いておりますが、そんな中で、まだ細かいところを心配する町民の方がいらっしゃるんで、そのあたりについて御質問をさせていただきます。

1点目、この放送システムの進捗状況、現状は今どうなっているか。

2点目、町民への周知する時期だとか方法はどうなっているのか。

3点目、料金がかかると聞いているけど、料金はどうなるのか。

4点目、更新事業はどういう工事であるのか。

以上、4点についてお答えをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、神崎議員からの新しい告知放送システムについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の進捗状況、現状についてでございます。

令和5年3月に告知放送システム更新工事のプロポーザルを行い、京セラみらいエンビジョン株式会社を優先交渉権者として決定し、令和5年第4回議会臨時会にて契約議案の議決をいただき、本事業がスタートいたしました。契約締結後は、2週間に1度を目安に業者との定例会を開催し、和気町及び業者からの提案、また認識のすり合わせ、進捗状況の確認などを行っております。利用者にとって利便性が高く、かつ高齢者を中心としたデジタル弱者がスムーズに安心して次の新しい告知放送システムに移行できるよう、協議を重ねております。

具体的な進捗についてですが、令和6年4月からの本格運用に向け、事業全体のスケジュールの設定、システムの構築などを現在行っております。また、告知放送システムは、有事の際の防災情報伝達にも活用することから、危機管理室とも連携し、J-ALERTなど、防災情報の伝達手段の仕組みづくりを併せて行っております。

次に、2点目の町民への周知の時期及び方法についてでございます。

周知の時期については、町民の皆様には確実な情報の周知を行う必要があることから、告知放送全体のシステム構築、構成が決定した後、年明けを想定しております。また、周知の方法については、広報「わけ」やホームページなどで説明を行う予定としております。

次に、3点目、通信料の費用負担についてです。

更新後の告知放送は、主に個人のスマートフォンに、京セラみらいエンビジョンが提供している、しらせあいというアプリを導入し、和気町の設定をすることで、町や各地区の情報を取得できる仕組みを予定しております。それと同時に、希望者には告知放送専用のタブレットを整備いたします。なお、今回整備するタブレットは、和気町の告知放送システムのみ使用できるもので、インターネットや動画サイトの閲覧など、私的な利用はできないものとなっております。個人のスマートフォンでの情報取得に係る通信料は、個人負担をお願いしたいと考えていますが、町から配布するタブレットに係る通信料負担については、現在、スマートフォンを所有していない高齢者などには無料配布及び通信料無料を軸に検討しております。無料配布対象となる世帯以外の世帯でタブレットの所有を希望される場合は、買取りや通信料の御負担をいただくことにならうかと思いますが、財政負担を勘案しながら、情報格差が生じないよう配慮していきたいと考えております。

最後に4点目、更新工事の内容についてです。

主なものとして、役場内の機器設備の更新、各地区に設置している屋外スピーカー機器の更新が上げられます。また、今回の更新に併せて、区長の皆様へ、現在の屋外スピーカーが聞こえにくい箇所についての意見を聴取しておりますので、該当箇所については設置工事を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、再質問させていただきます。

進捗状況、現状については分かりました。

2番目の町民への周知の時期というのが来年初めということなんで、来年1月、そして使用が4月からということで、3か月ほどしかないんですけど。あと広報とかホームページということになると、非常に限られた伝達手段かな、周知方法かなと思います。これだと、高齢者だったり、ホームページを見られない方、広報を見られない方なんかが不十分になるのではないかなという心配があるので、そのあたりの補助的な周知方法があれば言っていたきたい。

それから、料金は非常に難しいですね、今聞いたら。町から伝達する、それについてはただということは、もう町から言うことだけ聞いて、自分からタブレットの操作、こんな情報が欲しいということをしなければ、どんな人でもただかなと、こう私は解釈しました。間違つとつたら言ってください。要は、もう今のようにただ一方

的に町からの伝達情報だけ聞けば、ただなのかな。あとは、こっちから情報を入手するというのは、いろんなケースのことがあるから簡単には言えないと思うので、そこは私はもう質問しませんが、今の私の解釈で間違っていないかということと、それと一番懸念されるのが、新しいアプリで情報をくれるんですけど、携帯とか端末を持ってない方には町が貸せるということで、基本的にどんな操作をするのかなってというのが一番知りたいんですけど、独居の御老人だったり、スマホを今まで触ったことがないような人が、どうやってそれから情報を得るのかなってあたり、このあたりがちょっとよく分かりません。

更新工事は、今おっしゃられたように、役場内と地区の今あるシステムの中の何か機材を取り替えるだけでいいように聞きましたけど、それでよろしいですか。もしくは、今までの告知端末の備え付けたいろんな機器は撤去したりするような、そんな工事はあるんでしょうか。

以上、3点、お願いします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

まず、個人のスマートフォンでの操作について、基本的な周知方法について、広報「わけ」、ホームページ等でお知らせして、想定してるのが、現時点でスマートフォン等を活用してる方については、ホームページか広報で自主的にアプリのインストールができるであろうという想定で、ただ議員おっしゃられるように、操作が分からないということであれば、電話等でのお問合せも考えておりますので。一方で、タブレットでの各地区での操作説明会等も予定しておりますので、そういった場で個人のスマートフォン、あるいはタブレットでの操作説明会で対応させていただきたいというふうに思っております。

3点目の情報通信に係る通信料については、音声告知、あるいはテキストの情報量にしても、テキストであればそれほど通信料がかからないので、今お持ちの個人のスマートフォンであれば、個人が契約しているギガ数の範囲内での利用で、そう目に見えて通信料がかかるというふうには想定いたしておりません。

無料配布数につきましても、今のシステムについては、当時、各家庭への配布ということで、まだ具体的に年齢設定等を行っていないんですけれども、年齢等を示して、高齢世帯等においては無料配布して、通信料も町で見えるような形を考えております。ただ、その配布台数についても、現時点で数百台、1,000台、そういった機器の配布数についても今検討しているので、財政負担も考えてという答弁では、配布設定数の範囲内で無料配布の世帯も検討していきたいというふうに思っております。

最後、4点目、機器の更新については、現在、役場内の機器をリニューアル、10年前の機器でありますので、今後5年、10年と、10年スパンで使えるような、新しく中身についての更新と、スピーカーについても聞こえにくい箇所等もあると区長にもお聞きしておりますので、災害時、万が一、その屋外スピーカーが聞こえないというような不具合がないように、いま一度、聞こえにくい箇所については、区長の御意見をいただきながら、更新のほうを考えていきたいというふうに思っております。

失礼いたしました。独居の方で、基本的にタブレットについては、コンセントを差して置いておけば、現システムと同じように情報、音声が出てきて、それ以上の操作であれば要るんですけど、基本的には今のお知らせを聞くということであれば、コンセントを差して電源を入れておけば自動的に音声が出てくる、緊急時も同じように画面に出てくるというような設定を考えております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） そうすれば、現状であれば、計画、それからこの事業のほうの進展にもよりますが、まだ決まってないこともあるようで、私のほうが細かく質問して混乱するかもしれませんが、普通に考えれば、今の機器が新しくなって、そのままで聞けるという、それからタブレット、スマホにあまり精通されてない高齢の方にも特段の負担はないかなと、このようにお聞きしました。

それから、料金についても、特にそれほどという感じですけど、これについては、料金等、それから台数等、確定しましたところで、またいずれ機会が報告、連絡いただければと思います。

最後は、撤去については何もおっしゃらなかったけど、撤去することはほとんどないんだろうなと思いつつ。あと京セラみらいが取った案件ではありますけども、その設置工事、もしくは撤去工事等の事業について、地元の業者を使っただけなのか。これはいつも言う、我々がいつも気にする、町内で事業をするならば和気町の業者、これはもう合い言葉ですから、この辺のところを最後の質問にして、お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 使える機器につきましては使って、更新が必要なものにつきましては新たに更新をかけるということで、議員御指摘の撤去につきましても、事業主は京セラみらいエンビジョンになるんですけども、その下で実際、地元で機器の撤去、更新等を行うに当たっては、地元の業者とも相談しながらしていただけるように、今回、提案を受けた業者にも我々のほうからも相談させていただきながら、事業のほう、進捗していきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、2点目、鵜飼谷温泉のカラオケ再開について。

長い長いコロナ禍といいますか、影響で、鵜飼谷温泉のカラオケは使えませんでした。カラオケ愛好者のほうから、今般、5月8日、コロナのランクが5に下がったということで使えるようになったんですが、料金が100円から200円に倍増したということで、特に私が歌が好きだというのは、皆さん、よく知ってくれているので、いろんな方から、どうなんだと。たった100円だけど、差は100円かもしれないけど、倍増だということで、おまえ神崎自身が歌もよく分かってんのに、何でそんなふうになるんやったら早う知らせてくれたり、駄目だと、イの一番になって反対してくれんのだという、強いお叱りを受けたもんですから、私としても、皆さんがそういうお言葉をいっぱい私にくれますので、こういった公式の場でしっかりとその理由等をお聞きして、また皆様の御納得がいくのかどうか分かりませんが、まずやそのあたりの理由をお聞かせいただきたいことが1点目です。

2点目は、カラオケというのは、あとサエスタのカラオケルーム、そして中央公民館のカラオケと、使えるところは多々あるんですけども、そのあたりの料金はどうなっているのかなというところを教えてください。

それから、3点目は、一般の民間のカラオケ喫茶等であれば、大体100円というのが相場が決まっております。100円のチケットを買くと、1枚、2枚、3枚とサービスがついてるといような、こんな中で、大体100円以下で歌える状況、こういったところの現状があります。そういったあたりを、和気町は200円で歌ってくださいというのがどうか、こういうあたりも聞かせていただきたい。

そして、最後は、やっぱり鵜飼谷温泉が和気町民の憩いの場、福利厚生施設だと、こういうお気持ちで皆さん、温泉だとか将棋だとか、いろいろされてます。そんな中で、カラオケがこうなりますと、その辺がううんと言う人もおられるということなので、ぜひそのあたりのお考えを聞かせていただいて、町民の方の御理解がいただけるかどうか、そのあたりを回答いただきたい。

以上、4点です。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 和気鵜飼谷温泉支配人 大竹君。

○鵜飼谷温泉支配人（大竹才司君） 失礼いたします。

神崎議員の和気鵜飼谷温泉のカラオケ再開についての御質問についてお答えいたします。

まず、使用料が100円から200円になった理由についてでございますが、現在、当館では、3台の通信カラオケ機器をリースにて利用者様に提供いたしております。設置につきましては、大広間に1台、宴会利用として1時間当たり3、300円で御利用いただいております可動式のものが2台ございます。カラオケの利用につ

きましては、先ほども議員から説明がございましたが、新型コロナウイルス蔓延に伴い、令和2年3月から停止しておりましたが、本年5月8日の新型コロナウイルス5類への移行に伴い再開するに当たり、コロナ前の利用状況等を踏まえ、カラオケ料金について検討いたしました。カラオケの利用につきましては、コロナ以前から減少傾向にあり、利用料でリース料等を賄えない状況になっておりました。また、長期リース契約であったため、コロナ禍のカラオケ休止期間中においてもリース料等が発生し、また今後、近い時期に機器の入替えがございませぬが、値上げが予定されているため、さらなる経費の増加が見込まれており、これらを踏まえ、料金の改定を決定したところでございます。これまでも多くの方に御利用いただいていることは重々承知しております。引き続きカラオケサービスを提供できますよう、皆様の御理解をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

次に、学び館サエスタカラオケルーム、それから中央公民館のカラオケの使用料についてでございます。

まず、サエスタカラオケルームが、平日1時間当たり800円、土、日、休日が1時間当たり1,000円で、9時から22時の1日利用の場合、平日8,000円、土、日、休日が1万円となっております。中央公民館につきましては、1時間当たり600円となっております。

次に、ちまたのカラオケ喫茶の料金との差をどう考えているのかということでございますが、カラオケ喫茶につきましては、カラオケを楽しむことに特化した喫茶店であり、議員から先ほども説明がございましたが、ワンドリンクごとに1曲サービスされたり、1曲100円や6曲で500円など、100円程度の料金設定と伺っております。当館では、温泉旅館内の娯楽施設として利用いただいているものであり、利用形態が異なりますし、カラオケ機器につきましても、当館のようにリースであったり買取りであったりと、取得状況も異なりますので、料金の差は発生するものと考えておまして、利用者様に御負担をさせていただいているところでございます。

次に、鶴飼谷温泉が町民の福利厚生のための概念と乖離していないかということでございますが、当施設は宿泊可能な健康研修施設でございます。現在も、広報誌へ日帰り入浴割引券を同封し、少しでも多くの方に御利用いただき、町民の皆様の健康増進にお役に立てればと考えております。また、主に光熱水費と原材料費の高騰に伴い、当館のランニングコストにつきましても急増しておりますが、宿泊料及び入湯料につきましては据え置くこととし、その他、全ての料金について、4月以降、順次見直しをさせていただいているところでございます。しかしながら、引き続きお客様への変わらぬサービスを提供できますよう、鋭意努力してまいります。また、当館の運営状況等がコロナ前の水準に回復しましたら、柔軟に料金の見直しを行いたいと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、2番について、ちょっと思うところといいますか、その理由等が経費の観点からと言われれば、我々も鶴飼谷温泉事業ということでやっております、今、経費、特に一般会計からの繰入れとかありまして、決して予断を許すようなものではないのは分かってるので、経費だと言われると、非常に私なんかは心打たれて、仕方がないのかなと思うんですが、ただ町民の皆さんは若干違いますので、申し上げますと、町が普通に何か料金を取るのであれば、議会の、たしか賛同が要るんじゃないか。このようにもう1回取ると決まっとれば、それを金額を上げるについては特に要らない。ましてや、町と言っても、一応、鶴飼谷温泉事業という別の事業なんですけど、こういうのが料金をぽっと上げるのは、実際、上げておられるんだからできることだろうと思いますが、なぜなら言うと、事前に、上げるから皆さんよろしくとかという、事前のノーティスがあってもよかったのかな。そしたらここまでのあつれきというか、皆様方の御不満がここまで出てこなかったのかなというようなことを考えたりしております。コロナのときも、私が町民の方から言われて胸を打たれたというか、そうだなと思ったのは、神崎さんら、60代で若えけど、私は80代じゃというて。1年間、そりゃあ休むのはええけど、私、歌いたい言うたからって待ちようたけど、私の友達は先に死んだよと。やっぱり高齢者の

方が歌われる方が多い、和気町のを見ますと。若い人も歌われますが。そういった中で、そういうことを言われると、ああ、自分だけの目線で考えてたんだなと。ただ延ばせばいい、コロナをやり過ぎたらいいといったら、その人はもう人生終わっていったと。それに近いような話ではないんですけど、100円で行こうと思うたら、急遽200円になったと。私、もうあと僅かしか、年金もないし、長い時間もないから、一生懸命歌いたいと思うたけど、ほんなら歌が100曲歌えると思うたが50曲かなと、変な言い方ですけど、こんなふうにもう方もいらっしゃるように聞きました。だから、せめて100円から200円に上げるときは、ある程度のノーティスというか、事前連絡もあってもよかったのかなとは思ったりはしました。これが町民に優しいというか、町長がいつも言われてる、こういうことかなと。ぼんと上げて、そりゃあ経費だって言われたら、そりゃあ仕方がないんですけど、そのあたり、もし町長のほうでお考えがあれば言うていただけたらいいと思いますし、それからまたコロナ前の状況に戻れば料金も考えたいとおっしゃってるんだけど、またこれもさっきと同じ話なんです。コロナがいつまでっていうこともあるし、コロナの前の状況に鶴飼谷温泉の利用が戻ってくる。そりゃあ、もういち早くせなあかんのですよ。早くせなあかんし、それは大事なことだし、それをやって、カラオケも元へ戻したい、これはいいことなただけど、ただこれはあくまでも相手があつての話で、いつまでにできることでもないの、また私は年寄りの方からいつまで待たたらええのって聞かれるでしょうなって思いました。そのあたりのところ、支配人は今年なられたばかりで色々なことを勉強されながらされてるし、経費の面が一番だと、多分、考えますし、これ以上の答弁を求めるつもりはありません。今言ったような、そういう町民の方に優しいという観点から、町長に今回の値上げについて、一言御答弁お願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 和気鶴飼谷温泉のカラオケの再開についてですが、現状については、今、支配人のほうから説明をさせていただいたとおりでございます。それで、今回、議員のほうからこのような質問がございまして、近隣の類似施設も調べさせていただきました。そうすると、近隣の施設では、カラオケをしてないところがもうほとんどでございます。鶴飼谷温泉は、娯楽、サービス設備の一つとして、このカラオケの設備を入れさせていまして、料金設定は、それぞれの宿泊料金とか食事なんか、これはまた条例で定めているものにつきましては議員の方にお諮りをしなければなりませんけれども、このカラオケの料金の場合につきましては、内部で決定をさせていただいたという状況で、先ほど議員おっしゃられたように、本当に温泉の経営状況もうまくいくようになりますと、また料金のことも検討させていただきたいということでございますけれども、当面はこのようにことで御理解をいただけたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 事前報告があつたほうが良いと言われとるん、それに関して。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 事前報告のところについては、全く頭がそこまで行ってませんでした。今後については、十分配慮したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 確かにカラオケは好き嫌い、それから歌う歌わない、ある種、個人の趣味というか、嗜好の違いだから、これをいかに町民全体のというのは、私もそれはあれかもしれないけれども、これは一事が万事で一つです。あと、グラウンドゴルフでもしかりです。同じようなことになれば、そのような考え方でいいのかなっていうのは、絶えず思います。ただそういった町民の方、特に御高齢の方が楽しみにしている、そういうことについては、心を砕いてといたしますか、できるだけ思いやっけてあげてほしいと、このように思います。

あとは、最後、いつも鶴飼谷温泉は8月の最終週ですか、土曜日使って、花火とお昼は歌の発表会をされとったと思うんですけど、これについても、支配人が今、検討はされてると思いますので、ぜひ、200円に上ったんであれば、そこらあたりの、盛大にやるとか、皆さんが200円で歌ってくれてるから、今度、このカラオケ

発表会ができたよというようなところで、恩返しと言うたら大げさですけど、何かお心を使っただけならと思ひまして、この質問は終わります。

3点目、災害ごみについて。

今年は、名古屋のほう、線状降水帯が発生する機会が地球温暖化によって増えてます。だから、1日、2日で降る量がもう想像できない量になると。そうすると、和気町は防災関係でいきますと、地震も当然考えられますが、それよりもまず降水量がたくさんになり、つかると。つかった場合に、結局、物は全部駄目になりますので、それを放り出さなあかんと。それ、どこに出すんかといったときに、いやいや、田んぼだ、小学校、中学校の校庭だということで、一義的にはいいんですけど、それを1週間以上も、1か月も、下手をすりゃあ、3か月、1年ということになってきますと、非常に負担、それから社会生活が中断されるという中で、ある程度、まとまったごみが集約できる、和気町には要るんじゃないかという、特に今、区長方からそんな話が私に来ます。ということで、お尋ねいたします。

万が一、大洪水になって、多くのおうちがつかり、災害ごみが出た場合に、それを一義的にはどこに集約し、そして最終的にはどうするのかというところの和気町の考えってどうか、町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 山崎君。

要点だけ言おう、時間がないんじゃない。町長に質問があるみたいだから。

○生活環境課長（山崎信行君） 失礼します。

答弁者が町長となっておりますが、先に私、担当のほうから御説明させていただきます。

災害ごみをどのように考えているのかにつきましてお答えさせていただきます。

近年、我が国の各地におきまして、地震、台風、大雨等の自然災害が数多く発生しております。和気町におきましても、自然災害の発生は例外ではございません。本町では、災害に備え、和気町防災公園の建設を検討しておりましたが、様々な方向から検討した結果、建設は中止となり、違う方向にて災害の対策を実施することとなりました。様々な自然災害において、必ず発生するのが災害ごみでございます。このごみをどのように処理するのが、行政に課せられた大きな課題でもございます。災害が発生し、災害ごみの処理において、住民が即必要なものは、災害ごみを集積する災害廃棄物の仮置場でございます。和気町におきましては、本年度に災害廃棄物仮置場の設置及び搬出業務につきまして、様々な方向から検討しております。近年発生いたしました倉敷真備地区での災害におきましては、災害ごみが道路に積み上げられ、緊急車両や災害廃棄物処理車両の通行にも支障を来し、災害の復旧の妨げとなったとお聞きしております。このような状況を回避するため、本町におきましては、災害廃棄物仮置場の選定や災害廃棄物の早急な処理計画の作成に取り組んでおります。災害廃棄物仮置場につきましては、各地域の実情に応じた数か所の災害廃棄物仮置場の選定を行い、実際に災害協定を締結しております災害廃棄物等の処理支援業者にロールプレイングを実施させ、スムーズに災害廃棄物処理が行えるよう計画を策定し、有事に備えてまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、神崎議員への質問の御答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、災害ごみをどのように考えているのかという点でございます。

災害ごみにつきましては、先ほど質問通告にもございましたけれども、和気町の防災都市公園が整備をされていれば、災害ごみを置けるのではないかというようなことだったと思ひますけれども、広場があれば、仮置場として災害ごみを集積することは可能であると思ひます。ただし、町内1点での拠点型の防災対策では、町内の各地域の災害ごみの対応に支障を来すものと考えています。災害ごみ処理につきましても、搬入する車両の渋滞や町内の遠くからの持込み等、町民にとって多くのリスクも考えられます。このような状況を踏まえ、現在検討し

ているのが、各地域の実情に応じた災害廃棄物仮置場の選定や災害ごみの搬出計画であります。災害廃棄物仮置場の選定におきましては、周辺道路の幅員や搬入出口の形状など、様々な条件を鑑みて、有効な災害廃棄物仮置場を選定することが非常に重要であると認識をしています。今年度と来年度にかけまして、災害廃棄物処理に係る実地検査及び訓練事業を進めることにしていますけれども、2018年3月に作成をしました和気町災害廃棄物処理計画（概要版）に基づいて、災害廃棄物仮置場の候補地の現地調査なども行い、有効性を評価して、災害廃棄物仮置場を選定し、有事に備えてまいりたいと考えていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。もう前へ出て。

○5番（神崎良一君） 災害ごみについては、仮置場ということで、数か所、これを地域に合わせて検討中だということなので、早い段階でその候補地が分かれば、また視察はさせていただきたいし、またそういう告知もしていただいて、皆さん、地区の方への安心ということで、順次進んでおるようなので、ゆっくりとすることなく、もうこういうのはいつ起こるか分からないということですので、できるだけ早いことを望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、明日6月21日午前9時から引き続き行います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時11分 散会

令和5年第6回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和5年6月21日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年6月21日 午前9時00分開議 午前11時17分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教育 長 徳永 昭伸	総務 部長 永宗 宣之
危機管理室長 河野 憲一	財政 課長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税務 課長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住民 課長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信行	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 田村 正晃	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	都市建設課長 西本 幸司
総務事業課長 井上 輝昭	会計 管理者 清水 洋右
教育 次長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 11番 西中純一 2. 8番 万代哲央 3. 6番 山本 稔	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、昨日20日に引き続き一般質問を行います。

それでは、11番 西中純一君に質問を許可します。

11番 西中君。

○11番(西中純一君) 皆さん、改めておはようございます。

今日は、私は基本的には3問ですが、まず和気町の国民健康保険税条例等の改正ということで、税条例と国民健康保険条例、2つの問題点をまず提起をしたいと思います。

1つは、子供に対する和気町国民健康保険税の均等割を廃止して、子供に優しい子育て世帯に配慮したそういう和気町国民健康保険制度にするべきではないかというのが1点。

それから、2番目は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に傷病手当金が支給されると、そういう国民健康保険条例——税がないそういう条例です——その改正が令和3年にされているんですが、これについて、これは被用者、いわゆる雇われている人にしかもらえないという状況になっているので、自営業者とか事業主にも給付されるように改正すべきではないかという、その2点が最初の質問でございます。

若干解説をしたいと思うんですけど、皆さんに今日お配りしたように、国民健康保険税というのは医療給付分と後期高齢者支援金分、介護納付金分と、3つの構成になっているわけなんです。これが一番出てるのは、前の令和4年4月より以前、13年間国保税は据置きをされてたんです。基本的には大森町政の時代ですよ。それが令和4年4月になって引上げをされたということで、これは実は前の額なんです。それを見ると、医療給付費分というのの均等割というのが下にありますね、2万7,200円、それから平等割というのが下に2万800円とあります。それから、後期高齢者支援金分では、均等割が3,900円、その次の平等割が2,900円。それから、介護納付金分というのは、65歳以前の方が被保険者として国保の世帯におられる場合はこれが課税されると——それははしよりますけれど——その計算例というのは、名前消しときゃあよかったですけど、これはもう平成29年ですから今から6年前、その分です。ちょっと長くなってあれですけど、1年生議員の方も3人おられるんで念のために説明しますと、均等割額、これは被保険者が2人おるということで2万7,200円掛ける2で5万4,400円と。それから、後期高齢者支援金分課税額が扶養者と私とで3,900円掛ける2で7,800円となっております。もちろん下の平等割というのもあります。それも足し込んでいって、この年の私の課税額は53万円幾らというふうになっているというふうな内容。右側が令和3年12月議会で可決をされた条例案でございます。これによって、令和4年4月から額が改定されているわけです。ちょっと高くなってる。あるいは、低くなっているのもあるんですけど。医療給付費の均等割は2万7,200円から2万4,300円に下がっております。率も8.8から8.0です。それから、後期高齢者支援金分、これは若干上がってるんですかな。均等割が3,900円が9,200円に上がっております。そのように、介護納付金も40歳以上から65歳未満の方がおられたらこれは課税されるんですけど、今回は子供の場合ですから、その分を免除してもらったら、その分安くなると。昔相談があつて、自営業の方で国保が高いということで、安くするためには何か方法がねえかということでお尋ねがあつて、奥さんが会社へお勤めだったんです。そうすると、

奥さんの社会保険のほうに子供を健康保険の分に被扶養者として入れたら、今度は社会保険は均等割がないので、その分で非常に安くなったということを聞いております。とにかくお子さんが多い方にとっては非常に、その当時は2万7,200円でしたが、今は3,900円掛ける何人というのをプラスしていくわけですから、非常に高いんですね。今、くしくも連立政権が異次元の子育て何とかって言ってますよね。それで、ちょっと長くなりますが、令和4年から国民健康保険法が改正されて、未就学児の均等割2万4,300円と9,200円ですか、ちょっと軽減されている場合があるんで一言では言えないそうなんですけど、この半額を国から繰入れがされるようになってるんで、その辺で若干また変わってきてるんですけど、そういう国もある程度は軽減してくれてるんですけど、それを町独自で無料にできないかと。そうすれば、子供がいらっしゃる家庭は保険税が軽くなるのでいかがかなというのが1番目でございます。

それから、2番目は、もう一遍言いますと、ウイルスに感染した場合に被用者にしか傷病手当金が支給されない、そういうふうな条例になっているので、できれば事業主にも給付されるようにするべきだという内容です。これは、民商という団体があるんですが、そのあれを見たら20の地方自治体でされているというのを見ました。というふうなことで、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

西中議員の御質問に答弁したいと思います。

和気町国民健康保険税条例の改正をということで、子供に対する和気町国民健康保険税の均等割を廃止にして、子育て世帯に配慮した和気町国民健康保険制度にするべきではないかという御質問でございますが、まず御質問の国民健康保険税は、令和4年度から6歳未満の世帯の均等割が国の基準と同様に2分の1に軽減されております。対象となる方の人数、軽減額の総額は、令和5年度で33世帯、45人、41万8,750円となっております。それ以上の減額や年齢要件の拡大、または廃止などは、子育て世帯の被保険者の負担軽減にはなりますが、それ以外の被保険者の負担が増えることにつながり、公平性を欠くことになったり、全体の税率が上がるなどデメリットが大きいと、改正は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

質問要旨2点目の傷病手当金に関する御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染した和気町国民健康保険の被保険者のうち、被用者、事業主から給与等の支払いを受けている被保険者に対する傷病手当金についてですが、こちらにつきましては厚生労働省事務連絡により、令和2年3月10日付で臨時的な取扱いが示されております。このことを受けまして、和気町においても令和2年6月議会で被保険者に対する傷病手当金の改正条例を御承認いただき、遡及適用にて令和2年1月1日から新型コロナウイルス感染または感染が疑われる症状がありその療養のために勤務ができなくなった期間について、特例的に特別調整交付金の財政支援を受けながら、対象者に傷病手当金の対応を行ってまいりました。そして、御承知のとおり、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類に移行したことに伴いまして、国からの財政支援措置及び5類以降の被保険者に対する傷病手当金の取扱いは終了しているところであります。

このことから、今後給付措置の拡大に関する条例の改正は予定いたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） まず、一番最初に言ったほうなんですけれども、子供の均等割を廃止してくれないかと

ということですが、令和5年度の予算が40万円ですよ、アバウトに。なので、これが6歳までとして、3倍にしても135万円ぐらいなんだと思うんです。だから、一般財源から出そうとすれば出せない額ではないというふうにも思うんだけど、税の公平性からということではあるんですけども、自営業の方はちゃんと税金を納めてほとんどの方はやっつけられるわけなんで、社会保険のほうは雇用主から半額の負担があるということでそのように非常に保険料も安いんですよ。だから、本来はもっと国が手厚くそういう法定繰入れというんですか、それをする必要がある、国の政策の問題なんかかもしれないんですけど。これはいわゆる子育て優遇をして、非常に和気町は今政策としても移住を推進しているということで、ぜひそういう点を考慮すべきではないかと、そういうふう思うんで、もし町長から答弁がいただけたら、今後どのように考えられるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、もう一つの傷病手当金というの、本来は病気になった方が安心して療養するためにこの傷病手当金制度というのがあるわけなんですよ。以前、国保にはたしか傷病手当金というのとはなかったというふうに思うんです。というのが、自分自身、今は講師というふうに言われるんですけど、臨時の先生をやっていたときに病気になったときにそういうものが出ないということで非常に苦慮していた時期があったんですけど、途中から、昭和59年4月に非常勤講師から常勤になって担任を持つというようなことがあって、初めてそういう傷病手当金が出るような制度に、公立学校共済というんですか、その短期保険、ここに入れてもらって、ただ病気にはならなかったんでその傷病手当金というのをもらったことはないんですけど、これも余談になりますけれど、健康保険というのは以前は薬もただであつたし、本人負担も基本的にはなかったですよ。たしか昭和59年から一部負担金制度ができて1割負担になった。自分が使えるようになったら1割負担が出てきたというのは非常によく覚えているんですけど、制度としては、傷病手当金というのはコロナがあろうがなかろうがそういうふう改善すべきじゃないかなと私は個人的には思っているんですけど、じゃあ2類から5類に移行したということで国の補助もないということで、そういう傷病手当金について、事業主については給付し、だから被用者についても無理なんですかね、その点だけ。被用者についてもそれが出ないようになるのか。そうしたら、もう条例改正までしなきゃいけないんじゃないかなと、そういうふう思うんですけど、その辺はどうなんですか。その2点だけお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほど言われました子育て世帯のところに厚く手当ををしたほうがいいんじゃないかと、移住者へもそこら辺はアピールになるんじゃないかということでございましたけれども、先ほど担当課長が説明しましたように、現状でも均等割の部分については2分の1の軽減をさせていただいています。議員おっしゃったとおり、多くの額ではありません、41万8,000円ほどの額ですけども、そのような状況で現在軽減をさせていただいているという状況になっていますので、あまり被保険者間での公平性を欠くようなことを拡大をすることはどうかというように、私のほうとしては考えています。

しかしながら、子育て世帯の方々に対して、また低所得者だとか、それから住民税の非課税世帯の方々に対しましては、各種施策で優遇措置なんかも今後とも積極的に検討していきたいというふうに考えています。

それから、もう一点の傷病手当のところにつきましては、私も詳しくはなかなか分からないんですが、またこれ担当課長のほうからも説明をしていただければと思いますけれども、和気町の健康保険、現在では傷病手当を支給するということは国の措置を受けていただき、それがなくなったらそれに準じて行っているというような状況になっているということでございます。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

傷病手当金についてなんですけれども、条例のほうでは附則のほうに規則で定める期間というふううたって

おりまして、その規則のほうで5類に移行しました5月8日以降については取扱いがもう対象となりませんよということを既にうたっております。

それから、事業所得のみを得ている個人事業主それからフリーランスの方なんですけれども、事業所得で見ますので、給与に置き換える金額の把握、算定が困難であること、それから自営業等には資金繰りなどで別の支援制度があること、そういったことで今回対象外となっております。任意で給付する際には、保険財政に余裕がある保険者が実施をすることが望ましいとされております。それで、和気町におきましては、国保の財政調整交付金基金をこちらをゼロにしまして、税率改正を実施しております。そういったこともありまして、財政事情から見ましても、国、県からの財源の手当のない傷病の手当金を創設することはできないというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） ということで、じゃあ国税の子供の均等割廃止は、一応国の半額補助があるということで、それ以上のことは町としては独自にはできないと。

それから、傷病手当については、2類から5類に移行というふうなことで、それはもう現実的に規則で被用者についてもできなくなっているということですか。それで、それについては余裕が、引上げたばっかしなんです、それはできないというふうなことで、ぜひ今後ともいろいろと、地球温暖化の影響もあって新しいウイルスとか、そういうふうなものが出てくるというふうなことも言われているところであります。ですから、そういう病気になったらきちんと休めるような健康保険制度ができるようにぜひまた検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

日蓮宗の不受不施派の史跡を顕彰できないかというふうなことでございます。

和気町の文化財ということでは、和気の場合は基本的には和気神社とか和気清麻呂公とかにかまつわるいろいろな顕彰とか、藤公園があり、和気神社に行くのには駐車場が利用できるし、実際としてはかなり和気神社が優遇されているのではないかなと。由加神社に比べてもそういうふうな感じがします。それから、天王山にもお宮がありますよね。それから、全部は言い切れませんが、金剛橋のところには題目岩という岩があったり、いろいろと史跡が旧和気町にもあるわけですけど、佐伯地域にも一番大きいものでは本久寺というのがあるって、これは教育委員会で修理委員会も立ち上げて、県からの補助金も何千万円か頂いて修復するとか、そんなこともありました。それから、天神山城の城跡だとか、ああいうふうなものもありますけれども、いわゆるこの不受不施派というのが安土桃山時代から大政に反対したというんですか、そういうふうなことで、割と看板は出てるんですけど、例えば六人衆のところ、それ以上に備前藩の池田公が寺請制度だとか非常に民衆を管理した、誦経を重視した、そういうふうな中で、それに納得いかない人たちがそういう文句を言ったんだろうと。信教の自由というんですか、その当時はそういうことは言われませんでしたけれど、それを守ろうとしたら、死罪になった、あるいは追放に28人がなったとか、そういう歴史があるんですよ。ほんで、岡山市の平井に処刑された場所もあります。私自身は、本久寺の信徒なんですけれども、やはりそれは歴史としてある程度知っとく必要があるのではないかなというふうなことを思って、そんなにいろいろとしなくてもいいんですけど、看板ぐらいはもうちょっときれいなものにしてあげるとか、そのような程度でもいいんですけども、顕彰とか、そういうものをぜひしていただければというふうなことを思っております。以前に、教育委員会にその歴史を教えるべきじゃないかということは聞いたことがあるんですけど、そういう顕彰を何らかの形ですべきではないかなというふうに思うので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼いたします。

日蓮宗不受不施派の史跡を顕彰できないかということにつきまして、本久寺は修理され顕彰されているが、日

蓮宗不受不施派の史跡についても顕彰すべきではないかという点について答弁させていただきます。

議員御指摘の本久寺は、日蓮宗の寺院で、本堂が岡山県の指定文化財になっております。創建当時の豪壮な桃山建築の特色を残すという点が高く評価されたものであります。その歴史的価値を守るため、岡山県の補助金を受け、また和気町の補助金、そして所有者である本久寺からも応分の負担をしていただきながら、平成18年から平成23年まで保存修理工事をいたしました。

町内の日蓮宗不受不施派の関係では、益原地区にあります法泉寺の本堂が日本建築の技術に洋風建築の造作が見られる擬洋風建築が高く評価され、建造物の分類で和気町指定文化財になっております。また、同じく法泉寺内にあります法泉寺題目石が備前地域に初めて日蓮宗を伝えた大覚大僧正に関連するということが評価されて、建造物の分類で和気町指定文化財になっております。さらに、議員も御指摘いただきましたが、矢田部地区にあります矢田部六人衆及び二十八人衆遺跡が池田家による弾圧によって処刑された信者をまつっており、歴史的に重要であることが評価されて、史跡の分類で和気町指定文化財になっております。

近年、和気町では、和気清麻呂の顕彰事業などを推進してきましたが、和気町の歴史を彩るものとして、日蓮宗不受不施派が江戸時代に厳しい弾圧を受けたことは、文化財を担当する課といたしましても十分に承知をいたしております。ただ、和気清麻呂や田原用水を造った津田永忠のように、人物その者を偉人として顕彰するものではないために、日蓮宗不受不施派についてはまずは和気町が持っております大切な歴史として伝えていくこと、それとともに先ほど申し上げました文化財をきっちりと保存、活用していくことが重要であると考えておりますとともに、それに努めていきたいと考えております。御提言ありがとうございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 大体納得できる答弁がいただけたと思います。前向きにそういう史跡として、顕彰というのはどういう程度かというのは難しい問題だと思います。宗教というのに関わるのは平等性がないとか、いろいろ問題あって、本当に平等にいかないとあれなんで、それにしても何ぼか歴史、そういう事実があったということについては顕彰をぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の、これは提案するような話でございます。これも資料を本当は持ってくればよかったですけれど、いわゆる移住・定住対策で、尾道市は空き家バンクの中で引っ越しとかそういうものについてもNPO法人のほうで対応しているということを知ったので、市はこれ十七、八万ですか、因島と合併したりしてちょっと大きくなってんですけど、レベルが違いますけれど、非常に坂が多い町で美しいんですけど、生活の面ではいろいろ苦勞もあるところのようでございます。調べてみると、尾道市は平成29年から第1期空き家等対策計画というのを立てられて、空き家の調査をして、その当時7,000軒ぐらいあったんですけど、その災害とか皆さんに迷惑をかけたらいけないとか、管理不全な空き家を解消するとか、跡地の利活用だとか、いろいろな対策を打たれているようでございます。だから、都市建設課も関連はあると思うんですけど、取りあえずそういうものをサポートする体制ができないかということで御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からいただきました引っ越しをサポートする引っ越しサポートセンターと、そういったものをNPOで設立できないかという御質問についてお答えさせていただきます。

まず、議員がおっしゃられたNPO法人につきましては、尾道市の空き家再生プロジェクト、そういったNPO法人を念頭に置かれたものであるというふうに認識をいたしております。こちらの法人の活動といたしましては、空き家の活用の相談や空き家巡りといった物件の紹介、それから空き家のリノベーション、それから空き家

の片づけの支援とか、そういったようなものを行うものであるというふうに、こちらのほうもホームページ等で確認をさせていただきました。

空き家の活用状況といたしましては、和気町では空き家の物件の所在エリアとか物件が賃貸とか売買物件なのか、購入費用、家賃といった移住希望者の様々なニーズに対応できるほどの物件というのは確保できない状態ではありますが、空き家バンクへの登録申請数は令和3年度で44件、令和4年度で31件と、2年連続して30件を超えております。過去5年間でも153件いただいておまして、今年度も既に9件申請いただいております。これらの方々に新たな入居者がつくというわけではございませんが、空き家バンク制度というのは直営でやっておりますが、確実に浸透してきているというふう感じております。現在、和気町に移住向けの支援を行う法人はありませんけれども、空き家の活用に関する支援につきましては、移住推進室の職員の業務の中で対応したりとか、空き家の改修補助金、それから空き家片付け補助金等でおおむね今は賄えているというふうに考えております。NPO法人は引っ越してこられる方の手伝いというのも行われているようではありますが、こちらにつきましてはホームページで確認する限りメインの活動じゃないと。どちらかというと、リノベーションとかそちらのほうメインであるというふうな、こちらとしては認識をいたしております。

これらのことから、現時点では町が主導してNPO法人を設立する必要性に迫られているとは感じておりません。今後、例えば地元、民間主導でそういったものが立ち上げられるようなことがありましたら、当然連携して町ができないところの分野についてもやっていただけるようにこちら協力してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 和気町でも、移住促進ということで、大阪とか東京とか都市部へ説明に行ったり、あるいは、同僚議員も言われましたけど、実際東京都の電車とかでいろいろとつり広告をやったり、相当プロモーションに今まで使っているんですね、お金は。だから、実際の受皿をやる上で、特定空家というのが何ぼかというのはあれなんですけれど、500軒程度の空き家があるというふうな都市建設課のほうでもこれからそういう空き家の対策については条例化も恐らくされるんだろうと思います。そういう一生懸命担当の方は、お試し住宅も3軒ありますし、佐伯に1軒、それから和気に2軒あるわけなんで、そういうのも使ってかなり見聞というんですか、視察というんですか、そういうのはされている。実際に移住されている方も来られているんですけど、ぜひともこれがもっと効果的になるように、いろいろと空き家をサポートする体制、そういうものができないかというふうに思っているわけで、御本尊があるとかいろいろと家を空けるというのは非常に難しい面もあるんですけど、そういう面でも痛いところに手が届くようなことができないか、ぜひとも今後とも研究して推進をお願いしたいということで、よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

次に、8番 万代哲央君に質問を許可します。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず初めに、県道96号岡山赤穂線ですか、それに架かっております和気橋の架け替えと周辺道路の整備事業、バイパス化ということについて質問をさせていただきますけど、質問するに当たりまして、この和気橋の件とバイパス化のことにつきまして少し話をさせていただきます。

今の和気橋は、竣工したのが昭和39年3月です。来年の3月で丸々60年が経過します。県道96号線が往来する私の住む原地内におきましては、過去に痛ましい交通死亡事故が多発してきました。直近では、一昨年3月に死亡事故が起きました。また、歩道への乗り上げとか家屋への衝突事故も後を絶ちません。朝夕の渋滞とか

道路の双方から切れ目のない走行のため、横断や側道から県道に出る際いつときも目の離せない、気が抜けない状況であります。夜中でさえトラック等の騒音で目が覚めるという世帯もございます。原地内の県道改修といっても、もう拡幅するスペースというのはありません。原地内から赤磐市吉原地内の区間は、吉井川右岸の堤防を通行するバイパス化がベストと考えております。この考えは、原、本地内の大勢の方々の意見であると認識しております。

バイパス化を県に要望するに当たって、バイパス化と併せて竣工後60年を経過しようとする老朽化した和気橋の掛け替えを要望する声が石生地区の大多数の声であります。また、和気町にとっても、国道374号線とともに、主要道であります県道96号岡山赤穂線の道路橋であります和気橋の架け替えを過去十数年以上も前から繰り返し繰り返し事あるごとに県の要人に会うたびに要望していると承知しております。藤野地内の懸案だった県道改修が完了したら、次は和気橋の改良だという声を以前から聞いております。今後、その機運をますます広げていくことが町も議会も必要なことではないかと私は思っております。

質問させていただきますが、①のとおり、本年度、令和5年度の県の対応とか方向性というものを町はどういうふうに把握しておられるかという質問でございます。県が和気橋やバイパス化の件で今年度どう考えているのか、少しでも動いてくれるのだろうか、そんな思いも込めての質問でございます。県と町とで協議をしていただいております内容につきまして、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

答弁者が副町長となっておるところでございますが、私のほうでお答えさせていただきます。

万代議員の県道96号岡山赤穂線の和気橋の掛け替えと周辺県道の整備についてでございますが、まず1点目の令和5年度の県の対応、方向性を町はどう把握しているかについてでございますが、和気橋に対する岡山県の対応は、5年に1回実施する和気橋の橋梁点検結果に基づきまして、随時補修、修繕を実施し、耐用年数の延命化を図っておるところでございます。具体的には、今後伸縮装置の取替え、橋面防水、舗装修繕等が計画されておるところでございます。

次に、和気橋に対する岡山県の方向性についてでございますが、和気橋は令和3年度に実施した橋梁点検では、伸縮装置のゴムの劣化、路面の凹凸等が確認されておるところでございます。これは、次回の点検までの補修が必要でございまして、先ほど申し上げました補修工事に対応を行います。令和4年度に実施した耐荷力調査では、和気橋主桁の応力状態、ひずみでございますが、健全であるという結果でございました。この結果を受け、今後とも定期点検や適切な補修、修繕を継続しながら、耐用年数の延命化に岡山県は取り組む方向であると思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今答弁をいただきました。

今の答弁は繰り返しませんけれども、今の答弁のとおり、県の対応というものは、令和4年度、令和3年度以前からのものと、令和5年度の今年度になっても方向性は変わらないと、そういうことだろうと思います。今の答弁の中でも、長寿命化とか延命化とかというような言葉がありましたけど、そういう方向で県は考えているということだと思います。そういうふうに私は受け止めました。しかし、県としましては、町からいろんなこの件につきまして要望とか相談とかがあった場合は、真摯に聞く耳を持って対応していただけるものだというふうに思っておりますし、町の考えというものも理解を示しておられると、こういうふうに考えております。

私は、今の答弁とかを聞いておまして、新しい情報とかは何かないかなと、もしそういう新しい情報があれば早速地元でそういう話もしてみたいなと思っております。何も目新しいことはなかったんですけども、現在

の県の考えを知っておくことは大切なことだと思っております。今の答弁の内容も、地元伝えて、今後バイパス化に向けてできることをやっていきたいと思っております。例えば原地内でいろいろ相談して、請願書というふうなものも町議会のほうに出していくという方法もあると思っております。できることはやっていきたいと思っております。

②の質問でございますけど、町として今後対策を講じる必要はないかというようなことで、町長にお尋ねするわけでありまして、今まで事あるごとに和気橋の架け替えとかバイパス化については、県の要人と会うたびに何とかならんかという掛け替え、バイパス化について実態をいろいろお話しいただきながらしていただいておりますけれども、今後それに加え何かお考えがあれば、こういうことも実現に向けてやっていきたいというようなことがあれば、なかなか難しいことではありますけど、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。知事と直接話せる立場にある町長ですから、一言お願いします。

○町長（太田啓補君） 町として今後どのように行っていくかという万代議員の質問でございます。

先ほど県の考え方につきましては、担当課長が申したとおりでございます。昨年度も、耐荷力調査をしていただきまして、その結果が、これなら長寿命化でいいだろうということは県はしきりに言っているということでございますけれども、和気橋の掛け替えを含めた石生地区、いわゆる原地内の県道96号岡山赤穂線のバイパス化、この2つにつきましては、地元の方々が強く望んでおられるということは私も承知をしておりますので、引き続き県に強く要望をしていきたいと思っております。

先日、6月16日でしたけれども、岡山県の土木部、蜂谷道路建設課長にもお目にかかる機会がございまして、私のほうからこの点についても要望させていただきましたけれども、やはりそのときのお答えも、長寿命化でやらせていただきたいということは率直にそのようにお答えがございましたけれども、地元とすれば、同時に町としてももう10年以上この要望については和気町一番の要望であるということで、そういうことを申して、よろしくお願ひするということをお伝えいたしました。和気町のシンボリックな存在である和気橋と、原地内の非常に交通量の多い、また狭い県道でございますので、何とか安全な運行ができるように最善の努力をしてみたいというふうに考えていますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 町長に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今後、できることから一生懸命やっつけようと思っておりますので、御協力あるいは町と一緒に頑張っていきたいと思っております。また、議会の方にも、この件につきましていろんな御相談もさせていただきたいと思っておりますので、和気町それから和気町議会を挙げて、この和気橋の掛け替えとバイパス化が実現しますようにどうか御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、和気駅北口の駐車場事業についてお尋ねいたします。

3月議会で、土地購入費と支障移転費が削除されたことを受けて、①の質問ですけど、今後どう対処するのかを率直に聞かせていただきたいと思っております。

また、②の質問で、町長は、当事業とエレベーター設置事業を並行して取り組む姿勢を以前示していたと思っておりますけれども、今もそういう考えで変わらないのかという質問であります。

①と②は関連しておりますので、一括して答弁をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、万代議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。

今後、町長は、和気駅北口駐車場事業についてどう対処するのかという質問でございますけれども、和気駅北口にございます駅前駐車場の拡張事業につきましては、議員御承知のとおり、測量設計業務を発注しており、現在JRとの協議を進めているところでございます。駅前駐車場は、コロナ禍で落ち込んでいました駐車台数も徐々に回復をしてきておりまして、駅南駐車場よりも駅への動線も近いことから利用率も高いと考えております。また、駅南駐車場は、町有地ではなく借地している点からも、町有地として駅前駐車場を拡張することが将来の和気町のためになると考えております。本事業はぜひとも進めてまいりたいというふうに考えていますけれども、測量設計業務が完了いたしましたら全員協議会にてまた議員の皆様にご説明をさせていただき、十分協議もしていただきまして、御理解が得られましたら実現に向けて進めてまいりたいと考えています。

次に、2点目の質問についてでございますが、駐車場の拡張とエレベーターの設置事業を並行して行うのかということでございます。和気駅へのエレベーター設置事業につきましては、私の選挙公約でもございまして、現在でもバリアフリー基本構想を策定しているところでございますけれども、駅前の駐車場拡張工事につきましては、適切な時期を見て進めていきたいというふうに考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 答弁いただきましたけれども、3月議会が閉会しましてそうもたないときに区長会がありました。区長会の資料が地区から回覧で回ってくるんですけども、私もそのときにその資料を見ておりまして、北口の駐車場の拡張はこれからもやっていくんだというようなそういう活字があって私も耳を疑ったというか、目を疑ったんです。議会が閉会して10日もたないうちに区長会があるんでしょうけど、そういうことを書くというのがどうも信じられなかったんです、実際。私はそう思います。議会で修正があったわけですけど、そういうのを一体どういうふうに受け止めておられるのかなというふうに思いました。ニーズ調査とか、それから利用量の調査、もう少し詳しく利用がどういうふうなものかというのを調べて、そうすればすっきりするわけですから、そういうことをやるのが先ではないかなと思っておりましてけども、そういうこともなされないということで、非常に不可解な思いをいたしました。

また、町政懇談会の資料にも、今後やっていくんだというふうなことを書かれておったと思います。どうも私はそういうことをどういうふうにお考えになっているのかなと。今の答弁では、適切な時期にまた考えていくとか、適切な時期にまたこの事業をやっていくんだという表れ、意思だと思えますよ。やっぱり、もうこの事業のポイントというのは1つであって、エレベーター設置事業が完了して設置に相なったというときに、それで駅の乗降者数が増えてきて、そして駐車場を拡張しないといけないという状況になれば造っていくというのが、これは誰が考えてもそういうふうに見えるんじゃないかなと思うわけです。そう思うんですけど、今のうちにちょっと歯切れがよくない、分からないと。私も、6月になって6日ほどこの北口、南口の利用はどんな具合かなというので、6日間ですけども、3日間午前、3日間午後の様子を見ました。北口のほうは、定期駐車も空いてるのは多かったですけど、定期駐車は別にしまして一般のほうはほとんど満車状態で、一番駅から遠いところが四、五台空いてるというような状況でして、私も利用させてもらいました。南口のほうは、大体駐車場南北駅に近いほうの半分から向こうの西側、そっちのほうは大体65台から75台空いてました。6日間ともそういう状況であったわけですし、まだこれだけ空いてれば十分利用できるなというようなことを思いました。

今の御答弁にもありましたけれども、南口は借地だからというような理由で、北口を整備したいというふうな話ですけども、やはりそれだけでは納得できないといいますか、理解できない。借地ということであれば、それはもう返すことが決まっているんだったら別ですけども、ずっと使えるのであれば今のままで十分利用できるんじゃないかなとも思います。

それで、そういうふうなことを考えるときに、いろいろ思うんですけど、もう一度そのことについてお尋ねし

たい。適切な時期にまたこの事業をやっていききたいんだというような、どうしてそんなにこだわるんだろうかなという思いがあります。実際に利用者が増えて、必要であればすればいいと私は思いますけども、そういう状況でみんなが納得できる状況でやるならそれでいいと思うんで、ということはもうエレベーター設置後に状況を見ながら判断すればいいと思いますけども、そうは言われぬ。なぜこんなにこだわるのかなと私は思うんです。それで、どうしてもやりたいという町長の心を駆り立てるもの、そういうのが何かあるのかなというふうなことまで思うわけではありますが、その点もう一度御答弁を、エレベーターを設置して、その後の状況を見てまた考えていくということにならないのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほどの御答弁をさせていただいたように、万代議員も6月に北口の駐車場を使っていたということですが、前回も御報告しましたように、4月に115%、5月が140%ということで、6月も万代議員が5台ほど空いていたというふうに言われましたけれども、あそこは五、六台は空いてないと次から次へ入替えができないんで、定期ではないんで、入替えをすることのほうが収益が上がるというような駐車場の性格になっていますけれども、そのようなことで利用率は非常に高い。南の駐車場は、4月が64%、5月が77%ということになっています。そういうことで、私は利用率は非常に高いというふうに考えています。駅周辺の整備も含めて、やはり利用率の高い駐車場はなるべく早いうちに完成をさせるのがいいんじゃないかというふうに私は考えています。当然エレベーターを設置していくということで、これは非常にエレベーターは長くかかって、あと4年ぐらいかかるようになっています。全員協議会でも御報告をさせていただきましたように、バリアフリーの基本構想ができましたら、国庫補助の補助金の申請を行い、詳細設計を行い、そしてエレベーターの設置工事ということになりますから、まだ4年ぐらいはかかると。なるべく早く進めてまいりたいとは考えていますけれども、そのような状況でございますので、議員の皆様、先ほど言いましたように、今駐車場の拡張工事の測量設計を行っておりますので、その結果が出ましたら、全員協議会でまた説明をさせていただきます、御理解をいただければというふうに考えています。

そういうことで、利用率の高い駐車場でございますので、早い段階で進めてまいりたいということは思っていますけども、それも適切に議会の皆さんと調整をしながら進めさせていただくということでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ちょっとよく分かりませんが、北口のほうが140%ぐらいと言われたんですかね。そういうのがどうして140%かというのは私もよく分かりません。もともとあるスペースと、車の1日の台数に比べれば140%よりはもっと多くなるような気もするし、どういう計算かよく分かりませんが、もう一度そういうふうに数字を出すとされるんなら、利用量調査というんですか、そういうのをしっかり詳しいものを作らいたいと思うんです。そういうのを出してくれないと審議のしようがないと思います。

それから、南口におきまして、六十何%から七十何%の利用率だということは、まだ二十幾らから30台近いものが空いてるんでしょう。そこを全部埋まるまで使うのに何の不都合があるのかよく分からない。したがって、また質問をさせてもらう機会もあるし、今先ほど言われましたように、7月の末でその測量設計費のその成果が上がってくるということですから、そうすれば工事費もはっきりします。そうすれば、大体の全体の事業費というものははっきりすると思いますから、そういうことにつきまして町長も全員協議会でお話をさせていただくということをおっしゃっていますので、そのときに合わせて、また私が今までこの件について言いましたことにつきまして、皆さんと一緒に話をさせていただきたいと思っております。よろしく御理解をいたします。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 3つ目の質問です。

和気駅構内エレベーター設置事業について質問いたします。

1つ目に、南口を開いて、周辺のエリアを将来的に活性化させることが必要と考えるが、町長の考えはどうかという質問であります。

3月定例会の中で全員協議会がありまして、エレベーターの設置事業につきまして担当課長から説明がありました。その中で、今後JRは財政事情を踏まえた今後の経営方針として、財産を処分し、新たに財産を増やすことはしないと、南口設置についても難色を示したということでありました。そういう報告がありました。私は、将来に向けて南口設置の可能性はないのかなと受け止めて、強いインパクトを感じました。そのことが①の質問につながっているんですけど、この一般質問の通告書を提出した後で、後日担当課長がそのときの全員協議会で発言された内容というものを一回確認してみようと思って確認してみました。そうしますと、JRにとって南口設置のメリットは、現状では考えにくいから設置しないんだと私は納得しました。納得したというよりも、合点したわけでありまして。JRは、JRにとってメリットのないことはしない。JRにとっては、まず町がそれなりの手段を講じて、駅とかその周辺を整備することが先決であって、例えばJRの方針である駅のコンパクト化に合わせてJRの不要な駅舎を町が買い取って、観光協会にして運用していくとか、駐車場の整備とか、町が駅周辺整備等に十分な投資を行ってJRに十分なメリットがあるということで、初めて今後町からの協議というものに乗れると、そういう状態であると。それが、今のJRの経営方針といえますか、見解というような報告が担当課長からあったわけでありまして。私はそれをもう一回見まして、そのときは思っていなかったわけですが、3月議会のときは思っていなかったんで、一瞬唖然とした。JRの経営方針というか、和気駅についての見解というのを知ったわけでありまして。まずは町が駅や駅周辺整備事業をやって、人のにぎわいを醸し出して、JRにプラスになるような事業に投資してくださいねと、こういうふうに言ってるんだと思うんです。

それで、質問①でありますけれども、少し①の質問を崩した形になりますけれども、南口の設置は現状では無理な話だと。にぎわいが駅周辺に出てきて、南口に改札口がないと不便な状況になって初めてJRと町は協議すると、こういう受け止め方でいいのかなと。これをまず町長にお尋ねしますが、その上でもしそういう受け止め方でいいのならば、町長の南口設置についての考え方、将来的に南口というのは開いて、改札口も設けられるように、南口周辺エリアの振興のためにぜひ必要なものだというふうな考え方、これにつきましてお考えを聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、万代議員の3点目、和気駅構内エレベーター設置事業ということについてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の南口を開き周辺のエリアを将来的に活性化させることが必要と考えるということでございますけれども、全く私も周辺エリアを活性化させるという点については同意見でございます。先ほど万代議員がおっしゃったとおり、JRは1987年に分割民営化をされまして、やっぱり民営企業になったということで収益が上がらない点についてはもう切り落としていくということで、現在も地方交通線の問題で非常に県北を含めているような問題が醸し出てきているわけですけども、やはりそれは民間企業の事情でそのようになっているというように、今回の点につきましても、やはり行政が整備をするのであればしてくださいねというような立ち位置でございます。

令和5年、本年の3月14日の全員協議会で説明をさせていただいたとおり、JRと協議をする中では、南口に改札口を設置することはJRにメリットがないということで、非常に困難な状況になってきています。JRの財政状況を踏まえた今後の経営方針といたしましても、JRは財産を処分し、もう新たに財産を増やすことはしないということのようございまして、他の駅を見ても、駅舎のコンパクト化を進めているところであると考えています。

そこで、費用の面や設置時期を考慮した結果、現在の改札口のままで単独のエレベーター設置案でJRと協議を進めていくということで私の考え方をまとめさせていただいて、担当課のほうにも指示をさせていただきました。私の考えとしては、社会の高齢化が進む中、シルバー世代やハンディキャップをお持ちの方々などに安全・安心に公共交通機関を御利用いただける環境整備をするための和気駅構内、JRを利用していただくためのエレベーター設置というふうに考えているところでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 私もちよっと聞き逃したところもあって、また質問させてもらいますけど、2点お尋ねいたします。

現在の改札口のままでやるんだということで、単独設置の3案がありますね。東側、西側、それから跨線橋利用の3案ですけども。JRは、先ほど財産は増やさないとはいわれましたけども、これは財産になって、JRにとっては損をしない。少なくとも乗降客が増えることはあっても減らないわけですから、エレベーターを設置することには何の異論もないと思うんですけども、これはJRの財産になるということですから、JRがこの3案のうちから選択されるのかな。それとも、町のほうでJRと一致すればいいですけど、一応、町としては、東、西、跨線橋とありますけども、どれがいいとお考えなのかという点が1点です。

それから、設置した場合の運転の電気代とか、修繕が生じたときの修繕費等を含めたその維持管理費というのは、これはどこが持つんですか、JRですか、それとも町なんか。その負担割合はあるのか。その2点お尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） エレベーター設置はどこにするのかということで、以前の全員協議会でも3案を出させていただきましたけれども、現在バリアフリー基本構想を作成している段階でございまして、まだどれがいいのかということとははっきり決まっていますが、一番安価にできるものは、現在の跨線橋を使用する、これが一番安価にできるというふうに考えています。ただし、現在の跨線橋が耐震基準に耐えられるものかどうかということもございまして、それについては今後基本構想ができて、概略設計ができる段階で、大体明らかになってくるであろうというふうに思います。

それから、できた後の電気料だとかメンテナンス料だとかということは、私のほうもはっきりと承知はしてませんが、従来で言いますと、私の経験則からいいますと、構内にあるものはJR負担となるのではないかとこのように思っています。これはあくまで私の経験則でございまして、そのように御理解をいただきたいと思えます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 時間があまりなくなりましたので、もうこれ以上は、②のほうの質問を忘れてたんじゃないんですけど、しようと思ってたら時間がないんで、また全員協議会等で聞かせていただければいいかなと思っております。

結局駅前の周辺のにぎわいというものは非常に大事なことにこれからなってくるわけでありまして、昨日の質問の中でもありましたけども、旧大國家住宅を中心にして教育とか文化のゾーンというのを北口の和気駅に向けてつくるべきではないかというようなお話があったと思いますけど、町長の答弁では今すぐはできないというような趣旨の回答であったと思いますが、私は、やっぱりこの点につきましては駅前の周辺整備というのが大きな取り組みなければならぬ課題だなというふうに思います。そのようなことを昨日、今日の質問を通して感じたところではございました。またこれにつきましても、町のほうで一考していただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩とします。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

私は、3問質問をさせていただきたいと思います。

まず、わくわく健康ポイントについてお伺いいたします。

このポイント制度を始める前に、私たちはよその市町に視察に行った折ですか、こういう健康ポイント事業をしているところがありまして、これはいいことだなと、和気町でもやりませんかということでお伺いしたことがあります。ですが、すぐにはできませんでした。そして、取組が後れて健康ポイント、今やっているような制度で運用が始まっております。これについて、まだ町民の皆さんがはっきりとどのようにして、どういうことをしたら健康ポイントをもらえるかいうのをしっかりと把握していない人が多いと思います。これは広報誌によって周知されたんですが、広報誌はどうもよく読まれていない方が多いんですかね、知らないということがありました。いつ載ったかは僕も覚えてないんですが、載っていたので、こういうとこに載ってましたよって答えたんですが、その内容もいろいろとありまして、健康診断とかに行ったらポイントがもらえるとか、そういうのがあったと思います。運動するのに町トレーニングセンターに行ってトレーニングしたらもらえるかと持っていったらもらえなかったということもありますので、こういうところをしっかりとアピールをして、どういうことをしたらもらえるのかというのをアピールさせていただきたいと思います。

私は、運動全般を通して、健康に留意されている方は町の施設を使って運動した場合にはポイントがもらえるようにしたらいいんじゃないかと思っております。それから、大会、町の主催する、そういうものについては健康ポイントを与えると。分かりやすいようにさせていただきたいのが私のこの質問の要旨でございますので、まず今までのポイントの利用者の実態はということと、それからこれは健康が目的だと思いますが、このポイントの目的、それからポイントのため方、交換方法、それからポイントの種類、対象事業、それから拡充できないか、今言ったようにどういうふうな運動をしたらもらえるかというのを、いろんな運動したらもらえるんだというように拡充できないかということをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山本議員からのわくわく健康ポイントの御質問についてお答えいたします。

まず、ポイント利用者の実績についてでございますが、このわくわく健康ポイント事業は、昨年、令和4年6月から試行的にスタートし、現在437名の方の登録がございます。100ポイントがたまれば1,000円相当の賞品と交換できることとしております。これまでで6名の方が100ポイントに到達し、賞品に交換をされております。

この事業の目的としましては、各種検診の受診や、健康イベント、各種講座への参加、ウォーキングや、日々の健康の記録など、個々の健康活動への取組をポイント化することにより、運動など健康に関する取組の動機づけ、きっかけづくり、町民の健康に対する意識の向上、検診の受診率の向上につなげることを目的としております。

なお、参加の対象者は、高校生を除く18歳以上の町内在住の方となっており、ポイントカードはサエスタや体育館など公共施設に置いてあります。

事業の周知につきましては、広報誌や町ホームページなどでも行っておりますが、御指摘をいただきましたように、どういった取組がポイントの対象になるか、どこでポイントを押してもらえるかなどの複雑で分かりにくい点があるかと思えます。なかなかチラシ等を見ただけでは事業の内容を理解して取り組んでみようという気持ちにはなりにくい面があるかと思えますので、地域の団体の方の力をお借りして周知に取り組んでおります。まず、愛育委員、栄養改善推進委員の方に対し事業の説明を行い、それぞれの地域の中で声かけをしていただき、参加者の増加を図っております。今後も、分かりやすく取り組みやすいものにしていくため、周知内容や周知方法も工夫していきたいと考えております。

ポイントの種類、対象事業の拡充についてでございますが、現在ポイント対象事業としましては、本事業への登録時に付与する登録ポイント、検診受診や健康教室、地域でのサロンなどへの参加を対象とした参加ポイント、ウォーキングや健康の記録などの取組を対象としたチャレンジポイント、献血や塩分測定への協力に対する協力ポイントを設けております。また、新たなポイント対象として、和気町体育館や鶴飼谷温泉プールの定期的な利用に対してポイントを付与することも検討を進めております。

ポイントの付与には、取組を実施したことを確認する必要がありますので、個人個人が日々運動に取り組まれていることをポイントの対象とするのは難しい内容もあるかと思えますが、今後も町民の健康づくりへの取組の後押しとなるよう、対象事業の拡充についても随時対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 答弁ありがとうございます。

まず、サロンとかでポイントをもらえるようになっていくということですが、これサロンの主催ですか、責任者の方が年当初にこういうポイント事業をするということを町のほうに申請をしなければいけないのか、別に申請しなくてもできるのか、そこら辺のことをまた教えていただきたいと思えます。

私、サロンの主催をしておりまして、健康ポイントを下さいと言われていたことがまだないので、そこら辺の仕組みというのもよく見てなかったんで、申し訳ないです。そこら辺の説明もお願いしたいと思います。

それから、体育館それから温泉のプール等で実施されたスポーツの取組についてポイントは付与できるように考えているということは、ありがたいことでございます。こういうことで分かりやすいと思えます。ですから、ほかのところでも、ロマン街道でサイクリング大会とか、それからウォーキング大会とか、それからマラソン大会、いろんなところで大会がありますね。そういうところで受付をして判こを押していただくということも分かりやすいと思えますので、そこら辺の拡充をしたらどんなかなと思っております。

それから、18歳以上の方が対象となっておりますが、高齢者の方はなかなか運動する機会が少なくなっておりますので、高齢者の方は少しポイントを上げるとか、そういう工夫をして健康寿命をなるべく上げるようにするのがこれからの町の考え方じゃないかと思えますので、そこら辺の考え方もひとつ教えていただきたいと思えます。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

地域活動へのポイントの付与ということで、サロン等についてのポイントはもらえるのかということで、1点目の御質問をいただきました。

参加ポイントということで、サロンであってもポイントのほうは付与されます。ただし、条件がございますので、サロン活動であっても、サロンの内容で健康や栄養等についての講座であればポイントが付与されるという

ことで、こちらについては参加している愛育委員か栄養改善推進委員の方からの押印をもらえるというようになっております。

それから、チャレンジポイントということで、同じように地区活動、地区における身体や口腔などの体操等の取組についてもポイントが付与されるようになっております。こちらにつきましては、よっくらどっこい体操や、わけまるくん体操ということで、内容のほうは限られているところではございますが、今後もう少し条件を広く取っていかうかというふうに考えております。

それから、高齢者へのポイントの付与を上げるということでございます。

冒頭で答弁させていただきました登録者437名のうち、75%の方が70歳以上ということでございます。非常に高齢の方の登録が多いということでございます。御指摘のとおり、特にこういった方への健康への取組というのは、非常に効果的であるというところでございます。ただ、実は町としましては、できるだけ40代以上の若い方に積極的な取組をしていただいて、早い段階からの各種生活習慣病予防に役立ててもらいたいというような考えもありますので、今後そういったことも踏まえてどういったポイント制度がいいかというのは考えていきたいと思っております。

それから、最後のサイクリング大会等の行事への付与ということでございますが、こちら各種運動、体育に関するものでございましたら、町が主催でなくても、町のほうに申請をいただいて、町のほうが認めた場合であるとポイントを付与することもできますので、もしそういった体操等をするのであれば、町のほうへ一度申請いただければ、内容によってはポイントを付与する事業として認めるという条件がありますので、健康福祉課のほうへ御相談いただければというように思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。大体、分かりました。

1つ、町が主催でない場合、私どもの老人クラブも、夏休みにラジオ体操を推奨して毎日やるようにしております。そういうことも町のほうに申請すれば健康ポイントをもらえるようになるのでしょうか。そこら辺もお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

自主的な健康づくりに関する活動は対象事業として認定することができるということになっております。ただ、今直ちにラジオ体操等について対象となるかどうかというのは、もう少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、この健康ポイントについてはまだいろいろと改善するところが多々あると思いますので、皆さんが分かって、周知して、皆さんにたくさん使っていただいて、町のほうがこれ予算が足りないんだというぐらい使われるようにしていただきたいと思っております。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

私が前に質問させていただきましたSNSを使った情報発信ということで、町のほうは土日を除く毎日職員のほうがSNSを使って情報発信しているということを伺っておりますが、これしばらく途切れております。これの原因はなぜかということと、それから和気町では、この前から漫画の主人公というんか、登場人物を和気町のインフルエンサーとして迎えております。そのインフルエンサーを使っているんな行事をすると思います。そういうことをSNSを使って発信するのに、SNSのほうが割と拡散しやすいと思いますので、こういうことを使って和気町のPRをもっとしていただきたいと思っております。私も、SNSのほうで和気町のファンクラブは登録人数も増えていると、そういうことを聞いておりますが、これも全国に行きますとかなり増えると思ってお

ります。ですから、もう和気町ファンがかなりの数できるということで、ふるさと納税も増えて、いろんな面で和気町はPRがもうすごいねと言われるような和気町にさせていただきたいと思っておりますので、この辺の取組について少しまたお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、山本 稔議員の1つ目の質問、SNSを活用した情報発信についてお答えいたします。

答弁者は、町長、総務部長となっておりますが、情報発信については私のほうからお答えいたします。

現在、和気町ではSNS活用に関してはリツイートやハッシュタグ機能による拡散性の高いツイッターを中心に情報発信を行っております。

運用方法については、アカウント情報を各部署で共有し、情報発信したいときには各部署の情報発信担当者が町からのお知らせを投稿しております。

最近のSNSの情報発信状況について申し上げますと、新年度に入り、4月中旬までは定期的にツイッターの情報発信を行っていましたが、議員御指摘のとおり、藤まつり以降ツイッターでの発信ができていない状況が続いておりました。その要因といたしましては、各部署の担当が情報発信の重要性や有益性の認識不足によるものと考えております。改めて職員一人一人がSNSの活用の重要性を認識し、情報発信に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは続きまして、私のほうからインフルエンサーとコラボするなど、いろいろと利用してPRできないかといった項目の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど財政課長が申し上げましたが、ツイッターやインスタグラム、LINEといったSNSは、情報発信や情報収集の媒体として数多くの個人や民間企業、そして自治体が活用しております。本町におきましても、各種のSNSを用いた情報発信に努めておる、そういった状況でございます。

SNSでの情報発信につきましては、これまでわけまろくんツイッター、こちらに加えまして、今年度からは関係人口創出に向けて取り組んでいる漫画を活用した地域活性化事業において「推しが武道館いってくれたら死ぬ」、いわゆる「推し武道」を活用した取組の中で、作品に登場する和気町出身のキャラクターの基玲奈さん、こちらを公式インフルエンサーに任命するとともに、和気町ファンクラブというものを立ち上げ、ファンクラブの公式ツイッターと公式LINEを開設するなど、和気町に興味を持っていただけるように情報発信の体制を強化している、そういった状況でございます。

6月20日現在、ファンクラブの会員数は1,134人、ファンクラブのツイッターのフォロワー数が1,089人、ツイッターの表示回数は約100万回となっております。また、LINEの登録者数は1,325人というふうになっております。6月5日からは、東京新宿の街頭ビジョンへ基玲奈さんを輩出した和気町ファンクラブのPR動画を配信をしております、こちらを期間としては6月5日から3月頭までの約9か月間行うような予定となっております。こちらの動画の情報をツイッターのほうに投稿したところ、ファンクラブの会員というか、そういったフォロワーの方から動画を見たという投稿も寄せられております。こういった形で、だんだん東京のほうへも周知を広めていこうという形で取り組んでおります。この動画の内容につきましても、定期的に変更ができますので、基玲奈さんだけの情報ではなくて、和気町の観光とか特産品とか、そういったようなものも内容を変えながら幅広く、期間も長いですから、対応していきたいというふうに考えております。

そして、今後は基玲奈さんが作中でもインスタグラマーということで、インフルエンサーというような設定と

なっております。そういったことで、基玲奈さんのインスタグラムを新たに開設いたしまして、ツイッターなどとあわせまして、関連して実施する東京でのイベントの参加や、町内での複製原画展の開催、それから和気閑谷高校とのコラボの企画、そしてふるさと納税、そういったようなもの、それとともに和気町の観光やイベント、それから特産品としたもともとあるそういった内容につきましても、基玲奈さんというものを活用しながら、SNSで定期的に発信して和気町の認知度向上と関係人口の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

まず、SNSの発信ですが、現在はまた発信されているようでございますが、これは町の行事がなくて、その担当の方がその日の気持ちとか、今日は忙しいぞとか、今日はちょっと予定がないのでゆっくりできるなどか、そういうことを言ってもらっても構わないのじゃないかと。もう難しく考えずに、ずっとSNSのほうに上げていくということを目指していただければ、和気町はこういうことをずっと発信しているぞということが分かるわけでございます。ですから、職員の方にも難しく考えずに簡単にやっていただければと思っておりますので、こういうことを職員の方にもお勧めをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、私が前質問して、温泉のほうはあまり上がってないんじゃないかということをおっしゃっていましたが、最近フェイスブックで温泉のほうを頑張っていたら発信をされているようです。私も拡散するように協力しておりますが、私友達が少ないので発信能力がちょっと少ないと思います。ですから、たくさんのお友達がいるところに届くように、リツイートというのがありまして、それを職員の皆さんも見たらリツイートして友達のほうに拡散できるようにしていただければと思っております。

そして、プロモーションで「推し武道」が東京のほうでやったりいろいろとすることは、分かりました。こういうことを前もって早くSNS等で周知をしていただければ、皆さんも楽しみにしている方がいると思いますので、何か決まりましたら早めにSNSに上げていただければ、こういうことをやるぞということでもいいですけど、そういうところを出していただければと思いますので、こちら辺、ゆっくりでなしに、ちょっとでも早く皆さんにお知らせするように頑張っていたらいいんですが、こちら辺は無理なことでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議員御指摘の藤まつりまでは定期的で、それ以降なかなかできていなかったと。職員にとっても、行事等があれば、その行事で写真を撮ってつぶやいてというような形でこれまで来て、今御指摘のとおり、日々の思いをというようなこともありました。ただ、一方で公式のツイッターということで、どこまで職員のつぶやき、どこまで日々の職員の行動が公式のツイッターでできるのかということもありますので、まずは公式のツイッターということで、行事を中心に職員に負担のない範囲での活用ということを考えていきたいと思っております。

フェイスブックにつきましても、温泉のほうから投稿があるということで、ツイッター、フェイスブック等を活用しながら、職員に周知しながら努めてまいりたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

イベントとかの情報が早めに発信できないかということで御意見をいただいております。

申し訳ございません。1点、今東京に出している街頭ビジョンにつきましては、事後の情報提供ということになっております。ただ、今和気町ファンクラブのツイッターのほうへは、東京でのイベントには参加というのはいまもう上がっております。それから、今後も原画展とかもやるに当たりましては、もちろん事前にしてできるだけ反響を大きくして、多くの方にその後会場に訪れていただけるように、そちらも鋭意努めてまいりたいというふう

うに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それとあと、できましたらわけまろくんツイッター、それからファンクラブについては、それぞれツイッターがございませう。特徴を生かしながら、それぞれ連携できる部分は連携して、多分層が違ふと思ひますので、そういつたあたりのほうも活用できたなといふふうに、できる方法を今後考えたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。サエスタのほうも、いろいろなイベントがあるときはフェイスブックのほうで上がったり、いろいろとしております。議員の皆さん、それから職員の皆さん、こういうところをフェイスブック、インスタグラム等々、町の情報が載りましたら拡散できるようになるだけしていただければ、情報発信がかなりたくさんできるんじゃないかと思ひておりますので、こちらのほうの協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3点目、音声告知放送システムのことでございませう。

昨日、神崎議員の質問で、この端末は電源を差したらまずそれで使えるといふような感じでお伺ひしましたんで、私もそこら辺のことはよく分からなかつたんで、町長が町政懇談会のほうに詳しい説明は個人にはしないとおっしゃいましたので、これはどういふことなのかと思ひまして今日質問させていただこうと思ひたわけでございます。

これにつきましては、先ほども言ひましたように、端末に電源を差してそのまま使えるものでなく、もう少し説明をしないといけないといふことであれば、説明会にも来れないような年寄りの方が結構おられると思ひますので、そういう方にはやっぱり個人的にでも説明していただけたほうがいいんじゃないかといふことで質問させていただきました。これについて、端末の、今さっき言ひましたように、電源を入れただけでも大丈夫なのか、説明は要らないのか、そこらのことをもうちょっとお聞かせ願ひたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、引き続き音声告知放送システムの質問についてお答えいたします。

答弁者は町長になっておりますが、詳細な事業説明については私のほうからお答えいたします。

まず、次の告知放送システムでは、個人のスマートフォンアプリと告知放送専用タブレットを導入する予定にしております。携帯電話会社が行った調査によりますと、令和4年時点で国内におけるスマートフォンの保有率は9割を超えているとの結果もございませう。そのため、個人のスマートフォンで和気町のアプリを利用することを主流として現在考えております。今後導入する告知放送システムの個人への説明については、先日お答えしたとおり、スマートフォンアプリを活用される方には、広報誌やホームページなどで説明し、御利用していただくことを想定しております。また、専用タブレットを希望される方について、高齢者などはデジタル機器の操作が苦手であるといふことが想定されますので、タブレット説明会を実施する予定にしております。操作説明会につきましては、旧小学校区単位や希望する各地区単位を想定し、できる限り小さな単位できめ細やかな説明会を考えております。議員御指摘のとおり、御都合で説明会に来られない方も想定されますので、電話での対応、場合によっては訪問による対応といふものも考えております。

なお、スマートフォンアプリの利用方法につきましても、御不明な点については町へ問い合わせていただくことで対応を考えております。

タブレットにつきましては、昨日もお答えしたんですけれども、基本的には現告知放送システムと同じように、電源を確保してれば朝晩の放送が流れる。ただ一方で、タブレット、新たな機器の操作も考えてますので、タブレットのボタンを押して、その先の情報を取得といふことも考えられますので、そういつたことについてはタブ

レット説明会等でそのボタンの押し方であったり、情報の取得方法であったり、そういったことを丁寧に説明しようと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 告知放送システムに関しての地域の説明会の関係でございますけれども、確かに佐伯地域での町政懇談会のときに、個人の家まで来て説明するのが人に優しい町なんじゃないかというようなことがございましたけれども、その時点では担当課とどのような説明会をするかということはまだ検討してなかったものでございまして、担当課の負担を考えながら、今のところそこまでのことは考えていないという答弁をさせていただきましたけど、先ほど課長のほうが、きめ細かく電話による対応も、場合によっては家庭訪問もやぶさかでないというような答弁でございましたので、町といたしましても業者による電話質問の場面を設けたり、それから町としても電話での対応があったり、どうしてもという場合には家庭へ出向いてでもということできめ細かく進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。これを聞いて安心しております。住民の方にきめ細かい説明ができるように願っておりましたので、安心しております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時17分 散会

令和5年第6回和気町議会会議録（第10日目）

1. 招集日時 令和5年6月22日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年6月22日 午前9時00分開議 午前10時11分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 永宗 宣之
危機管理室長 河野 憲一	財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信行	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 田村 正晃	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	都市建設課長 西本 幸司
総務事業課長 井上 輝昭	会 計 管 理 者 清水 洋右
教 育 次 長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 4 8 号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	原案可決
	議案第 4 9 号 和気町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 5 0 号 和気町都市計画税条例を廃止する条例について	原案可決
	議案第 5 1 号 和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について	原案可決
	議案第 5 2 号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて	原案可決
	議案第 5 3 号 和気町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 5 4 号 令和 5 年度和気町一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 5 5 号 令和 5 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 5 6 号 物品購入契約の締結について	原案可決
	請願第 1 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願	採択
	陳情第 1 号 大中山・清水地区の悪臭及び水質改善対策についての陳情書	趣旨採択
追加日程第 1	発議第 3 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書	原案可決
日程第 2	議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について	原案可決
	議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について	原案可決
日程第 3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、6月20日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る6月20日、本会議終了後、3階第2会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、各常任委員長から付託案件の調査結果の報告があり、この後、各委員長から委員長報告を行っていただきます。

次に、追加議案として工事請負契約、これの締結2件が、本日追加提案されます。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から提出されておりますので、本日議題としております。

以上、委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第48号から議案第56号までの9件及び請願1件及び陳情1件についてを一括議題とし、各常任委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長(山本 稔君) 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月15日午後1時から、和気町議会議事堂において、委員全員、執行部より町長、副町長、教育長並びに各担当部・課長出席の下、当委員会に付託されました議案6件及び請願1件につきまして、慎重に審査したその結果を報告いたします。

初めに、議案第48号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、今回設置される活用検討委員会について、構成される委員と人数は決定しているのかとの質疑に対しまして、委員は10名で、メンバーは、商工会、観光協会、文化財保護委員、有識者のほか、役場の産業振興や観光に関する者で計画しているとの答弁がありました。

また、同委員から、有識者について具体的にどういった方なのかとの質疑に対しまして、旧閑谷学校顕彰保存会からメンバーに入っていただく計画であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、この委員会の目的と会議の開催の頻度は、またいつまでに何を決定するのかとの質疑に対しまして、年間5回程度を予定していて、今年度は、観光目的にするか生涯学習に活用するのか、大枠の方向性を決定していきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、国の重要文化財は県内や近県にもあるが、目指すべき先進事例的な施設があれば教えてほしいとの質疑に対しまして、県内では観光に供与したのことが多いようだ。宿泊施設の活用はかなりハードルが高いので、独自色が出せるよう、活用方法を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第49号和気町税条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第50号和気町都市計画税条例を廃止する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、今まで入っていた約3,000万円のお金が減るわけだが、そのあたりはどう考えられているのかとの質疑に対し、財源については、この徴収していた額がなくなるので、町の一般財源での対応となるとの答弁がありました。

次に、議案第51号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第52号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第54号令和5年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、サエスタ管理費の修繕料について、具体的にどういったところを修繕するのかとの質疑に対し、平成11年にできたサエスタの地下にある加圧ポンプが故障して応急処置しているが、部品対応もできないため、取替え修繕を行うものだと答弁がありました。

次に、請願第1号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、賛成多数で採択であります。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第48号から議案第52号までの5件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第48号から議案第52号の5件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第48号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号和気町税条例の一部を改正する条例について、議案第50号和気町都市計画税条例を廃止する条例について、議案第51号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第52号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号から議案第52号までの5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

請願第1号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願についてを採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

令和5年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託された議案4件及び陳情1件につきまして、去る6月15日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部・課長出席の下に、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第53号和気町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第54号令和5年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、有機農業産地づくり推進緊急対策事業の補助金について、現在7名の方が有機農業に取り組んでおられるが、何団地あって、面積はどれくらいなのか。また、町が目指している目標の面積はどれくらいなのかとの質疑に対し、把握している面積は、水稻が0.55ヘクタール、野菜などが1.17ヘクタールであるが、団地については把握していない。また、事業の目標の面積は約6ヘクタールであるとの答弁がありました。

同委員から、この事業は販路確保まで見据えたものだと思うが、補助金918万3,000円はどういった目的に使われていくのかとの質疑に対し、この補助事業は、有機農業を広く周知させ、関心を持つ農業者を増やすことで、多くの農業者が知識、技術、販路などの取得をすることなどが主な目的である。今後の取組などを話し合う勉強会や検討会の実施、水稻技術、有機栽培講習会等の実施による技術の取得などにも取り組んでいく。併せて学校給食への提供により、子供たちへの関心を高めるなど、普及啓発につなげることや、販路の一つとして、消費流通につなげたい。意欲を持った方々がこの推進協議会に入ってきているので、協力しながら目標に向かって進んでいきたい。国のほうも25%は有機に変えていくという方針を立てている。和気町でも国の方針に基づきながら、食べられる、もうかる農業といった方向に向けて頑張っていきたい。そして、自然に優しい有機農法を和気町としても取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、協議会の発足の時期はいつで、どういう形での組織なのか、事務局はどこが持つのか、ハード事業への補助も可能なのかとの質疑に対し、事業主体である協議会は今年の5月1日に設立されている。構成は、町内に有機農業者が属する団体、行政としては町、県の普及センター、それからJAで、事務局は町の産業振興課である。事業内容は、5年間の実施計画の策定、検討会や勉強する場の開催、技術の取得などのソフト事業であるとの答弁がありました。

また、同委員から、この事業は国の10分の10補助で、和気町が積極的に手を挙げたと推測できるよい制度だと思われるが、県内27市町村の取組状況はどうなっているのかとの質疑に対し、県内では、和気町が1番手を挙げ事業実施を予定している。全国では、令和4年度末までに42市町村が事業に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第55号令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、加賀知田第2加圧ポンプ場1号送水ポンプ取替え工事により、今後、どれくらい対応できるのかとの質疑に対し、広域水道の受水池から加賀知田第1中継ポンプ場を経て、今回交換する第2中継ポンプ場へ、それから加賀知田の配水池へ送るもので、ポンプの寿命は約15年、今回のポンプは11年で交換となったが、毎週、現地での点検を実施している。引き続き町民に不便をかけないようにやっていくとの答弁がありました。

次に、議案第56号物品購入契約の締結についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、現在使用しているダンプの処分はどうするのかとの質疑に対し、今回購入するダンプの納入に約1年かかる予定で、古いダンプはもう一年は使用しなければならないが、その時点で古いダンプの下取りの価値があれば検討し、他の施設での使用も考えているが、最善の方法を取っていききたいと答弁がありました。

最後に、陳情第1号大中山・清水地区の悪臭及び水質改善対策についての陳情書についてであります。審査の結果、賛成多数で趣旨採択であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、意見がありました。

委員から、この陳情の中身について、相当前から経過について承知しているが、臭気や水の環境は分かりづらく、目に見えにくく、難しい問題だと思っている。趣旨は十分理解しているし、陳情書には丁寧に書かれていることから、議会として趣旨採択がよいのでは。この問題について、過去からの改善計画からも努力されていると思われるが、依然として環境基準の規定値を時々上回っている。改善努力をしているからよいというものではなく、基準値を少しでも抑える努力として、設備面、特にハード面の取組が必要なのではないかと意見がありました。

別の委員からは、寒い時は非常に臭いがするし、改善しないとイケない問題だ。国や県の費用を使って、畜舎を改善することを検討すべきだ。強力に国や県の施策を求めていくために、採択して、町がどんどんやっていけば解決する問題なので、議会としても意見を出したほうがよいとの意見がありました。

別の委員からは、畜産環境改善対策協議会は現在も機能しているのか、また検査内容について、周辺河川の水質調査を毎年、年4回、臭気調査では隔年で年2回実施しているが、臭気調査も毎年、年4回実施できないのかとの質疑に対し、大中山地内における環境対策の現状について、町として、臭気調査、水質調査を行っている。臭気調査は隔年で年2回、6月から9月に行っている。調査の目的は、事業者に対して臭気の基準を遵守する対策を講じてもらうためだ。調査には、旧和気町地域で用いている臭気指数規制の基準数値14を超えた場合、事業者に対して状況報告を求めている。水質調査については、5月、8月、11月、2月の年4回、長溝川2か所、初瀬

川1か所で実施している。目的は、付近に河川があることから、河川を継続して監視することで、牧場内の汚水の河川への流出、水質の悪化を防ぐために継続調査を行っている。調査項目は6項目あるが、環境基準には川ごとに類型の基準値があって、吉井川と金剛川にはそれぞれの基準があるが、初瀬川には環境基準がない。しかし、初瀬川水系の周辺に畜産業が存在していることから、今後も継続して調査、監視をしていきたい。臭気調査は隔年の実施ではあるが、令和5年度以降は毎年実施をし、状況に応じて回数の方も増やしていきたいとの答弁がありました。

同委員から、環境改善対策協議会について詳しく知りたいとの質疑に対し、協議会は平成17年に設立され、メンバーは岡山県の畜産部局の担当者、和気町産業振興課及び住民課、畜産農家で、年2回、8月と2月頃に開催している。会議は、水質検査の状況や臭気検査の状況等について、畜産農家を含めて協議していると答弁がありました。

同委員から、水質の状況についても天候や四季で違うと思われる。地元への説明会、協議会も、地元に行って現地の人の話を聞いて、足で稼いだ情報で活動すべきではとの質疑に対し、現在、定期調査を業者に委託して行っているが、臨時的な調査回数を増やすことも可能である、改善されていないのが問題だとの指摘があったが、行政として一生懸命取り組んでいる。畜産農家も一生懸命対策をされている。しかし、結構な頭数があるので臭いが収まらない。なかなか改善されていないことから、今後も行政として努力していきたい。地元区から要請があれば、出向いて説明会も行いたいとの答弁がありました。

別の委員から、畜産環境改善対策協議会への提案として、環境の視点で専門家に入ってもらうことはできないのかとの質疑に対し、臭気については県は携わっていないが、町として県の環境課に入ってもらえるよう要望していくとの答弁がありました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第53号、議案第55号及び議案第56号の3件は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第53号、議案第55号及び議案第56号の3件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第53号和気町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、議案第55号令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第56号物品購入契約の締結について、以上3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第53号、議案第55号及び議案第56号の3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

陳情第1号大中山・清水地区の悪臭及び水質改善対策についての陳情書についてを採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、議案第54号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第54号令和5年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

議案第54号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第54号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第54号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時31分 休憩

午前9時47分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長（居樹 豊君） それでは、先ほど開催しました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日の日程第1において採択されました請願第1号を、この後の追加日程第1において発議第3号として、本日追加提案することに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第3号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第3号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（当瀬万享君） 追加日程第1、発議第3号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書についてを議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので御覧ください。

次に、提出者であります居樹 豊君に趣旨説明を求めます。

7番 居樹君。

○7番(居樹 豊君) それでは、発議第3号再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書について、提出者の趣旨説明を行います。

この意見書は、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を会議規則第14条の規定により提出するものであります。

再審法の改正を求める意見書を御覧ください。

本文の一部を朗読いたします。

再審は、無辜が救済される最後のとりでです。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪、それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはなりません。しかし、後を絶ちません。その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。もう一つの壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て、上訴が許されていることです。このように、この再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴の禁止は、無辜の者の救済のための焦眉の課題です。刑事訴訟法、2016年改正の附則で、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示について検討を行うこととしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことと定められ、その早急な実現が求められています。よって、この次の2点について、再審法の改正を行うことを要請します。

1、再審における検察所持証拠の全面開示。

2、再審開始決定に対する検察の不服申立て、上訴の禁止。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

なお、意見書の送付先は、内閣総理大臣、並びに法務大臣であります。

以上、発議第3号の趣旨説明といたします。

○議長(当瀬万享君) これから、発議第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

居樹君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第3号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第3号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認め、これから採決します。

発議第3号再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、議案第57号及び議案第58号の2件を議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、本日追加提案をしております議案第57号、議案第58号の2議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第57号の工事請負契約の締結についてであります。令和5年度学校施設長寿命化計画に基づく和気小学校の長寿命化改良工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第58号の工事請負契約の締結についてであります。令和5年度学校施設長寿命化計画に基づく佐伯中学校の予防改修工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、議案第57号及び議案第58号の2件、順次細部説明を求めます。

総務部長 永宗君。

○総務部長(永宗宣之君) 議案第57号・議案第58号説明した。

○議長(当瀬万享君) これから議案第57号及び議案第58号の2件の質疑を行います。

まず、議案第57号工事請負契約の締結についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第58号工事請負契約の締結についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番(山本 稔君) 1つだけお願いします。

指名業者なんですが、まず最初の第57号には8業者、それからこの第58号も8業者なんですが、これ、価格とか、指名のランクがあると思いますが、これ、予算の関係でこうなると思うんですが、ほかに指名をするような業者は、価格が低くなったら増えるんじゃないかと思われたんですが、同じというのはどういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(当瀬万享君) 総務部長 永宗君。

○総務部長(永宗宣之君) 失礼をいたします。

指名業者の内訳でございますが、今、山本議員おっしゃられましたように、工事の規模によりまして指名業者を変えております。1件目の議案につきましては、予定価格が3億円以上ということでございまして、岡山県の建築の格付のダブルAの業者の中で、過去に指名実績、あるいは町内での事業実績のある事業者を指名をいたしましたものでございます。

続きまして、2件目の議案第58号のほうでは、こちらのほうは予定価格が2億円未満ということでございまして、先ほどの案件と同じで、県の格付のダブルAであって、以前に工事実績、あるいは指名実績のある業者に加えまして、岡山県の格付のAランクの業者が町内にございましたので、こちらを加えたという形になっております。

○議長(当瀬万享君) 6番 山本君。

○6番(山本 稔君) また後で聞きます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第57号及び議案第58号の2件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第57号及び議案第58号の2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号及び議案第58号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第57号及び議案第58号の2件は、討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

初めに、議案第57号工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第57号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第58号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和5年第6回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今議会において提案をいたしました報告3件、条例改正6件、補正予算2件、契約1件、そして本日追加提案いたしました契約2件につきまして、慎重に御審議をいただきありがとうございました。

ここで議員の皆様にお知らせをさせていただきます。昨日、和文字焼きまつりの大会委員会を開催いたしまして、本年度、開催することを正式に決定いたしました。約2,000発の花火だけでなく、清麻呂太鼓の演奏やうちわ抽せん会など、コロナ前と同様の内容で実施いたします。詳細が決まりましたら、町のホームページやSNSなどで公表する予定にしていますので、よろしくお願いいたします。

今後も何かと御多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、くれぐれも御自愛をされまして、ますます町政発展のため御活躍されますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は大変御苦労さまでした。

○議長（当瀬万享君） 今期定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずは、今定例会が議員各位の終始極めて真剣な御審議により議了できました。皆様方の御精励に対し、衷心より厚くお礼申し上げます。

本定例会も、町長をはじめ執行部の皆様方には、審議に対しまして真摯な態度をもって御協力いただきましたことに敬意を表しますとともに、会議で議員各位が申しあげました意見なり要望事項なりにつきましては、特に考慮を払われ業務を遂行されますよう要望を申し上げます。

最後になりましたが、議員及び執行部の皆様方には、これから本格的な夏を迎えます。健康には十分御留意されますようお願い申し上げます。誠に簡単でございますが、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして令和5年第6回和気町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月22日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 山 本 泰 正

和気町議会議員 広 瀬 正 男